

午前十時 二分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第四号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○四番（国実久夫君） おはようございます。台風一過、すがすがしい朝を迎えました。

しかし、被害をこうむられた方のお見舞いを心から申し上げます。

きょうは、一番でさわやかに質問していきたいと思えます。

それでは、一般質問の通告に従いまして、地元市会議員であります旧南小学校の跡地について、質問いたします。

先般、二人の議員が質問しましたので、重複部分は避けたいと思えます。私は南校区を回るたびに、「旧南小跡は何がいいですか、どうしたらいいですか」と声をかけます。すると、いろんな意見、十人十色、まさに人生いろいろあります。まとめることは本当に難しいです。それは後に質問いたしまして、とりあえず維持管理についてお伺いいたします。ある人の意見で、「学校がある間は砂ほこり、砂場のほこり、吹雪、我慢できました。しかし、学校がなくなりまして、そういう辛抱はもうしたくありません」という意見がありました。私も、ああ、そうだなと、その人の立場になってみますと、本当、学校周辺の人は大変だなと思えました。

それで、まず質問します。旧南小学校跡地の維持管理について教育委員会はどのように考えているのか、特に草刈りや樹木・防犯・砂場対策等についてどのように考え、お金をかけていただけるのか、お伺いいたします。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

南小学校跡地の維持管理につきましては、年二回の草刈り及び落ち葉の清掃の委託、月一回程度の校地内点検を実施しているところでありますが、維持管理につきましては、もう少し回数をふやしていきたいと考えております。校地内の保安につきましては、引き続き青少年センターと連携をとり合い、警察並びに補導員によるパトロールを一層強化していくよう依頼していきたいと思えます。

それから、お尋ねの砂場の件でございますが、冬場に向かって地域の方に御迷惑をかけると考えられますので、旧砂場につきましては、埋め戻しをいたしたいと考えております。今後とも周辺にお住まいの方々に御迷惑をおかけしないよう、維持管理に最善を尽くしていきたいと考えております。

○四番（国実久夫君） 砂場を埋め戻すとのことで、そのようにしていただきたいと思えます。

それでは、活用について。先般二人の先輩議員が述べましたけれども、私は若干異なる

方法でお尋ねいたします。

私は、南地区の体協の会長をしております。今度の十二日に旧南小跡地でグランドゴルフを催します。十月十七日にはマラソンソフトを催します。教育委員長にお願いしまして、気持ちよくグラウンドをお借りすることができました。先ほど言いましたように、いろいろな意見がある中で、年寄りの方は、年寄りが憩う場所にしてほしい――旧南小跡地のことなのですけれども――若い人は若い人で、若者が呼べるような専門学校が欲しいとか、ショッピングが欲しいとか、美術館・図書館を誘致したらとか、老人ホームをしたらとか、市営住宅にしたらとか、いろいろあります。我々グランド仲間の話では、グランドゴルフのために、地区の運動会のために、そういうものがあってもいいのではないかと、そういう意見があります。なるほどなど。私が吉弘の公園を通るたびに、年寄りの方がグランドゴルフを楽しんでおります。石垣は区画整理できれいになっておる。何万平米のグラウンドがある。南地区は旧市街地で、我々はなかよし公園という小さなところでささやかにグランドゴルフを楽しんでおります。何とか不公平感をなくすためにも、旧南小グラウンドを南地区の人のためにも開放して、何も当たらないことがいい場合だってあるのではないかと考えております。

話は飛びますけれども、楠港は、跡地は三十億もかけて、市が九億もかけて投資しております――投下しております。費用対効果で、活用は当然だと思えます。しかし、旧南小跡地等は明治以降別府市のものであり、原価はありません。それで勝手な要望ですけれども、南地区の人のためにもそのように活用してはどうですかという市の方向もあっていいのではないかと私は思っております。今後ともその方向でも考えていただきたいと思ひまして、この項の質問は終わります。

次に（「答弁は要らぬのか」と呼ぶ者あり）、はい、結構です。流川通りの公共下水について一般質問通告いたしました。私は、あの近辺通りに仕事のお客様が何人かおられます。お客様に常々言っております。「いつか必ずこの流川の工事が始まりますよ。工事が始まれば一年、二年営業が五割、六割と落ちますよ。今頑張ってください。蓄積しないと大ごとになります」、常々そのように言っております。私は、永石通りという浜町に住んでおります。まだ住んで七年ぐらいなのですけれども、私が政治家を志した原点があります。引っ越しまして、日当たりのいい場所なのですけれども、驚きました。側溝もなければ下水道もありません。大分のお客様に相談しますと、「へえ、別府というところはおくれているな。それではしょうがない。地下に浸透升を入れる」。私は市役所に行って、「永石通りに公共下水がないのはおかしいではないか。早くしてください」と言いました。すると担当者は、「あなた一人が言っても何もなりません。そういうことは自治会長が言うべきです」、「へえ、そうですか」。私は文書をつくりまして、自治会長のところをお願いに行き印鑑をもらい、再度提出しました。すると担当者いわく、「順番があります

から、いつのことかわかりません」。悔しかったです。まあ、それであきらめもしました。すると、ある日突然、松原住宅市場の跡地に市営住宅が建つ。すると、公共下水がないのはおかしいから、すぐ取りかかります。案内が来ました。ははあ、市長の一言で物事が決まるのだなと。それで、そういうことも含めて私は、地区にないから政治家を志すことになりました。

話が飛んでまことに悪いのですけれども、秋葉通りが貫通したら必ず流川通りに来る、公共下水の工事が来る。そういうことで話が長くなったのですけれども、別府流川通りに公共下水がないことはおかしいという疑問を持っているのは、私だけではないと思います。楠港の開発もあります。いつから取りかかってもらえるのでしょうか。どのような状態なのでしょうか。当局の御説明をお願いいたします。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

先ほど議員さんのおっしゃいました永石通りの公共下水の整備でございますが、これは永石通りには一メートル掛け一メートル五十の大きな雨水渠が入っておりました。その改修とあわせまして公共下水の布設を四年前に設置しております。あと、横線につきましては、逐次公共下水の整備を行っていきたいと計画を立てているところでございまして、側溝につきましても、公共下水の整備とあわせまして側溝整備をしております。また、その付近につきましては、水道局が鉛管対策といたしまして鉛管整備をしております。その関係もありまして、水道局及び下水道、土木課、関連を持ちながら同時期に施行していきたいと考えているところでございます。

それから、永石通りの公共下水の整備についてでございますが、永石通りの公共下水は、本年度……（「流川通り」と呼ぶ者あり）すみません。流川通りの公共下水道の整備でございますが、本年度は、流川通りを中心といたします未整備地区につきまして、調査・測量を現在行っているところでございます。この流川通りにつきましては、昔の旧市街地の中心通りでございまして、地下埋設物や雨水渠、それからいろいろありまして、N T Tとかいろいろあります。こういうようなのをいろいろ、地下埋設物をクリアしていかなければいけないという問題もございます。それから、迂回路といたしまして永石道路それから秋葉通り等が完成しております。それから山田関の江線、県の施行でございますが、山田関の江線も完成間近でございますので、そういう迂回路ができましたら、逐次整備計画を立てながら実施をしていきたいと現在検討しているところでございます。

○四番（国実久夫君） もう測量等に入っているとのことで、少し安心しました。しかし、先ほども申しましたように、流川は商店が多いので、地元への対応について工事期間の開始等を早目に周知徹底していただきたいと思いますが、それについてどのように考えておりますか。

○議長（清成宣明君） ちょっとお知らせをいたします。

先ほど火災報知機が鳴りまして、現在その原因を調査中でありましてけれども、議場内のクーラーがとまっております。早急に回復に努めておりますけれども、まだわかりませんので、もし暑ければ、どうぞ上着をおとりください。お願いします。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

流川通りの商店街、地元への対応ということでございますが、先ほど申しましたように、現在調査・測量等を行っております。これができましたら、地元の商店街の皆様方に説明をしながら、商店街の関係者に説明を行うとともに御理解と御協力を得ながら、早い時期に実施できればなと考えているところでございまして、そのときはまた議員さんも御協力をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○四番（国実久夫君） なるべく早期に着工にかかっていたきたいと思います。

それでは次の通告、新野球場建設についてお伺いいたします。

新野球場建設に伴う用地交渉経過と施設計画の進捗状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○総合体育施設建設室長（小野信生君） お答えいたします。

新野球場建設に伴うその後の用地交渉の経緯でございますが、御承知のとおり予定地内に一部民有地がございまして、これまで十数回の交渉を重ねてまいりました。しかしながら、残念ながら現在のところ合意に至っておりません。しかしながら、平成十九年秋の軟式野球・天皇杯全国大会の主会場として予定されておりました、さらに野球関係者より、別府球場の代替球場として早期建設の要望がなされております。

そこで、事業計画を推進するためには、施設の配置や規模の見直し等が必要となってまいります。その見直しにつきまして、先般、議員の皆様方や地元の自治会の皆様に相談いたしまして、御意見を伺っているところでございますが、さらに近日中には、地域住民の皆様にも御説明してまいりたいと考えているところでございます。

○四番（国実久夫君） 配置を見直した上、建設するとの計画を聞きました。私は、驚きました。ここに民有地の字図を取り寄せたのです。この広大な公園地内、スポーツ施設内に三十坪の民有地を残している。昭和四十八年に坪三万七千円で収用しております。その隣接地、奥の方になるのですけれども、昭和五十年三月に四万三千円で収用しております。道路側に面して、坪七万円で収用しております。それから二百メートル奥の民有地、どういう経過で残したのか不思議でなりません。記録もさかのぼって調べていただいたのですけれども、ないそうです。合意に至らないということはどういうことなのか、担当室長にお聞きしますと、不動産鑑定評価額と本人の希望の差が大き過ぎる。私は、考えに考えて夜が眠れません。不動産鑑定評価額、何ぼで収用しようとしているのか、公表できますか。

○総合体育施設建設室長（小野信生君） お答えいたします。

公共補償のいわゆる用地の買収価格については、コメントを控えさせていただきたいと

思います。

○四番（国実久夫君） 公開の原則からいって納得ができないのですけれども、常識的に道路側が五十年に七万円、奥の方が三万三千元、四万三千元、二年で上がってきているわけなのです。今から二十九年前の話なのです。不動産鑑定評価額が絶対と執行部は思い込んでいるような節があってなりません。道路側を収用しまして、周りを収用しまして、残った土地は価値がないから何ぼだ、不思議で仕方ありません。私は、元高校球児であります。鶴見丘高校野球部キャプテンとして頑張ってきた、元高校球児であります。旧別府球場で日本一になった吉良投手から、右中間三塁打を打った記憶は一生忘れません。その思い出のある球場は、今はありません。私は、野球人として一日も早く野球場を建設していただきたい、その気持ちは偽りありません。しかし、昭和四十八年、今から三十一年前に公園地として収用しました土地に三十坪残してきた無念さは、私は当時はまだ二十何歳です、その当時の市長も知りません。しかし、それは私の考えでは失政、間違っていると思います。

そこで、よけて野球場をつくりたい。私は、また失政を繰り返すのではないかと危惧しております。明豊高校が甲子園に出場しまして、一般財源から一千万の補助金を交付しました。この三十坪の買収との差額は、公表できないということですが、本人との希望価格、推定で七百万、八百万。交渉すれば四、五百万になるかもわからない。しかし、執行部は、不動産鑑定評価額より一円も出しません。早く収用に応じてください。その一点であります。（発言する者あり）いえ、ちょっと待ってください。

もっともっと公にオープンにさせていただきまして、みんなで知恵を出して……。新野球場を、市長は十九年の天皇杯に間に合わせたい。地権者はそんな値段では譲らない。タイムリミットが、どんどん迫っております。私は私なりに夜眠る前に考えまして、キャップを売ったりTシャツを売ったり、何かいい方法はないかな、何かみんなのアイデアがないかな、寄附を募ることはできるのかな、いろいろ考えております。結論的に、地権者の承諾なくして建設は不可能に近いのではないかなと思っております。どうか誠意ある御回答をいただきたいと思います。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

先ほどの用地の件でございますが、私どもは、用地交渉を断念したわけではございません。地権者の方に対しまして、球場の施設配置や周辺整備の観点から、地権者の方には今後とも引き続き説明をしながら御理解をいただけるよう、現在のところ鋭意交渉しているところでございます。

それから、先ほど申しましたその単価というのですかね、用地買収の件でございますが、地権者の方とも大分開きがあるという形でございますが、この件に関しましては、公共事業に関する用地買収につきましては、公共用地の取得に伴う損失補償基準によりまして、

国家資格を持ちました不動産鑑定士が鑑定した評価でございまして、正常な取り引き価格の額に基づき地権者と交渉・契約を行うものでございまして、売り手、買い手市場のような民間的な取り引きとは異なります。地権者の要求で取得することはできないものでございまして、市といたしましては、今後十分交渉を重ねながら、合意をいただけるように努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○四番（国実久夫君） 私は、しつこいことは嫌いな男です。でも、どうしても部長さんが、不動産鑑定が一番だと言われるのではないかなと思ったから、字図を取り寄せて説明しているわけでありまして。だれでも、立場が変われば物の考え方は変わります。私が何度も言いますように、道路側に面した土地は、昭和五十年に七万で買収しているのです。収用しているのです。その道路をふさいで残った土地を評価していただきとなれば、不動産鑑定士さんは、当然道路もない残った土地は、こんなものはこんな値段ですよと、それはまた当然だと思えます。収用方法が間違っている、過ちを正さないで、今はこれだからこれで収用していただき。それでは私は事が解決するとは思っておりません。私は、室長や永井さんが一生懸命仕事をしていることは認めます。しかし、どうしても我々民で歩いてきた感覚と官の感覚、開きがあるように見えて仕方ありません。しかし、私一人の力ではどうにもなりません。何とか一日も早く地権者の同意を得られまして、新野球場が建設されることを願ひまして、この項は終わらせていただきます。（「手が拳がっておる」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○総合体育施設建設室長（小野信生君） お答えいたします。

先般、議員の皆様にお示しした図面をもちまして、地権者の方にも御説明申し上げたところでございます。今後とも引き続き用地の交渉に御協力いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。（発言する者あり）

○四番（国実久夫君） それでは、別府扇山ゴルフ場について通告しております。

私は、十五年九月議会で扇山ゴルフ場について意見を述べさせていただいております。そのとき、十五年の決算予想で百万の利益予想で提出されている。とんでもない、私は、八千万赤を打つでしょう。十五年度の決算書が上がってきました。赤字額八千六百万です。私は、仕事柄、経営コンサルティングをし切ります。今度は十六年は七千万で赤字予想が来ております。赤字が、どんどんふえてきます。当然だと思っておりますよ。周りが無借金、外資、民事再生法、売却等で無借金経営、独自の食堂、食事無料等をやっていっております。なかなか扇山ゴルフ場の経営は厳しい、将来は赤字補てん、間違いなく来るものと思っております。これも残念ですけれども、私一人の力ではどうしようもありません。

そこで、会員権の償還期が十七年、早い人で九月、十月、十一月と上がってきます。ここに契約書の控えがあります。ちょっと読ませていただきます。「預託金、会員資格保証金は、扇山ゴルフ場会員権約款第五条の規定により、全額をお支払いいただいた日より無

利息で下記の定める据え置き期間の後に当該会員の御請求により、会員証書、会員資格保証証書を引き換えに返還いたします」と第十条に記載されています。十一条では、

「会員契約の変更に関する事項。一、預託金の据え置き期間十年で延長することはない」、このように記されております。私の知人、お客さん、あらゆる方から、「どうなるのかな、どうなるのかな。どげするのだろうか」。私もわかりません。ただ新聞紙上で新社長が延期をお願いする。金利を払ってでも延期をお願いする、そのように書いてありました。私の予想では、どんどん借金がふえる。五-%の株主である別府市が最終的には負担、それは税金で負担ということになるのではないかと考えております。それはそれで、営業の方が一生懸命頑張っていていただいております。ただし、その返還請求のカウントダウンが、三百六十五日を切ろうとしております。別府市はどのようなお考えか、御答弁をお願いいたします。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

別府扇山ゴルフ場の預託金の償還が来年九月から始まりますが、御存じのように本年の四月、新社長が就任いたしまして、今、三年以内に減価償却前の黒字を目指すべく経営改革を行っているところでございます。預託金の問題についても、そのような中で検討しているところでございまして、もうしばらく経営改革の推移を見守っていきたいと思っております。

○ 四番（国実久夫君） なかなか明確な答弁をいただけませんが、それもまた仕方ないことかなと思っております。逐次、扇山ゴルフ場については目を配っていきたいと思っております。

それでは最後の質問事項、都市計画道路の見直しについてお伺いいたします。

都市計画道路といいましても、何線もあります。私は、それについてどうこう言う気持ちはありません。私が問題提起したいのは、田の湯線であります。田の湯線、すなわち旧国道西法寺縦通りから中央公民館田の湯線の一本の道路の都市計画であります。この田の湯線は、いつ都市計画決定されたのか、御答弁をお願いします。

○ 建設部参事（松岡真一君） お答えいたします。

田の湯線につきましては、おっしゃるとおり西法寺角から、現在整備中の中央公民館前の山田関の江線までの四百六十メートルで幅員十六メートルの都市計画道路でございまして、この道路につきましては、昭和二十七年に別府国際観光温泉文化都市建設計画に基づきまして、都市計画決定されております。その後、昭和三十八年に一部見直しが行われまして、現在に至っておるところであります。

○ 四番（国実久夫君） では、どのような計画なのですか。お尋ねします。

○ 建設部参事（松岡真一君） 計画について、お答えいたします。

この田の湯線の道路の位置づけでございますけれども、現在、私どもは平成十四年に市

内の都市計画道路網の検証を行いました。幹線道路網の基本計画の整備の進め方、それから別府観光などに貢献する交通施設の整備方向などにつきまして、私どもは別府市まちづくり交通計画を策定しておるところであります。この計画の中の田の湯線の位置づけでございますけれども、機能といたしましては、JRで分断されております、東と西が。中心市街地の東西を結ぶ地区内の補助幹線道路ということでございます。それと中心市街地である別府駅周辺における交通利便性の向上、そういうことの役割を担う幹線として位置づけをさせていただきます。そして、この道路の整備の優先順位を決めておりますけれども、これにつきましては、田の湯線は整備の優先性は「中」であるというふうに定義をしております。

○四番（国実久夫君） この田の湯線、中央町の西法寺角から現在整備中の中央公民館前の山田関の江線までの延長約四百六十メートル、幅員十六メートルの都市計画道路と聞いております。

そこで、市長にお伺いします。昭和二十七年、今から五十二年前に決定されました。そして昭和三十八年に見直しされております。この計画道路、不思議でなりません。国道十号線からこの山田関の江線まで拡幅したいという計画であれば、なるほどなど。駅前がJRでストップされている。あと上がり道は、富士見通りまで十号線から来た人は行かないと上がれません。途中からそういう道路が必要だということ、不思議でなりません。この都市計画道路によって、私の調べたところによりますと、セットバック五メートル、現状でいくのであれば木造二階建てしか建てられない。もうその当時、計画に承諾した人は五十二年前ですから、ほとんどの方がいなくなっております。計画道路と重要説明事項で説明しますと、購入しようと思っている人は、道路に採られるのだったらその分活用できないから安くせい。当然だと思えるのですよね、三階以上は建てられませんから。

くしくもこの田の湯線、裏側に回りますと里道、今、市道になっておるのです。里道から、市道から一メートルセットバック。セットバック、セットバックで利用価値が半減されていっております。古い家の持ち主さんは、壊してしまうと、道路については今言ったように評価額には一切出せない、所有してくれない。建物があると最高土地価格、新築が建てられる可能性が生じてくる。建てようにも建てられない、売ろうにも売られない。そのまんま古い家が建ち並んでおります。

それと、レトロで、「わあ、木造の三階建て、古い家がいっぱいあるわ」と言いながらカメラでばちばち撮られます。持ち主さんにとってみれば、この上ない屈辱であります。私は、こういう行政は少し違っているのではないかな、本当に計画が必要であればスピーディーに、せめて今の時代、十年以内に着工できなければフリーに戻す、そのような行政であっていいのではないかなと思ひまして、この都市計画見直しについて取り上げました。何とか見直しにならないものか。余りにも年数がかかり過ぎているように思います。私も

都市計画課が催す座談会に出席してみんなの意見を聞いたり、一生懸命しているのだなと痛感しております。しかし、昭和二十七年に決定され、余りにも持ち主の気持ちは配慮されてないような気がしております。どうか見直しできるものなら見直ししてほしいという地域の人たちの希望に沿うように善処していただきたいと思います。何かありましたら、一言お願いします。

○建設部参事（松岡真一君） 見直し、その他について、お答えいたします。

まず最初に、ちょっと御質問がありましたことについてでございますが、セットバック五メートルというふうにおっしゃっていますが、私どもは、この都市計画道路にかかわる建築の制限についてでございますが、これは都市計画法第五十三条によりまして、階数が二以下、それから地階がないことを前提とした主要構造物が木造それから鉄骨、それからコンクリートブロックであれば一応建てられるということでございますので、まず都市計画道路の計画路線上でありましても、そういう建物は建てられるということでございます。それから、一つ、これは建築基準法上の問題でございますけれども、建てられない場所がございます。それは建築基準法第四十二条の二項というところがございまして、これは道路が二メートル幅が現状でないと、建築物は建てられない。実は四メートルないといけなないのでございますけれども、みなし道路ということで、二メートルあっても一メートルずつセットバックすれば建てられるということございまして、別府の場合は戦災に遭って……、「戦災」と言うとなれになりますけれども、一応戦災とかそういう不幸がありませんでしたもので、昔の道路でリヤカー道がそのまま残っていますので、そういう意味で建てられない場所があるというふうに、私どもは、その西法寺地区は認識もしております。

それから、そういうことが前段でございますが、おっしゃいますように、私どもがその都市計画決定後三十八年から四十年経過しておりますけれども、土地利用とか生活設計に一定の制限を加えております。これは都市整備上仕方のないことではございますが、確かにおっしゃるような非常に年限がたっておりますし、私どももこれは一生懸命になって整備をしていかなければならないことでございます。現在が二十六路線のうちに三九%がようやく整備できたところでございまして、昨今の財政難、その他につきまして、非常にやっぱり整備等乖離をしているところは認めなければいけないと思います。

それで、見直しのことでございますけれども、今、やっぱり人口減少、それから社会情勢の変わり方、都市の形態が変わっておりますので、都市計画道路の見直しの必要性についてやっぱり全国的にも問題になっております。そして具体的には見直しとはどういうことかということでございますけれども、都市計画を現在のまま整備するのかとか、幅員を変えるのかとか、ルートをするのか、それから最大の見直しになりますと廃止するのかということでございますけれども、現在、大分県におきまして都市施設の整備・見直し方針検討委員会というものを案として今設置をして行動中でございます。今年度中に都市計画

道路などの整備・見直しについての方針を検討するという方向で県の方が動いております。それで、私どももこの委員会の方針とか内容につきまして十分察知をしながら、今後別府市の都市計画道路の見直しが必要な場合には、どういうふうに行動するかということも視野に入れて考えております。

○四番（国実久夫君） ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○七番（猿渡久子君） まず一番目に、保育・児童福祉の問題で通告をしております。この（１）、（３）、（２）、（４）の順で質問をしてみたいと思います。

平成十五年七月に次世代育成支援対策推進法、これが制定をされまして、平成十六年度中、今年度中にすべての地方公共団体と三百人を超える従業員を雇用する企業が行動計画を策定する、こういうことが義務づけられておりますが、別府市のこの策定に関しましての取り組み状況と今後について、答弁をお願いいたします。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

急速に進む少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、次世代育成支援対策推進法が制定されております。次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つよう、子育て支援や教育環境の整備など、行動計画策定指針に基づきまして行動計画に盛り込む七項目の事項が国より示されております。目標達成のために講ずる措置の内容等を決定し、五年を一期とした行動計画を十六年度中に策定をいたします。子育ての実態や要望・意見を把握するために、市内在住の十一歳までの児童のいる世帯約三千五百人を対象にニーズ調査を行っております。また、ニーズ調査の結果をもとに盛り込むべき施策の検討をするために、十五課十八名から成ります庁内策定委員会を設置しておりまして、四回の庁内策定検討委員会を各課ごとのヒアリングを行い素案を策定いたしております。

また、計画策定には市内の各種団体の代表や一般公募委員など、十八名の委員から成る次世代育成支援行動計画策定審議会を設置しております。委員より広く意見を聞きながら素案の審議を行っているところでございます。今後は、六回の審議会を開催するスケジュールとなっており、計画策定に際しましては、別府市の総合計画との整合性を図りながら委員や市民の意見を聞き、数値目標を掲げ、住民への素案の公開、意見聴取を行い、別府市にふさわしい行動計画を策定いたしたいというふう考えております。

○七番（猿渡久子君） 先般、八月十九日にこの議場で子ども議会が開かれましたけれども、小学生、中学生の子どもさんが大変しっかりした立派な意見を皆さん述べられました。このような子どもたちの意見もぜひこの計画に反映させてはどうかと思いますが、例えば子ども議員さんを集めて意見を聞くとか、そういうふうな形で子どもたちの意見も聞いてはどうかと思いますが、いかがですか。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

子どもさん方の要望を直接聞く機会を持つべきではないかとの御指摘でございますが、

すでに現行のスケジュールの中に盛り込むことは大変難しい状況となっております。御指摘の件に関しましては、次回の審議会の中に、このような要望が出されたということにつきまして、報告させていただきます。

○七番（猿渡久子君） ニーズ調査を行ったということが、先ほど答弁の中にありましたけれども、私もこのニーズ調査の結果の資料をいただいて目を通させていただきました。二〇〇三年、昨年に児童福祉法が大幅に改正をされた中で、児童福祉法は、市町村に子育て支援に関して情報提供とか相談や助言、調整、あっせんなどを義務づけております。この点を生かして子育て支援をさらに充実させるとともに、情報提供の改善・充実が必要かと思えます。この調査結果の中にも、情報提供をもっとしっかりやってほしい、知らない情報が多くて、もっとしっかり知らせてもらいたいというふうな声が多いですね。自由記述の部分でも六十件以上そういう声が上がっておりますので、その点改善すべきと思えます。いかがですか。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

さまざまな子育て支援サービスの情報化を一元化することによりまして利便性を図り、子育てしやすい環境づくりを推進するために、現在あります子育て支援センターを充実することはもちろんのこと、支援センターにおいて子育て支援に関する情報を管理し、出産・子育てに関する情報通信誌を発行し提供できる体制づくりに努めていくことや、インターネットを利用して子育て情報を提供し、身近な情報が気楽に得られることができるよう、公式のホームページを整備することが、計画の素案の中に盛り込まれております。

○七番（猿渡久子君） 情報通信誌の発行や公式ホームページの整備を考えているということで、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

また、この法の改正の中で、市町村に対して子育て支援の体制の整備に努める義務があると、こういうことが明確にされました。また市町村には、子育て支援コーディネーター事業というものが義務づけられたというふうに聞いております。この点を生かして、ぜひ子育てのネットワークづくりをさらに進めるべきだと思えます。私、児童館をつくってくださいという運動をずっと議員になる前からしてきましたけれども、それはやはり子育てのネットワークの核に児童館がなるというふうに考えたのですね。今、いろんな子育ての支援の機関というのがふえてきていますけれども、それが個々ばらばらではなくて、一人の子どもでも学校にも行き児童館にも行き、いろんなところに通っていたり、病院でもかわりがあったり、地域の中でいろんなかわりがあるわけですから、そのネットワークが非常に大事だと考えております。その点をぜひ計画の中に盛り込んで進めていくべきと考えます。いかがですか。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

子育て支援総合コーディネーター事業につきましては、子育て支援総合コーディネータ

ーを配置し、地域における多様な子育てサービス情報を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対します総合的な情報提供、利用援助等の支援を行う事業であります。現在行っております策定審議会の素案では、配置を検討することとなっております。また、子育て支援ネットワークづくりに関しましては、行政、地域、医療機関、療養機関、保育所、幼稚園などの関係機関とのネットワークを形成いたしまして、子育て家庭に対するきめ細かな情報提供やサービスの質の向上が図られるよう検討していきたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） では二番目、（３）になります。児童館や子育て支援の充実の問題に移りますけれども、この問題は、私は議員になってからもずっと繰り返し繰り返し取り上げてきまして、この十月に北部の児童館がオープンをしますし、来年の四月には西部児童館、児童福祉施設がオープンをするということで、大変喜ばしく思っております。しかし、このニーズ調査の結果を見ましても、やはり子育て支援センターあるいは児童館が、「歩いて行けるところに欲しい」、「各校区に一つずつあっていい」、「もっとたくさんふやしてください」という声が非常に多く上がっております。いろんなそういう声を総合しますと、百三十件くらい声として上がってきているわけですが、今後さらにふやしていく必要があると思うのです。そういう点で財政の問題もありますので、活用できるのが、「つどいの広場事業」ではないかと思っております。厚生労働省が打ち出した「つどいの広場」、どのようなものか、まず説明をしてください。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

「つどいの広場事業」は、主に乳幼児を持つ子育て中の親子がつどい、相談や交流を行うもので、実施場所は公共施設内のスペースや商店街の空き店舗、公民館などで行うということになっております。実施主体は市町村ですが、社会福祉法人やNPO法人への委託も可能となっております。

事業の位置づけとしましては、地域子育て支援センターの延長線上にあるものと言えますが、より身近な場所としての地域性を持たせ、効率的に設置数をふやすことを目的に、厚生労働省が平成十六年度から補助制度を三年限定から恒久的な制度に見直すなど、本格的実施を目指しているものでございます。

○七番（猿渡久子君） この事業、国と県から三分の一ずつ現在のところ予算がおりるといふふうになっていると思うのですけれども、大分県下では大分市と豊後高田市ですでに実施をされておまして、私、豊後高田市の「つどいの広場事業」を視察に行ってきました。今、商店街の空き店舗や公民館やいろいろなところでできるというふうなお話でしたけれども、豊後高田の場合は、「花いろ」という温泉と保健センターですね、健康保健センターに併設をされております。予想以上に好評で、予想を上回るたくさんの親子の方が集って非常に好評だということで、本当に楽しそうに親子で遊んでいるところを見学させ

ていただきましたけれども、デイサービスセンターがありますので、デイサービスのお年寄りが、帰り頭に「バイバイ」というふうに子どもたちに手を振って帰ったり、何か行事があると交流をするというふうなこともされているそうです。コーディネーターも、ここに配置をされておりました。

このニーズ調査を見ましても、別府市を子育てしやすいと感じているのは二割弱ということで、子育てしにくい理由として、「親子で気軽に出かけられる場所がない」、「子どもが安心して遊べる場所が少ない」などの声が非常に多く上がっているわけで、今後、この「つどいの広場事業」などを活用してさらに子育て支援、児童館あるいはそれにかわる子どもたちが集える、親子が集える場所をふやしていくように、新しい支援行動計画にも盛り込むべきと思いますので、ぜひ今後積極的にお願いたします。

次に、「にこにこ保育支援事業」の実施。これを私この三月の議会、六月の議会、続けて質問をしてきましたけれども、第二子の三歳未満児の子どもさんの保育料が、認可園、無認可園とも半額でいいですよ、第三子については、やはり三歳未満児について認可園、無認可園とも無料になりますよという、大変親御さんにとってはありがたい制度ですので、県が三億六千万という予算を組んでおります。ぜひ実施すべきと思いますが、いかがですか。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

「大分にこにこ保育支援事業」は、県が新規事業として制度拡大を打ち出した時期が遅かったこともありまして、ほとんどの市町村が未実施というのが現状であります。本市におきましても、従来から認可保育園におきましては、第三子以降三歳未満児の保育料の全額免除を実施しているところですが、第二子以降三歳未満児への対象児童拡大や認可外保育施設への適用につきましては、本年度の遡及実施は大変難しいというふうに考えております。来年度以降につきましては、今、次世代育成支援行動計画を策定中であり、国の策定指針にもありますように、子育ての喜びが実感される社会の実現に向けてどのような取り組みが必要か、目指すべき姿を現在検討しております。保護者の経済的負担の軽減は、子育て支援の方策の一つであります。地域が一体となって子育てしやすい環境をつくることが何よりも大切です。また厳しい財政状況の中、予算の制約があることも事実でございます。また新規事業を考えるだけでなく、既存事業の見直し等を行い優先順位をつける中で事業の展開を図っていきたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） この「にこにこ保育支援事業」、県下では十八の自治体で実施をしているというふうに伺っております。日田市などいろいろなところで実施されていますが、せっかくこれ県が三億六千万予算を組んでいるわけですから、できるだけ今年度、四月にさかのぼって実施すべきだと思いますし、少なくとも来年度は必ず実施をしていただきたい。この制度ができたときに無認可の保育園の関係の皆さんも大変喜んだわけですけ

れども、別府が実施をしないと何もならないわけですから、ぜひよろしく願いいたします。

では、(4)の山の手保育園の問題と保育所民営化の問題、この件に移ります。

山の手保育園のトラブルに関しましては、昨日も議論をされてきましたが、関係改善に向けて市としてどのような対応を行ってきたのかをまず聞きたいと思います。この民間に移管をするときに保護者の方から私、保育所の説明会にも参加をさせていただきましたけれども、不安の声が出ていました。公立の先生はすごくよくしてくれる。給食もいい。だから民間移管に関しては不安があるというふうな声が率直に出されました。しかし、「大丈夫ですよ」ということで移管をしたのですよね。ところが、こういうふうなことに至ったわけですね。私は、民間移管自体が問題だ、もう今後の計画を取りやめるべきだと考えております。

まず、どのような対応を行ってきたのか、答弁をお願いいたします。

○児童家庭課長(石井和昭君) では、お答えいたします。

まず、問題解決に別府市としてどのように対応してきたかについて御説明させていただきます。

山の手保育園の問題に関しましては、別府市、法人、保護者が十分に協議する中で、八月二日、別府市と法人との間で今後の保育園の運営の円滑化を図るため、山の手保育園運営委員会及びワーキンググループを設置すること等で基本合意書の調印式を行っております。この運営委員会のメンバーにつきましては、学識経験者、保護者の代表、地域住民の代表、別府市職員、社会福祉法人等で構成され、すでにメンバーも決定をしております。法人は、第一回の運営委員会を早急に開催する方向で現在検討中であると聞いております。また、別府市は、この運営委員会の学識経験者の就任につきましては、大分大学教育福祉科学部の山岸治男教授に就任の要請を行ってまいりました。今後は、この運営委員会等で今後の苦情や日常的に起こる諸問題等の処理に十分活用できるというふうに考えております。

今回の基本合意の調印式には、保護者の代表者数名も立ち会っております。今回設置されました基本合意の内容を、十分に理解してくれているものというふうに考えております。また、問題が起こった当初は、転園の希望もありましたが、基本合意書調印以降、転園の希望は現在まで出されておられません。さらに八月七日、園の主催で実施されました夏祭りには市長みずから参加し、保護者等との懇親を深めるなど、今後の園の円滑な運営に向け努力してまいりました。別府市といたしましては、現時点におきましては、山の手保育園の運営に関しましては、正常化できているという認識を現在持っておるところでございます。

今後は、今回の問題を教訓といたしまして、保護者の方々の十分な御理解を得る中で再

編計画を進めてまいりたいというふうに考えております。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 少し補足説明をさせていただきます。

山の手保育園の問題が起こりまして、市長に報告をしたところ、市長の方から、園児のために早急に解決をするようにという強い指示を受けましたので、再三にわたり法人それから保護者代表との協議を重ねてまいりました。それと同時に県の子育て支援課とも連携を図りながら、早期に解決する方法を探ってきたところでございます。五月二十一日の説明会それから七月九日の保護者主催の説明会、七月十四日の法人主催の説明会、これらの説明会にも市は出席しております。これらの説明会は、市が主導で開催したものでございます。七月十四日の最初の説明会の席上、法人の方から、「すべての問題解決に全力を挙げる」という言葉が出てきましたので、この説明会以後、また保護者それから法人との話し合いを持ってきたわけでございます。その結果、八月二日に別府市と法人との間で問題解決の基本合意書が作成され、調印されたということでございます。課長が答弁しましたように、子どもは現在、山の手保育所は正常に運営されているというふうに認識いたしております。

今後の保育所の再編計画は、この問題を教訓としまして再編計画を進めていきたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） 市がいろんな対応をとってきたということを今答弁したわけですが、そういう対応をとるのは当たり前のことであって、むしろ後追いの感が出てこないわけですね。保護者の方は納得をしているというふうに答弁がありましたけれども、小さな子どもを抱えて共働きをしながら子育てをするだけでも一番大変な時期なので、そのお母さんたちがこういう問題に振り回されて、子どもたちも不安に陥って情緒が不安定になる。そういう中で、とにかく子どもたちのためには何とか早く收拾をつけることが大事だということで親御さんは妥協されたという、そういう思いの方が多いというふうに私は受け取っております。

この問題で厚生委員会の調査会がありましたときに、まず最初に課長の方から、保護者や関係者の皆さんにおわびというふうな言葉がありましたけれども、私は、「一番謝らないといけないのは子どもたちではないですか」というふうに言いました。一番やっぱり物を言えない小さな子どもたちが、大人に振り回されて不安にさらされて大変な思いをしたわけです。それを子どもたちは言葉で訴えることもできないわけですね。そういう中で、私は、やはりこの場で市長がきちんと子どもを初め親御さん、そして関係者の皆さんに謝罪をするべきだと思います。

そして、この理事長の交代の問題どうするのか。理事長が交代しないままなぜ調印式をしたのか、そういうふうな問題を残しながら、今後の民営化の問題を進めていくというふうなことで、保護者の皆さんの理解は得られないと思いますよ。ほかの保育所の親御さ

んの皆さんだって、この問題で大変不安を持っている、それが実情ですからね。皆さん不安を持っているところを市が説得をして「大丈夫ですよ、二年間同じやり方でやりますよ。市もちゃんと見ていきますから」というふうなことで移管をしたのに、こういう問題が起こってきて、今後また同じような問題が起こってきたら、どうするのですか。責任がちゃんと持てるのですか。まず市長、これは謝罪すべきだと思います。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） 理事長の件でございますが、運営委員会を立ち上げておりますので、その委員会がびしゃっといくということを見届けて、それで解決したということの確認ができた時点で理事会を開いて進退の責任をとるということ聞いております。（「市長、答弁してください」と呼ぶ者あり）

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

山の手保育園の問題につきましては、昨日も本当に厳しい御指摘なり、いろんな事実関係も教えていただきました。今、理事長の交代問題等につきましても、きちっと整理をしなくてはならないという思いでいっぱいでございます。多くの方々に対し御心配をおかけいたしました。しかし、別府市といたしましては、私は、この問題は発覚した時点で本当に驚きを覚えたわけでございます。三つの民間委託、二つは何ら問題もなく、私は、あえて園児のためには本当に民間委託をしてよかったなという思いを持てるようにしていただきたいという思いがいっぱいございましたから、本当に驚きが正直な気持ちです。しかし、起こった以上は、園児の最善の利益、本当に、園児に謝れと言われましたが、園児こそ振り回されたわけでございまして、その園児の最善の利益を考慮して、やはり安全で安心な保育環境づくりをしなくてはならないという思いでございまして、部長、課長に、とにかく早急にこれは積極的な対応をし、精力的に保護者の皆さん、そして法人の皆さんと協議を行って、やはり別府市の責任において問題解決に向けて最善の努力をするように強く指示をしたことございまして、精いっぱい努力をしていただいたというふうに思っております。

八月七日に、私は夏祭りに参加をあえてしました。そこで保護者の皆さん、そして保育士の皆さん、本当に一体となった姿を見ることができましたし、何よりも私は園児の顔、園児の一人一人と触れ合ってみました。もう笑顔いっぱい楽しそうに過ごしている姿を見たときに感動しました。これこそ本当に保育園のあり方だなというふうに感じましたし、ぜひそういう意味では今後この保育園の運営につきましては、そういう面で安心したところがあるわけですが、二度とこのような問題が起こらないように、園児優先の中で公立もすばらしかった、しかし、民間委託しても市民サービス、園児に対しては何ら支障はないよという部分をつくるように最善の努力をしていきたい、このように思っております。ありがとうございました。

○七番（猿渡久子君） 「安心してもらうように最善の努力」と言うなら、すぐに理事長

を交代すべきと思います。それがなくてこの運営委員会云々というふうなことを言っても、では、新しくかわる理事長がどんな人なのか、本当に責任が持てる人なのか、わかっているのですかね。やはりその辺をきちんとすべきだと思いますし、私は保育現場に長くいましたけれども、子どもたちはどんな状況に置かれていても笑顔が出ます。にこにこ楽しそうにする、笑顔が見られるのですね。だけれども、それで本当に子どもたちがいい環境の中に置かれているかというのは判断できないのですよ。やはり、たまたまうまくいったところはうまくいった、そうでないところはそうでないというふうなことでは困るのですね。ですから、やはり今後の民営化の計画は、私は見直すべきということを強く申し上げておきます。これは、長い間、これまでの間に早い時期から計画的に保育所の施設整備、改善を行ってこなかった市に責任があるわけです。そこは市が怠慢だったわけですよ。責任放棄をしてきた。それを今になって一遍に施設の改善ができない、だから民間にもうやってしまうというふうなことは、私は、市の責任放棄だというふうに考えます。

私、東京都の狛江市の方に先日視察に行ってきましたけれども、ここは、前の市長が大変な借金をつくって、その後、共産党員の市長に交代をしたところなのですけれども、共産党員市長になってから、借金を減らしながら財政再建を行いながら福祉の面は充実をさせていっているわけです。それをどういうふうな形でやっているかということ、まず市長の給与一八%みずから削減をして、収入役や教育長も一%削減というふうなこともやっておりますし、公共事業を半減させて、なおかつ市内業者への工事の発注はふやしていくというふうなことを身近な公共事業に切りかえながら、大型公共事業をもう見直していくということもしながら、子どもさんの医療費の無料化を対象年齢を引き上げたり、すべての公立保育園にクーラーを設置したり、学校にも扇風機をつけるとかいうふうなことで、福祉の面は前進をさせてきております。やはりそういう姿勢が必要かと思っております。

では、次の医療費の関係、保健医療の分野の質問に移りたいと思います。

私、議員になってすぐの議会、九九年の六月の議会でこの問題を取り上げまして、乳幼児医療費の無料化の問題を取り上げて、その後も何度も質問をしてきました。最初に取り上げたその翌年二〇〇〇年、平成十二年の二月から医療費の立てかえ払いが必要でなくなって現物給付ということで、大変利用しやすく改善をされましたが、この対象年齢ですね。今は、入院の場合は就学前まで無料、通院の場合は三歳未満が無料ということになっておりますが、通院に関しても就学前まで無料にすべきと考えます。これは先ほどの次世代育成のニーズ調査の中でも大変多くの声が――要求が――上がっていて、自由意見の欄で四十件ほどこういう意見が上がっております。ぜひ実現すべきと思いますが、いかがですか。

○保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

現在、別府市の乳幼児医療費の助成制度につきましては、ゼロ歳から三歳未満の通院、入院、調剤の医療費及び食料並びに三歳以上の未就学児の入院医療費及び食料が助成

の対象となっております、現物給付をいたしております。

御質問のありました三歳から就学前までの通院費の助成につきましては、現状では県の補助制度がなく、実施した場合、市の単独事業になります。このため多額の予算措置、課の方で試算をいたしますと、一億二千万程度が必要になるのではないかと考えております。このようなことから、三歳から就学前までの通院費の助成につきましても、県の補助対象事業になるよう、県の方に今後とも強く要望してまいりたいと考えております。

○七番（猿渡久子君） 県の方に今この制度がないわけですが、そういう中で県下で十四の自治体で市町村単独で実施をしております。これ、なかなか県の方ががちが明きませんので、それであれば市で単独でも実施をすべきというふうに思います。

次の健康保健センターの問題です。

これもこれまでも取り上げてきましたけれども、別府市は保健センターの建設にどのような取り組みを行うのか。やはりこれも今、医療費がかさんで介護保険の給付もどんどんふえ続ける。そういう中で健康づくりということ、介護予防と結びつけて健康づくりというのは早い時期から非常に大事な問題になってきて、地方自治体のウイークポイントといえますか、非常に大事なネックになる問題だというふうに思うわけです。ですから、例えばニューライフプラザとか勤労青少年ホームとか、こういうものを転用するとか、ヘルシーバルも廃止をするというふうな予定だというふうに聞いておりますので、こういう施設を転用して活用するというふうなことも考えて、ぜひ早い時期に実現すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○保健医療課長（伊藤征一郎君） お答えをいたします。

保健センターにつきましては、市民の健康保持・増進や乳幼児の健康診査、健康相談、健康指導など、地域保健を行うために必要な施設であると考えております。しかしながら、現状におきましては、社会福社会館や市役所の会議室を利用して実施をいたしております、大変会場が狭かったり、駐車場が少なく車をとめにくいというような苦情等も現在寄せられております。このようなことから、乳幼児から高齢者まで、すべての住民の健康づくりを増進する多機能な保健サービスを提供する拠点施設が必要であると考えております。しかしながら、新築に当たりましては、厳しい経済環境の中で多額の建設費用を必要といたしますので、現在、今言われたましたように、既存施設の活用などを含めまして検討を行っているところでありまして、また、他市の保健センターの施設内容や利用の状況等につきましても、調査・研究を行っております。

○七番（猿渡久子君） こういう施設を活用してということは、私は以前にも議案質疑の中で質問したのですけれども、やはりそういう協議を早急に進めていただいて早く実現しないと、非常にこの問題は緊急の課題だと思います。社会福社会館が改修の間、この市役所のレセプションホールで乳児健診をやっていたのですけれども、非常に利用者の方も駐

車場の問題やいろいろな点で不便をされたと思いますし、それは改修されたわけですけれども、やはりセンターがないということが、別府市の規模で本当に恥ずかしい話だと思います。保健師さんも十二人しかいない。これも大変恥ずかしい話です。保健師の増員も行って、ぜひ市民の健康づくり、もっともっと力を入れるべきだと思います。

では、次の問題に移ります。三番の通告で、だれもが安心して暮らせるまちづくりをということで通告をしておりますが、すみません、この問題、一番に、まず最初に（４）の生活道路・通学路・公園の改善、この問題から入りたいと思います。（４）、（１）、（２）、（３）の順で質問をまいります。

まず、生活道路の問題から入りますけれども、扇山十九組、十七組にかかわる生活道路ですね。道幅の半分が私道で、残り半分が市道という、近所の方が、「もう日本一悪い道路だ」というふうに常々言っているこの道路の問題ですね。これは、三十年以上前からの懸案事項です。私もこれまで、一昨年六月と昨年三月、二回一般質問で質問をいたしました。地域の皆さんと一緒にことしの三月に要望書を提出し改善を求めてきた、こういう経過もあります。この道路は通学路としても使われておりますし、これは浜田市長が先生をされていたときに鶴見小学校にいらしたので、市長もよく御存じのはずだというふうに地域の皆さんも言っているんですけども、ここでお年寄りが転んでけがをするというふうなことも起こっておりますし、緊急の課題です。この問題の道路の横の道路に関して、市が地元、ことしの十月までに一部の区間の部分的な舗装・補修を完了するというふうに約束をしておりますね。すでに一部が施行されているわけですけれども、これを約束どおり十月までに、約束をした箇所の補修を完了してもらいたいというふうに思うわけです。いかがでしょうか。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

議員さんが御質問の扇山十七組、十九組の道路につきましては、これまでも議会の中で七番議員さんを初めまして多くの議員さんから御質問をいただいております。経過につきましては、七番議員さんも御存じのことと思っております。扇山十九組の横通りの舗装・補修につきましては、通学路であります。また住民の安全性を考慮してポケットの補修箇所や路面状態の劣悪な箇所につきましては、一部補修を行っているところでございます。その後、扇山自治会の方におきまして、この道路の問題につきまして解決をしていこうというような機運が高まりまして、現在取り組みをやっておりというように伺っております。そうした中、今の時点で別府市がポケット舗装等を施行することにつきましては、この問題解決につきまして混乱を招くことにはないかと懸念をしております。行政といたしましては、自治会と協議を重ねながら、可能な範囲内で今後対応していきたいと考えているところでございます。

○七番（猿渡久子君） 混乱を招くというのは、約束をしたことをきちんとやらないとい

うことの方が混乱を招くわけで、地域の皆さんみんなが、この道路の問題を解決してもらいたい、何とか改善をしてもらいたいという思いはみんな同じなわけですからね。望んでいることは一つなわけですから。この部分的な補修がされて大変喜ばれております。本当に長年の非常に苦勞してこられた皆さん方からとても喜ばれているわけで、それを約束の部分、約束どおりにやるということは当たり前のことですからね、ぜひ行政への信頼を損なうことのないようにきちんとやっていただきたいと思います。

議会答弁でも、「市道と私道半々になっておりますが、その部分が段差がかなりできております。その部分は、早急に市道の部分の舗装の据えつけ等はできるのかなと考えておりますので、その点はできる範囲でやりたいと考えております」、こういうふうな答弁もきちんとしているわけですからね、ぜひよろしく願いいたします。これはもう長年いろんな先輩の議員さんも、この議場で取り上げてこられたというふうに聞いておりますし、いろんな形でいろんな動きがあっているのですけれども、やはりこれがきちんと通やすく改善されなければ、幾ら動いても何にもならないではないかということで声が上がっています。地域の皆さんと一緒に要望に伺ったときにも、今、この地域の皆さんも高齢化が進んでいまして、だんだん年配になりますと足も弱くなります。あんな本当にひどいでこぼこの道路ですから、外出も思うにならない。電動カー、シニアカーといいますが、そういうものも利用したいけれども、今の状態では利用できるような状況ではないということで、切実な声が上がっていますので、これはもう待たないのですよ、もうこれ以上は待てない。もう本当にせっぱ詰まった状況になっていますので、実際にけがをしたというふうなことも現にあっているわけで、この機会にぜひ早急に解決をするように、市が積極的に動いて対応していただきたいと思います。市民の安全を守るということは、市の大事な仕事ですから、この責任をきちんと果たしていただきたいと思いますが、市長、いかがですか。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

先ほども議員さんが申されましたように、この道路につきましては、三十年來の懸案事項でございます。半分が市道、市の所有地になっておりまして、半分が民有地となっております。この問題につきましては、やはり行政と地域ぐるみで共同して解決していかなければならない事項だと思っております。現時点、地域の自治会の皆様も、そういう形で何とかやっていきたいというような形の機運が盛り上がっているというような形を聞いております。その推移を見ながら、どうしてもその地域の方で解決できないということになれば、行政ができる範囲で対応させていただきたいと考えているところでございます。

○七番（猿渡久子君） いや、今の、どうしても地域の方で解決できなければと、地域でできないからこんな大きな問題になっているのであって、やはりそれは市が市民の安全を守る、生活を守るというふうな責任がきちんとあるわけですから、そこは市がきちんと動

いて解決のために働いていただかないと困ると思います。よろしくお願いいたします。

(発言する者あり)

それで次の問題は、子ども議会が八月十九日にありまして、そのときに取り上げられました問題で、通学路の問題が上がりました。大平山小学校の中原豊梧君が、溝にさくがないとか、横断歩道や白線が消えているところが多いとかいうふうな問題で質問をしたのですけれども、昨年の子ども議会の中でも、大平山小学校の子どもさんの吉野内裕君が通学路の改善の問題で質問をして、「できるところは早急に取り組みたい」というふうな答弁をきちんとしているわけですが、また同じ通学路の問題が出てきたわけです。この点、やはり大平山小学校に限らずどこの校区でも多々あるのではないかというふうに考えますし、聞いておりますが、通学路に関してはやはり子どもたち、今、子どもの数が少なくなっている中で大事に育てていきたい子どもたちですから、早急に解決をすべきと思います。いかがですか。

○建設部長(金澤 晋君) お答えいたします。

先ほど、八月十九日に開催されました子ども市議会で、大平山小学校の六年生より提言をいただいております。大平山校区につきましては新興住宅地でありまして、近年開発が進みまして、交通量が大変増加しておりますところでございます。道路の抜本的な歩道整備や拡幅改良は進んでいないのが現状でございます。こうした中で大平山小学校の主要通学路となっております市道竹の内蓮台寺線、竹の内団地から大平山小学校を経て九州横断道路に至る道路でございますが、これが延長は千百十一メートルでございます。これの舗装の打ちかえを平成十三年度から今年度にかけて、四年間で施行をやっていきたいというふうに思っております。

あわせまして、道路の路側帯、白線ですね、車道と歩道を区切る路側帯なのですが、路側帯の白線も新しく引きかえております。

また、昨年度に通学路でありました市道蓮台寺線というのがあります。これは玄海荘がありますが、玄海荘からちょっと南の方に入って行く道でございます。これは延長九十メートルありますが、これの舗装の打ちかえも行っております。

さらに、子ども市議会で指摘を受けました側溝ぶたの破損箇所及びポケット舗装につきましては、住民の方から通報及び市職員による道路パトロールなどで発見した都度対処しているところでございます。

また、市内の各小・中学校の通学路の整備につきましては、毎年、各学校の先生方が実際に校区を歩かれまして点検を実施し、教育委員会の方へ改善依頼を出しておりますのがあります。その教育委員会が、土木課の方に要望書として提出していただいておりますので、この要望書をもとに危険箇所や事故防止等に効果のある施設は優先的に整備を行っているところでございます。

今後とも通学路につきましては、路面整備や事故防止の施設整備、道路パトロール等を優先的に行いながら、児童・生徒の安全確保を図っていきたいと考えているところでございます。

○七番（猿渡久子君） 要望にこたえてやっているというふうな答弁だったと思うのですが、関係者の方にお聞きをしますと、なかなか改善されなくて、もう困っているという声をお聞きします。私も回ってみましたけれども、大平山小学校の目の前の横断歩道も、本当に薄く消えかかっているのですね。これは横断歩道かと、見てわからないような横断歩道さえあるわけです。だから、そういう箇所を本当に早急にきちんとしていただかないと困りますので、よろしく願いいたします。

では、福祉バスなどお年寄りの交通手段の確保をという問題に移ります。

これも、子ども議会の中で西小学校の加藤優志君から質問があったのですけれども、乙原の地区の高齢者の方、ワンダーラクテンチに変わって日常の交通手段が、ケーブルカーが使えなくなった、高齢者の交通手段の確保をすべきではないか、福祉バスなど導入できないのですかというふうな質問がありまして、子ども議会の中で「検討します」というふうな答弁がありました。この乙原地区に限らず、バスの便利な地域であっても、お年寄りにとってはバスのステップが高くて、ちょっと足が悪かったりするとステップが上れない。大変危ないし苦労する。なかなかバスに思うように乗れずに、通院のときなどにタクシーを利用せざるを得ない。タクシー代がかさんで、もう通院の回数を減らさないとやっていけないとか、低所得者の方にとっては生活が圧迫されて食べるものも我慢している、そういう声を私も実際に伺っております。たくさんの方から、そういう声を伺ってきたわけです。やはり何らかの形で高齢者の方の交通手段を確保をすべきというふうに考えます。福祉バスという方法もありますし、ただ地域が点在していたり利便性を考えると、タクシー代の補助というふうなことができないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

七番議員さんが言われます高齢者の交通手段としてのタクシーの補助はできないのかということでございますが、市内の交通体系として総合的にかつ慎重に考えていかなければならないというふうに考えております。

福祉におきましては、平成十七年度において介護保険事業計画及び老人福祉計画において、七番議員さんの質問に対して参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） 今後ぜひ積極的に検討していただいて、この声にこたえるべく、よろしく願いいたします。もう本当にお年寄りの方にとっては切実な問題ですので、いろんな方法が考えられるかと思っておりますので、どういう方法が一番いいのか、ぜひプロジェクトチーム的なものをつくって考えていかないと進まないのではないかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

次、リフトバスの問題に行きます。

これも、子ども議会で青山中学校の大塚健一朗君が取り上げたのですけれども、リフトバスが、現在市内で二路線走っていると思うのですけれども、そういう中で利用者の方、障害をお持ちの方から、前日に電話で予約をしないといけないのだけれども、それが非常に不便で使いづらい。障害者の方はいろんな重複の障害をお持ちの方もたくさんいらっしゃるんで、言葉がきちんとなかなかしゃべりづらいという方もたくさんいらっしゃるし、耳、聴覚障害がある方、そういう方とかでなかなか電話をかけるのにもかけられない、それが大変だという方も多いわけですね。また、何時の便で予約ということになりますと、どこかに出かけた帰りなんかは、時間がずれたりすることも大いにあり得るわけで、そういうときに大変利用しづらいので敬遠しがちだという声もお聞きをしております。また、車いす用の座席をふやすとか便をふやす、本数をふやすとか路線をふやすとかいうふうなこともぜひしていただきたい。今ぐるっと巡回しているわけですが、十号線から流川を上がって鉄輪線を通ってというふうに巡回していますが、その真ん中を通るとか、十字に通るとかいうふうなことも要望としてありますし、その巡回している路線から遠いところに私は住んでいるので、なかなか利用しづらいという声もあります。その点改善すべくバス会社と協議をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

まず、事前予約ということですが、確かに前日までに予約をしてからということになっております。ただし、会社側に確認したところ、一般の乗客の利用状況、少ないとき、これについては乗務員の判断で対応しているということでもあります。

それから、一台当たり二台の車いすを乗せることができるようになっております。これにつきましても、一般の乗客の利用状況が少ないとき、それから障害者の障害の程度ですね、車いすのスペースとしては二台分確保されているわけですが、これについては車どめと、それからシートベルトを装着するようになっております。三台目につきましては、車どめについては運転手さんの方で用意しているそうですが、シートベルトについてはありませんので、急停車等に対しての安全確保、これが可能であるかどうかとかいうようなことを乗務員の方が判断して臨機応変に対応しているということでもあります。

それから、増便ということでもあります。現在三台の保有ということで、うち二台が運行されておりますが、増便ということになれば、現在の三台では対応できないということも聞いております。新規にリフトバスを導入する場合につきましては、改造費として一台当たり約九百万円を超えるお金が必要となっております。経営等の問題もありますので、いろいろ難しい問題があるかと思いますが、これについても会社の方とこういうような要望がありましたということで話をしていきたい、そういうふうに思っております。

○七番（猿渡久子君） 今、会社の方が三台持っているわけで、その三台目を何とかうま

く活用ができないのかなという点と、やはり予約をしてないとなかなか早く乗せてもらえないのだというふうな声も聞きますので、その点は、障害者の方によっては座席に移れる方もあるでしょうし、シートベルトがなくても自分で支えられる方もいらっしゃるでしょうし、その辺は融通をきかせるということもぜひしていただきたいなというふうに思います。

あと二分しかありませんが、若干学校給食の問題に行きたいと思います。

学校給食は、子どもの安全・健康を考えたときに、行政が責任を持って直営でやるべきと考えますが、いかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

○教育参事（木村善行君） お答えいたします。

学校給食のあり方につきましては、学校給食運営検討委員会で御審議をいただき、建議をいただいたところでございます。その中で、調理方式については、やはり食教育の充実を大切にするために、小学校は単独で、中学校では共同調理場方式で実施をする、かつ直営で行うというような御建議をいただいております。私どもも、その点につきましては、そういう基本方針で進めたいというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、運営面におきましては、効率的な運営あるいは経費の適正化等も御提言をいただいておりますので、私どもも昨今の経済状況あるいは財政事情等を勘案した場合には、経費節減に努めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○七番（猿渡久子君） 今、直営で運営するというふうな答弁がありました。ただし、効率的な運営をというふうなことなのですけれども、この建議の中に、「学校給食に従事する栄養士や調理員は、食教育の充実には欠かせない重要な役割を担っていると考えている」というふうにきちんと書かれてあります。調理員が、食教育の充実には欠かせない役割なのだというならば、調理員さんが全部臨時とかいうふうなことにはならないと思います。（発言する者あり）

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午前十一時五十五分 休憩

午後 一時 零分 再開

○副議長（松川峰生君） 再開いたします。

○五番（麻生 健君） では、すべての議員の厳しい時間に対する指摘の中で、（笑声）一般質問をさせていただきたいと思います。

今議会に養護老人ホーム扇山の民設民営化に伴う養護老人ホーム選定委員会の報酬等の補正予算二十八万一千円が提案されましたが、しかし、マスコミ報道等の中で、少子・高齢化という問題が、我々の予想をはるかに越えるスピードで進んでおります。このような現状の中で、別府市営であります養護老人ホーム扇山が廃止されて、新たに民設民営に移

行されてしまうわけでありましたが、高齢者の数がふえていく、こういった中で唯一の公営の老人ホームが消えていってしまうわけであります。

そこで、こういう矛盾を感じながら、質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、市内には数多くの老人ホーム、これに類する施設があると思いますが、どのような老人ホームがあり、また施設の内容について、まずお伺いをしたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

別府市内には養護老人ホーム、扇山もございますが、市営一施設、社会福祉法人二施設の三施設があります。養護老人ホームは、老人六十五歳以上の者でありまして、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な者を入所させる施設であります。この施設の入所受け付けにつきましては高齢者福祉課で行い、入所判定委員会で書類審査等を行った後、名簿登載順に入所者の希望施設に入所となります。ほかに特別養護老人ホームがございます。社会福祉法人六施設でございます。特別養護老人ホームは、六十五歳以上の高齢者で要介護認定の結果、要介護に該当する高齢者一—中には特定疾病により要介護の状態になった四十歳以上の者も含まれますが—を入所させ、居宅への復帰を念頭に置いて、日常生活が可能となるよう必要な便宜を提供する施設であります。もう一つは軽費老人ホームというのがございます。社会福祉法人四施設でございます。軽費老人ホームは、低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させます。日常生活上必要な便宜を供与する施設でございます。ケアハウスは、社会福祉法人二施設があります。ケアハウスは六十歳以上、夫婦の場合どちらか一方が六十歳以上ということでございますが、かつ身体機能の低下が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者を低額な料金で利用させる施設であります。有料老人ホームがございます。株式会社等を含む五施設のほかに数カ所建設されておりますが、有料老人ホームは、常時十人以上の老人を入所させ、食事の提供、その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であります。

以上が、別府市内の老人ホーム等の福祉施設でございます。

○五番（麻生 健君） わかりました。ここに「別府市内老人ホーム一覧表」というのがありますが、これを見ますと、老人ホームに関しましては二十施設、それから入所の定員が千八百八十四人ということで、六十五歳以上の方々が別府市においてはもう三万人を超えておるとい状況の中でこれだけしか、千八百八十四人しか入所できないという状況の中で、入所しなくてもよい状況の方もいらっしゃるかと思いますけれども、施設入所人員につきましても、決して多くはないと私は個人的には考えております。

その中で、先ほど、八月二十四日に開催されました厚生委員会の資料を見させていただきますと、例えば高齢者と別府市の総人口の比較ということで、昭和五十五年と平成十六年

四月一日現在の人口を比較してみますと、総人口において昭和五十五年については十三万六千人を超えておった、それが十六年には十二万三千人まで落ち込んでいる。そういった総人口が減少する中で六十五歳以上の人口が、極端に言えば倍以上になっている。六十五歳以上の人口に限って言いますと、昭和五十五年が一万五千二十七人、平成十六年四月一日で三万四百五十一人。もう高齢化率に至っては、一％に対して二四・六五％である。こういう異常な状況の中で、この二十五年間で総人口が一万五千四百二十四人減って、六十五歳以上の高齢者人口が一万五千四百二十四人の増加という異常な逆転現象が起きております。

このような状況の中で、冒頭申し上げましたように、別府市営であります養護老人ホーム扇山が民設民営化に至った理由と、方針決定までの経過についてお尋ねをしたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

民設民営化の理由と方針の経過でございますが、この養護老人ホーム扇山は、昭和四十六年四月に開設いたしております。ことしで三十三年を迎えております。この間、施設の老朽化が進み、居住の部屋が狭い、冷房設備がない、プライバシーの保護がない、また現行の基準を満たしていないなど、これまで数多くの指摘を受けたところでございます。

これまでの経緯でございますが、平成十二年四月から介護保険制度が施行されることに伴いまして、これに先立ち同年一月、別府市養護老人ホーム扇山管理運営検討委員会を設置いたしました。その中で今後の施設の改善指導・指摘をどうするのか、入所者の環境やプライバシーの保護をどうするのか、また管理運営等をどうすべきか、職員等の処遇をどうするのかなど、総合的に検討してきた次第でございます。養護老人ホーム扇山は、もう老朽化が進んできているために建てかえを考えた場合、現在の用地では狭い状況でございます。平成十五年の別府市行政改革大綱に関する見直し答申では、さらに民間活力の中に具体的な事項として養護老人ホーム扇山が上がっております。また、同年の緊急財政再生宣言が発表されたとおり、市が建てかえを行うためには、建設費の捻出が困難な状況になっておる。

このような経緯によりまして、公設を断念しまして、民設による方針となったわけでございます。民設民営後の管理運営についても、公営とのメリット、デメリットを総合的に勘案した上で、あくまでも入所者の立場に立って、よりよい方向性として民設民営が望ましいと判断したものでございます。

○五番（麻生 健君） 経緯についてはわかりましたが、今の答弁の中にもありましたように、私も三十年間市役所に勤務したわけですが、行政の建設する箱物について、余りにも定期的な改修が行われぬ。改修することによって長持ちする。私も建設業者の方たちとも話をする中で、例えば十年経過、二十年経過したときに、そういう時期にきちんと改

修を行っておれば、良好な状態で施設が使えていく、長持ちすると、そういった話はよく聞きます。これまでそういうことでちゃんと改修をしていただければ、老人ホームについても、老朽化による民間委託というのも防げたのではないかと一面考えられると思います。とは言いましても、もう方針が民設民営化ということでございますので、しかし、新しい施設が完成するまで現入居者を、今言われましたように、基準を満たしてないような環境の中で放置してよいということにはならないと思います。施設の改修について申し上げれば、あれもしてほしい、あれもやったらいいということはあるかと思いますが、老人ホームの現の職員の話聞く中で、昨年、ことしと不順な天候の中でよく大きな病人も出さなくてこれだなという話を聞きました。

そこで、今申し上げましたように現施設・設備の改修についてどのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

扇山老人ホームにつきましては老朽化が進んでいる、これは認識いたしております。設備につきましては、どういうものが改修できるか、またどういう程度のものができるかなど、課内で十分検討していきたいというふうに考えております。

○五番（麻生 健君） 一般的に考えれば、近く廃止するという施設の改修、これを今ごろするのはむだではないかという考え方も確かにあるかと思えます。しかし、先ほど申し上げましたように、逆に言えばもっと早く改修を施しておれば、このような状況も、このような議論もしなくて済んだのではないかと思います。仮に改修をしていただけるのであれば、今後二年間という限られた時間の中ではありますけれども、入所者のことを思えば、できるだけ早い対応をしていただきたいと思います。

それでは、入所者のことについて触れましたので、現入居者に対する措置やサービスの維持について、お聞きしたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

入所者に対するサービス、維持という形でございますが、民間に移管された場合、現在の入所者については、そのまま新設の養護老人ホームに移管されます。また、移管等に当たっては、事前に家族等に対しまして通知を行いまして、説明会を開催することを予定しております。また、民営化により入所基準が厳しくなるのではないかとこのように思われますが、従来どおり入所判定委員会の判定を得た上で、待機者名簿登載順の入所となります。措置費等の費用につきましては、老人福祉法第十一条等によりまして、民営であろうと公営であろうと、公費で支弁しますので、何ら変わりはないと考えております。運営方針等につきましては、移管する新設法人に今まで実施してきた行事なども伝えていき、入所者がこれまでと変わらない環境づくりをお願いしたいと考えております。

さらに、新たな施設で働く者の労働条件等及び入所者のサービスの低下につながること

のないように配慮していただくようお願いしていきたいというふうに考えております。

○五番（麻生 健君） 今言われたように、民営化されても法律により措置やサービスについて何ら変更はないということでもありますので、くれぐれも新しく受託される法人につきまして、こういったことを遵守していただくように重ねてお願いを申し上げまして、次の質問をしたいと思います。

それでは新設法人、新しい民間経営者に委託していくわけでございますけれども、その選定についてどのような方法で、どのような方たちが選定をしていくのか、お聞きをしたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

民設民営での方針ということから、新設法人の選定につきましては、市報による公募制とし、参加資格については、社会福祉事業法の定めるところにより設立された法人であります。その応募された法人の選定につきましては、学識経験者等の十名以内で構成する、仮称でございますが、養護老人ホーム選定委員会を設置し、中立の立場から選定してもらおうようお願いしたいというふうに考えております。

○五番（麻生 健君） 今のお答えの中にありましたけれども、社会福祉事業法に定められた法人に限定するというものでありますが、その法律に定められた社会福祉法人というのはどういったものか、教えていただきたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

社会福祉法第一条に、「この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする」と。これは第一条で目的でございますが、第二条に定義がありまして、この法律において社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業が述べられております。第一種社会福祉事業といいますが、「公共性の特に高い事業であり、その社会福祉事業の対象となるものは、おおむね社会的弱者というべきものであって、その人格の尊重に重大な関係を持つ事業である。すなわち人を収容して生活の大部分をその中で営ませる施設を運営する事業を主としている」ということになっております。第二種は、今第一種で述べましたように、「その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであって、これに伴う弊害のおそれのない、比較的少ないものである」というふうなうたわれております。

○五番（麻生 健君） 委託に当たって、今のお答えにありましたように、社会福祉法人という第一種、第二種ということでもありますけれども、非常に社会的に重い責任を追わされた、社会福祉法人に限定して管理運営をお任せするわけでもありますから、受託者が決ま

った場合、十二分に協議をしていただいて、今後の老人ホーム運営をしていただくようお願いをしておきたいと思います。

次に、現在入所を待っておられる方、初日の議案質疑の中で十四番議員が質問した中で、八月末現在で七十一人という待機者がおられるということでありましたけれども、そういった方々に対しての高齢者福祉課の今後の対応について、お聞きをしたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

養護老人ホームの入所申請時に、本人もしくは御家族が高齢者福祉課へ来られたときに、精神状態とか身体状況等の聞き取りを行っております。在宅介護支援センターを通じての申し込みにつきましては、同様に聞き取りを行っているところでございます。養護老人ホームは、ある程度自分で自分のことができる方が対象となりますので、介護保険の要介護度も参考にさせていただいております。現在、養護三施設については、定員どおりの入所人員となっておりますが、入所までの待機期間においては、議員さんもおっしゃるとおり七十一名でございますが、民生委員と連携を図りながら実施いたしております。年一回のひとり暮らしの訪問調査を通じて、また老人クラブによる友愛訪問を通じて現状を把握している状況でございます。また、本人、家族、医療機関、在宅介護支援センターと連絡をとりながら現状把握に努めておるところでございます。

今後につきましても、議員さんの御質問にありますように、さらに各方面と連絡を密にとりながら入所待機者の現状把握に努めてまいりたいという所存でございます。

○五番（麻生 健君） ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。といいますのも、待機者が七十一人ということでありますけれども、やはり欠員が出ない限り入れないわけにありますから、待機者は自分の番がいつ来るのかいつ来るのかという状況で待っているわけです。ですから、できる限り安心して待機できるように、今言われましたように情報交換とか、逆に高齢者福祉課の方から、今何番ですよとか、そういった情報提供を含めてやはり安心して待っていただけるように、その点につきましても、ぜひよろしく願いをしておきます。

次に、民設民営化ということでありますけれども、現在、老人ホーム扇山に働いておる職員、正規職員、嘱託職員含めて十八名ですか、いらっしゃるわけでございますので、そういったすべての職員の処遇と今後の配置についてどのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

正職員――市の職員でございますが――処遇等につきましては、今までの経験や資格を生かせる職場が望ましいと考えておる次第でございます。このことにつきましては、今後、職員労働組合、職員課を――担当課でございますけれども、関係所管課でございますけれども――交えて協議をしていきたいと考えておる次第でございます。

また、嘱託職員等につきましては、本人の希望を聞きながら、移管先の新設法人にお願いしていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○五番（麻生 健君） 正規職員については、本人の希望を十分聞き、特に専門職の方については、老人ホームしか経験がないという方もいらっしゃるわけでございますので、やはりその間の経験や資格を生かせる職場への配置転換を、ぜひしていただきたいというふうに考えるところであります。

嘱託職員の処遇についても触れましたが、特にお年寄りは、親しい人、よくしてくれる人にはやはり心を開きます。しかし、一度その対応を誤ると、やっぱり自分自身の心を閉ざしてしまうということがあるわけで、やはり今までずっと親しくして家族同様のつき合いをしてきたという方たちばかりでありますので、そういうことでありますから、現在働いておられる嘱託職員の方についても、新設の施設の受託法人について十分現況を説明していただいて、入所者たちが、もう全く今までと変わってしまう状況の中で、建物はそれは確かに新しくなりますから、十分快適な環境の中で暮らせるとは思います。しかし、そういった人の心が通い合う老人ホーム運営を心がけていただくように、ぜひとも配慮をお願いしておきたいとします。

きのうは保育行政、それからきょうは老人ホーム、高齢者の福祉の運営ということで質問をさせていただいておりますけれども、それでは最後に、別府市としまして、きょう、私は老人ホームに限って質問をさせていただいておりますので、老人福祉行政につきましてどのようにお考え、どのようにしていきたいというふうにお考えになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

近年、少子・高齢化社会を迎えておるということは、もう周知のことでございます。別府市も平成十六年四月現在で二四・六五％高齢化率でございます。二五％を超えますと「超高齢社会」というふうにうたわれております。別府市も間近というふうな感じでありまして、四人に一人が高齢者となっているのが現状であります。このように高齢者が総体的にも絶対的にも増加する中で、行政需要はますます高まるばかりでございます。これからの福祉行政を考えますと、別府市の財政問題等もございまして、民間でできることは民間でお願いして、行政が行うべきことははっきりすみ分けをしなければならないというふうには考えておる次第でございます。ハード面においては、ここ数年、最新の設備や工夫がなされた福祉施設の建設が、民間の活力によって行われておるところでございます。これら施設の運営も民間の専門知識を生かしていくべきだと考えておる次第でございます。

一方、行政においては、今後力を入れていく分野はソフト面として、高齢者がいつまでも元気で生き生きと過ごしていただくために健康の維持、すなわち介護予防、現在も行わ

れております高齢者の体力づくりというようなものがありますけれども、在宅での生活支援の充実を図っていきたいというふうに考えておる次第でございます。平成十六年度より、先ほども述べましたように新規事業といたしまして、高齢者の健康体力づくり事業を実施することによりまして、介護予防の観点から、いつまでも元気な高齢者を目指した事業を考えていきたいというふうに考えている次第でございます。

○五番（麻生 健君） 今言われたわけなのですが、建物であるとか、特に財政的な面、そういった無機質なものばかりに対する考え方でなくて、今、課長が言われたように、例えば自分の親だったらどうする、あるいは、「墓に布団は着せられぬ」という言葉もありますけれども、あのときこうしておけばよかったというようなことの話もよく聞きます。ぜひ相手の立場に立って福祉行政運営をしていただきたいと思います。

最後に、きのうの一番議員の質問に厳しい指摘がありましたように、高齢者と子どもさんという違いはありますが、特に今後、管理運営をお任せする社会福祉法人の選定に当たりまして、二度と同じような過ちを繰り返さない。契約を解除せよというような厳しい指摘もありました。そういうことが決して起こらないように、お願いをしておきたいと思えます。そして、現在の老人ホーム扇山の中には、入所しておられる方の中に法律のはざまの中で、やむなく扇山に入所しておられるという方もおられると思えます。そこで、今後、民間移管されていくということになるわけでありまして、そういう方たちに対しましても、やはり現在と変わらぬ扱いをしていただくように（「現在以上」と呼ぶ者あり）、では、現在以上にしていただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思えます。丁寧な答弁をいただいたために多少時間をオーバーしたことをおわび申し上げまして、（笑声）終わらせていただきます。ありがとうございました。

○二十五番（岩男三男君） 青少年健全育成ということで通告をいたしております。市長を初め教育長、我が党の公明党の市原議員が強く要望しました防犯ブザーを配布していただきまして、二学期の初め、九月三日には南小学校の三年生をマスコミ、議員も見学していいですよということで、私ども四名も見学をさせていただきまして、先生方が子どもたちを守るために、本当に防犯ブザーだけではなくして通学、あるいは自宅での子どもたちの健全育成に対して心を砕いている模様をつぶさに見させていただきました。防犯ブザーの使用方法も懇切丁寧に教えていただきまして、こうしたブザーが使われることがないのが一番だと先生もおっしゃっていましたが、我々議会としましても、私自身としましても、防犯ブザーが使われることのないように、健全で安心なまちづくり、これにさらに取り組んでいただきたいし、特にまた、こうしたブザーを子どもたちに静かに手渡しただけではだめだと、我が公明党の原団長が教育委員会に申し入れをしまして、マスコミにも広く知らせたらどうかということで、防犯ブザーのそうした使用方法等も新聞紙上でも、テレビを私は見ていませんけれども、報道していただきまして、多くの市民が、子どもた

ちが防犯ブザーを持っているのだなということを知ってもらったと思いますが、さらにこれに対しても一回で終わることなく、そうした徹底というものをさせていただきたい。

また、さきの議会で公用車に「防犯パトロール中」、こうしたものを張って常に変質者や、あるいは不心得者から子どもたちを守るために張って走ってはどうかという提案をしましたところ、「防犯パトロール中」というステッカーをつくっていただきまして公用車に張っていただいたということで、大変ありがたく思っていますけれども、まず、防犯ブザーは何個配ったのか、また「パトロール中」のこうしたシールは、何枚つくって、どのように活用しているのか、簡潔に答弁をお願いいたします。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

御質問の「防犯パトロール中」のステッカーは、百枚を公用車の左右に装備させていただきました。また、携帯用防犯ブザーは、この二学期の初めの一週間ですべての子どもたちへお渡しするよう校長をお願いしているところでございます。総数は一万五百個でございます。

○二十五番（岩男三男君） 市長、教育長、大変ありがとうございました。

さて、そうした中で、これはある市民から私のもとに相談が来しました。別府市の市内の認可保育園で花火を上げる、夏に。その花火が、周辺の家で花火を打ち上げた燃えかすが落ちてきて困る。こういうことで保育園に中止を申し入れたけれども、何年たっても続けて、子どもたちが喜ぶからということで、大変に困ってこの市民の方が保育園に強く要請したけれども、全く聞き入れない。そのあげく、子どもが新車を買って自分の庭にとめていたところ、この花火の燃えかすが、この燃えかすがここにあるのですけれども、（提示）これ、一軒の家です。その周辺にも燃えかすがいっぱい。この車の修理代が四万円かかった。この保育園に嚴重抗議しましたところ、「修理代出せばいいのだから」と、あるいは「来年からシートをかけてくれ」。全く非常識きわまりない。ここにその花火の残骸の写真も私のもとに届いております。担当課長にはお見せしましたけれども、このようなことがあっていいのかということで、まず児童家庭課の担当課長に連絡しましたところ、「嚴重注意はします、しかし、法的な根拠がない」。

そこで消防長。消防に電話しましたところ、「消防の管轄するところは大型の花火、そういうものは私どもの管轄ですけれども、やはりおもちゃについては私どもの管轄ではありません」、「しからば、これが火事にならなければ、あなた方は動かないのか」、こう言いましたけれども、「条例上、何らありません」。

そこで、環境安全課に御相談申し上げましたところ、ここでも「そうした条例がありません」。何をもちてここを注意するのかということで、担当者に厳しく言いましたけれども、同様にこれらに対する注意をする別府市の条例も法律もありません。何たることだということで、厳しく注意しましたところ、環境安全課の重量挙げというのですか、有名な

渡辺課長補佐ですか、課長補佐でいいのですか、係長ですか。（「主査」と呼ぶ者あり）
主査。主査が、倉敷市の花火条例なるものを私に提示して、「議員さん、こうしたものをつくっているところもありますよ」ということで示してくれました。

そこで別府市においては、倉敷市の場合はほとんどが海岸とか市道とか公園とか、公共用地内ですけれども、そうしたきちとした条例なりを制定することが一つ。それから、条例があろうとなかろうと、環境保全課そして児童家庭課、そして消防。私のところは玩具しか知りませんとか、そんなことを――消防長――言わずに、この保育園の隣には空き家もあるのです。周辺の人たちがみんな音、そしてこの芝生に――まだ消防長は見てないでしょうけれども、差し上げますけれども――この花火の燃えかすが落ちている。「ガレージにはタキロンのビニール系統の屋根がある。いつ火事が起こるかわからんから、やめてくれませんか」と言ってもやめない。あえて保育園の名前は申しませんが、それぞれにおいてきちとした指導と、そしてもう一つ、条例もこの際制定してもらいたいです。と思いますが、いかがでしょうか。簡潔に答弁をお願いします。

○児童家庭課長（石井和昭君） お答えいたします。

御指摘の住宅地域での打ち上げ花火の是非につきましては、近隣住民の方や保育所での事実関係を聞き取りを行いまして、適切な指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

議員がおっしゃいました倉敷市、明石市、また島根県の大社町などの花火規制条例でございますが、これは公共の場所、いわゆる浜辺や公園などの特定の場所で、しかも夜間、この夜間というのは時間を設定しております。十時から夜明けまでということで、いわゆる真夜中といいますか、その時間帯に花火をする若者グループが起こすいわゆる花火公害を規制するような条例でございます。そういうことでございますので、今の規制があるような住宅地での花火行為を規制する条例につきましては、関係機関等と協議しながら今後の課題とさせていただきます。

○消防長（加藤隆久君） お答えをさせていただきます。

現行の条例では、今、議員の御指摘がございましたように、玩具用花火を除く打ち上げ、または仕掛け花火につきましては、消防長の許可を得なければならないというふうになっております。そこで、私どもといたしましては、他市の消防本部とも十分連絡をとって協議をしていきたい、このように思っております。

○二十五番（岩男三男君） 消防長、他市ではないのです。すでに被害が、車に四万円も修理代を払う。車がやけどしたのですよ。車がやけどしている。火がついたら、隣に空き家がある。その他木造住宅が周囲にいっぱいあるところで、これらに対して「他市を調べる」とは何事ですか。消防本部も一緒にできまして行ったら行って、この園に周辺に迷惑をかけ

ないようにぜひ協力を呼びかけていただきたい。石井課長が代表して嚴重注意をするということでしたけれども、それまで、ぜひそうした条例についても、市長、考えてほしい、そのように思います。

次に行きます。この点については、どうぞよろしく、この住民の方々が音やそうした火災の心配をしないように、今後こうしたことがないように注意をしておきます。協力をお願いします。

さて、大平山校区に対する取り組みについては、後に回しまして、朝日出張所について。この朝日出張所につきましては、私も今まで、カウンターを切って車いすが回れるようにということで、いろんな形でこの朝日出張所あるいは亀川出張所のリニューアルについても何度か質問してまいりました。最近行きましたところ、今まで階段しかなかったところにスロープができて、高齢者や障害者の方が、「いいことしてくれたな」。大変喜んでおります。これは聞くところによると、担当、後藤課長の発案によってスロープができております。非常に利用する市民の方から感謝の声が上がっておりますけれども、どうしたいきさつでこういうことになったのか。

そしてまた、市長、これはあなたも地元ですけれども、もうあんな古い亀川、朝日の出張所みたいなぼろの出張所はありません。農協と何かをするのかもわかりませんが、せめて南部の出張所と朝日の出張所を比べたら、天地の差ですよ。これらに対してぜひ改善、リニューアルするのか、建てかえるのか。そこら辺も早期に取り組んでいただきたい。担当課長、せっかくおいでですので、答弁をお願いします。

○朝日出張所長（後藤 督君） これまで、カウンターの改良、車いす用のトイレ等を改良をいたしました。今回、総務課の御協力により、玄関の車いす用のスロープの勾配改良を行うことができました。今後とも、市民の目線に立って利用しやすい出張所になるよう、順次改良すべき点は改良してまいりたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） もう一人ある。

○生活環境部長（高橋 徹君） 出張所の施設でございますが、議員さんが御指摘のとおり、朝日出張所の建物につきましては、かなりの年数を経過し老朽化しております。現在、通常の維持管理につきましては、総務課の御協力をいただきながら改良を行っているところでございますが、改修が必要な施設でもございますので、財産管理面と今後の利用計画を十分検討しながら、担当課と整備計画に乗るように協議してまいりたいと考えております。

○二十五番（岩男三男君） 前向きにとれる答弁なのか何かよくわからないのですけれども、ぜひ利用する市民、そうした方々も「本当にいいな」と言っております。市長が一番……、もう隣保班みたいなものですから、一番よくわかっていることですから、ぜひよろしく願いいたします。

さて、そうした中で、今春、大観山に湯けむり展望台が完成し、アクセス道路の整備として交通安全施設等整備事業の進捗状況、これについては今までも何度か質問してまいりましたけれども、担当課長、いらっしゃいますか。

貴船城の下、それから九州横断道路から平田方面に抜けるこの道。これは非常に、特に九州横断道路から平田方面に抜ける道、これは大変悪いのですけれども、これは改良するというので、安全対策事業ですか、そうしたものに乘せてやる。また、鉄輪の道路もそうした補助事業に乘せてやるということで進めておりましたけれども、まずはこの湯けむり展望台に至る二カ所の道路について、貴船城の下、鉄輪から亀川に至る道、そして九州横断道路から平田方面に至る道、これの進捗状況、今後の見通しについて答弁してください。

○土木課長（松本 正君） お答えいたします。

湯けむり展望台のアクセス道路でございますが、まず県道別府山香線からのアクセスとして貴船城の下、市道妙診鉄輪線と、横断道路からはオートバックス横の市道天神鉄輪平田線の二路線がございます。これらの路線に対する整備計画でございますが、今年度の当初予定といたしましては、先ほど申し上げました二路線と鉄輪地区のメインストリートであります市道鉄輪湯の川線及び向原三号線、通称いでゆ坂、みゆき坂を含めた三路線を鉄輪地区一括の補助事業である交通安全施設等整備事業で整備する予定でありました。しかしながら、いでゆ坂、みゆき坂につきましては、鉄輪地区道路整備期成会を通じ地元説明を沿線自治会で行い、さらには期成会によるアンケート調査を実施いたしました。交通安全施設等整備事業の採択基準であります歩道の設置に伴い車道幅員が狭くなることから、一方通行にならざるを得ず、この一方通行規制について地区全体の合意が得られず、取りまとめは困難であるとの回答を期成会よりいただいたことから、いでゆ坂、みゆき坂につきましては、他の補助事業制度での整備手法を検討しているところでございます。

御質問の御趣旨であります湯けむり展望台のアクセス道路である市道妙診鉄輪線につきましては、平成十八年度完成を目指し、今年度用地買収を行い、来年度から工事着手をしたいと考えております。さらに、市道天神町鉄輪平田線につきましては、今年度測量設計を行い、一部用地を買収し、来年度残りの用地買収及び工事完了を予定しているところでございます。

○二十五番（岩男三男君） ありがとうございます。どちらとも工事の見通し、地権者との合意もできているようですので、市民の方々も、あの地域は非常に車を運転する、また歩行者も「怖い」という声が聞こえてきておりますので、ぜひよろしく願いいたします。さて、そうした中で、別府市にはまちづくり推進室というのがありますけれども、国の方でまちづくり交付金、こうすることで各地が非常にユニークな取り組みをしております。これは、私どもの公明新聞に掲載されたものですが、富山市では路面電車、また柳

川市では掘割やひな祭り、各地で非常にユニークなこの取り組みをしております。このまちづくり交付金については、他の事業と違いまして、何らの規制もなく、今後の取り組みにおいては、公共事業だけでなく、民間で行う事業にも補助金を出そうかと、このような非常に利用価値が高いというか、利用しやすいまちづくり交付金、これをいち早く、さすがに別府市の職員の皆さんは着目されまして、ここに鉄輪のまちづくりということで、温泉そしてまた道路、こうしたものを改良しようということで取り組んでおられるようですけれども、さきの議会でも、鉄輪地域の非常に多くの温泉館や側溝等が入っている。あそこの道路を改良するといっても、石張りにしても、カラー舗装にしても、大変。しかしながら、あの路地の方々も「何とかしてほしい」という多くの声が、市長のもとにも届いていると思います。また、二十四番議員からは、「あの鉄輪の下の方の旧マルシヨクの跡地を鉄輪地域の駐車場に」。確かにこれらの地域の方々は、バスで来られてもバスをとめる場所がない。非常に鉄輪地域の方は、乗用車もそうですけれども、これらも含めてまちづくり事業として地元と合意を得ながら推進をしていただきたいと思いますけれども、この事業の補助金、これらに対して地元と何らかの検討をすでに始めているのかどうか、これからするのか。早くしないと、すでにこの事業は、まちづくり交付金の事業は今年度から始まっているわけですけれども、もう一年。もう少し情報を早くキャッチしていたら、ことしできたわけです。だから年内にすべての計画ができないと次の事業展開ができなくなります。担当課としては、この鉄輪地域の蒸し湯でしたかね、蒸し湯、移転を含めて用地ももうすでに先行取得しているようでありますので、この補助事業に乗っけるために一日も早く地元との話し合いを進めながら進展をしていただきたいと思います。今のところの取り組み状況をお願いします。

○建設部長（金澤 晋君） お答えいたします。

鉄輪地区におきましてのまちづくり交付金の活用方法という形でございますが、まず、このまちづくり交付金につきましては、都市再生特別措置法を根拠法といたしました法律でございます。平成十六年に新たに併設された事業でございます。この法律によりまして、市町村が地域の特性を生かしたまちづくりの目標を設定いたしまして、その目標を実現するために必要な幅広い施設等を対象に各種の事業を位置づけして都市の再生整備計画を策定いたしまして、計画が終了いたしましたならば、達成状況を事後評価する制度でございます。別府市におきましては、先ほど申し上げましたように、鉄輪にありますみゆき坂、いでゆ坂を交通安全施設等整備事業で実施するように計画しておりましたが、採択基準であります一方通行の地元合意が得られなかったということで、このまちづくり交付金制度を採用して整備をやっていこうと考えているところでございます。

まず、このまちづくり交付金におきまして目的でございますが、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進

することによりまして、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的といたしました制度でございまして、特に対象地区であります鉄輪地区におきましては、当該地区は別府八湯の一つとして古くから湯治場として栄え、現在も湯けむりが立ち上がる湯治場として最も雰囲気が残る地区でございます。これまでも修学旅行生や老人の方々の団体の宿泊地として多くの観光客の方に親しまれ利用されてまいりました。近年、交通事情の変化によりまして、住民の高齢化やまちの魅力の弱さなどから観光客が減少し、将来に対する危機感が生じて、地元の方も一生懸命頑張っているところでございます。別府市総合計画におきましても、温泉を核とした温泉施設の環境整備を図りながら、温泉情緒あるまちづくりを図ることがうたわれておりますので、この目標を本地区に設定していきたいと考えているところでございます。

○二十五番（岩男三男君） ちょっと急がないと、スローテンポでは、今言いましたようにできない部分がありますので、ぜひ早い機会に地元とのテーブルに着いて、そしてこれを推進していただきたい。道路の改善につきましては、さきの議会でも触れましたけれども、小学校の前にグリーンのカラー舗装をしています。これがグリーンの一色のみではなくして、例えば市松模様とか非常にいろんな、何と申しますか温泉管とか、あるいは側溝とか非常に工事が難航するような場所ですので、またしゅっちゅう工事をする場所ですから、後、復元しやすい薄表舗装、薄いカラー舗装で市松模様なり、こうしたことを地元の説明しながらやっていったらいかかな、このように思います。

さて、そうした中で、いろいろ質問通告をしているのですけれども、ちょっと飛ばしまして、別府の観光戦略会議と楠港埋立地進出計画、この件について若干質問してまいりたいと思います。

市長ぜひ、私はいろんな角度から質問しますけれども、市長の思いをきょうは述べていただきたい。私も市民も市長も、この中心市街地、駅前通りから商店街が、浴衣にげた履きでにぎわうまちづくり、そしてまた海岸線も今後整備されるであろうあの海岸線に砂湯もでき、テトラポットが消えて自然の海岸線ができたときに、ここに若者やあるいは観光客、多くの人たちがにぎわうまち、これは等しく市民も市長も願っていることです。しかしながら、今のあの楠銀天街、やよい銀天街、流川からかつては向こうが見えない。観光客で、あるいは地元の人でゴった返していたところが、今では人通りが少なく、流川から駅前が見渡せる。あるいは駅の高架線の下北名店街にしても、非常に一時は栄えたのに、どんどん少なくなっている。こうした寂しく静かなまち、これはもう見るにたえない。シャッターの閉まったそうした商店街。ここに一石を投げなければならないという思いで、市長が、埋立地跡に何らかの形でこの別府市の活性化のために取り組もう。こういうことで選定プロジェクトを立ち上げて、そして選定委員会を設置して五社のそれぞれの意見を聞きながら、最終的に選定委員会が株式会社イズミを選定した。「ゆめタウン別府」とい

う名称ということですので、株式会社イズミと隣の人が、「私の名前を呼び捨てするな」とか時々言うので、「ゆめタウン別府」という名称で質問をさせていただきたいと思うのですが、この「ゆめタウン別府」、これは戦略会議とどのように整合性があるのか。この戦略会議の方々のすばらしい発想、先般、市役所のレセプションホールで公開討論会が行われまして、私も傍聴させてもらいましたけれども、この戦略会議の中では「ゆめタウン別府」楠港埋立地の部分は除外して討論をしてもらっているのか。ここも含めて別府市の将来展望を議論してもらったのか。本来は、私はこの戦略の結論が出た後にというのが妥当ではないかと思うのですけれども、そここのところはいかがでございましょうか。

○観光課長（溝口広海君） お答えをいたします。

楠港跡地につきましては、答申がなされた場合は、可能なものに対しては検討していくことになるというふうに考えております。

○二十五番（岩男三男君） あなた、木で鼻をくくったような答弁をすると、私も冷静に質問したいと思っているのだけれども、ちょっと……ね。もう少し親切な答弁をされてくれないのかと思う。

具体的に何点か事務担当に聞いた上で市長にお尋ねしますけれども、この「ゆめタウン別府」の一年間の集客を八百万人と見込んでいる、こういうことですが、この八百万人のまず根拠は何ですか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

株式会社イズミの別府の楠港での進出計画によりますと、年間八百万人というような集客を見込んでおります。この数字は、あくまでも株式会社イズミの予測でございますけれども、近くの中津店の実績を見てみますと、十三年度が五百十九万人、十四年度が五百十二万人、平成十五年度が五百八万人となっております。中津と、そして別府市の周辺の人口規模から想定しまして八百万人というふうに想定しているというふうに聞いております。

○二十五番（岩男三男君） 続いて、この三年間の売り上げ、中津店の売り上げ状況はどのようになっているのか。一人当たりの購買額はどれぐらいになっているのか、お示しく下さい。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

イズミの中津店の売り上げでございますが、平成十三年度が百三億三千万円、平成十四年度につきましては百一億六千万円、平成十五年度につきましては百億三千万円となっております。入場者数五百万人ということでこれを考えてみますと、一人当たりの入場者が二千年を消費するという感じになっております。

○二十五番（岩男三男君） これらの業者と選定委員のメンバー構成とか、それらについてはさきの議会で触れました。今議会でも何人かの方が触れましたけれども、職員の皆さ

んが五名選定委員になっておりますけれども、観光経済部長、この埋立地はまさに観光戦略会議の中では別府のへそである、あるいは港が文化の発祥地である、このように言われておりますけれども、この「ゆめタウン別府」、これが実現したときに果たしてそうした海の文化、港の文化を取り入れた観光客が来るような施設ができるのかどうか。この業者との質疑応答もあったと思うのですけれども、あなたは、そうした市民や、あるいは観光客に誇れる観光施設ができる、このように確信をされていますか。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

先ほど、戦略会議と選定会議の件を言われました。これは独立して全然別の委員会でございますが、御提言と御答申をいただきまして、取り入れられるものがあれば九月末に答申と聞いておりますので、これからイズミと協議していく中で協議していきたいと考えております。

ただいまの御質問でございます。楠港が港文化という別府の発祥の地であります。私もあそこで――個人的ですけれども――生まれ育った者でございます。小っちゃいときから見ていますので、そういう港文化である。それに「ゆめタウン」が合うかどうかということでございます。それで今、プレゼンもお聞きして、三度お聞きしております。いかにアミューズメントの広場が充実できるか、それを見まして、海を生かしたレストランや、そういう空間が充実できれば観光の一つになるのではないかと考えております。また、物販につきましても、他のスーパーにないようなインドアショップとかナイキとか、そういうほかにないようなブランド物が来れば、観光の一助になるのではないかと考えております。

○二十五番（岩男三男君） 全く説得力がないね。別府駅において「ゆめタウン」に行ってみよう、「ゆめタウン別府」というのができた、行ってみよう。そうした夢、もう少し語られていいのではないかとと思うのです。

総務部長、総務部長でいいのですか、企画財政は、収入役でもいいですけれども、収入役。この地域を賃貸にするか、あるいは売却にするか、このような議論はこれから詰めるということですが、一番地元民を含めて恐れているのは、もしかしてあの地が失敗したときにホテルなどに転業するのではないか、あるいは賃貸にしたときに建物だけ残って処分に困るのではないか、このような心配もあるわけですが、こうしたものに対して、売却にしろあるいは賃貸にしても、特約条項ということは考えているのですか。どのようにお考えですか。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

これから協議ですので、売却か賃貸か、まだ決定をしておりません。もちろん特約事項は乗せる予定にはしております。

○二十五番（岩男三男君） 今よくわからなかったのですけれどもね。すべてこれから、質問することは、すべてこれから。きのうの交通体系のことについて、我が党の市原議員

が質問したのに対しても「警察と相談します」。建設部長、あなたはそうした駐車場対策とか、そういうものをあなたが、こうなりますよと議会に対して、我々に対して説得できるようなそうした質疑応答がなされて、我々を説得する材料がなければならないのではないですか。最も心配する交通問題。漏れ聞くところによると、この皆さん方からいただいた資料の中にも陸橋がかけられております。どうなっているのかな。これは予測の範囲なのですが、大分市の方から来たときは、左に曲がってあの商工会議所、あの建物もこの株式会社イズミが買い取って、さらに上に駐車場があるあそこも買い取って左側に駐車場をつくって、そして陸橋で渡れるようにする。こうしたことも煮詰まっているのですか。その点はいかがですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

私ども、この株式会社イズミとの今回の選定委員会の選定結果については、プレゼンテーションを聞いただけでございまして、プレゼンテーションの中で判断いたしておるところでございます。したがって、その詳しい内容については、まだイズミの方と協議をいたしておりません。プレゼンテーションの中には、確かに横断歩道橋も交通対策の上から考えていきたい、これは自前でやりたいというようなことで、図面の上の商工会議所の前あたりに絵をかいておりましたが、商工会議所と一体となった図面でもございませぬし、詳しい内容については、まだ私ども、先日選定結果をいただきまして、それ以降のこの詰めた話がまだできておりませぬ。詳細については、イズミの方からもっと詳しい図面などが上がってきて詰めていきたい、このように考えております。議会の皆様方に詳しい御説明、また御回答が得られなくて大変申しわけなく思っておりますが、何分にも八月の末に選定結果が出たというところで、それ以上の話はまだできておりませぬので、御理解を賜りたいと存じております。

○二十五番（岩男三男君） 全く説得力がないですよね。そうした中で選考委員である商工会議所の方が、将来商工会議所の建物として寄附するということで、用地の建物の買い取りをなされて、覚書なるものが新聞紙上でも発表されましたけれども、この選考委員会に任命されて選考委員である方々が、受け取りようによれば、ここで利益を得るような行為をしているのではないかという、多くの市民が不審を抱くような行為。これに対して、きのうの助役の答弁では、「個人のことだ」。選定委員ですよ、個人では片づけられないと思うのですけれども、当局としては、これらの会頭、副会頭に真意のほどはただしたのですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

これは、前回の全員協議会の中でこのような御指摘がございましたので、私どもは全く知らなかったもので、当事者にお尋ねをいたしております。当事者からは、新聞報道等で報道されたようなお答えをお聞きしたわけでございます。私は「個人的に」という御発言も

いたしました。確かにお二人とも選定委員でございます。この今回の企業誘致に関しましては、選定委員で知り得ること・情報というのも確かであろうかと存じますが、今回の場合、公募でございます。楠港に企業誘致を公募いたしておりますので、これは新聞報道でされております。楠港の前、商工会議所とのかかわり、そういったことは私ども、どういったお話になったか存じませんが、楠港には広く公募して皆さんに、昨年の十二月末に公募をいたして、それから一般市民の方、関係者の方も、楠港前にそういった別府市が企業誘致をしたという事実は皆さん十分知っていることと思っておりますので、このお二人が特に、私ども、選定委員になったことによって情報を得たというような考えは持っておりません。

○二十五番（岩男三男君） 私も間島副会頭とは、観光経済委員会のときにファッションタウンの関係で一年間行動をともにしたというか、いろいろおつき合いもありましたけれども、非常にすばらしい方で、私利私欲を求めるような人ではないと思いますけれども、（発言する者あり）ないとは思いますが、しかし、こうしたことに対して市としてきちっと対応する。商工会議所に寄附するというのですから、お二人の善意と思って、そのとおりあえて私は受け取りたいと思います。

さて、そうした中で、八百万人の根拠について、中津のゆめタウンが五百万人だから別府市も。選考委員の方々一人一人に中津のゆめタウン中津を視察されたのか、中津のまちづくりがどうなったのか。賢明なるあなた方ですから、全員たぶん調査に行かれていますと思いますけれども、時間の都合であえて私は問いませんけれども、市長、私も先日、ゆめタウン中津を視察させていただきました。土曜日、来客も多いです。そして中にはウインズ、馬券売り場がありまして、そこを見ると四百名以上の方がいらっしゃいました。連日、一年間無休ですという開催日を掲示、主催した大きなカレンダーもありました。

しかし、この中津ゆめタウンに行きましたら、高校生や若者、たくさんの方が見えてまして、このやっぱり商売にかける熱意というか、すばらしいな、そう思いました。ある買い物客は、たぶん食料品でしょう、八袋、八袋ですよ。奥さんが見張りしながら、御主人が車まで運んでいる。何か行事か法事か何かがあるのかわかりませんが。しかしながら、その足で中津の駅前の方に行きますと、まさにかつてのテナントは、大きなスーパーは撤退して、私も二十四、五年前、中津の方に行く機会が多くて中津の駅の近くにも車をとめて、あの近所でいろんな所用をしてきたわけですが、本当に活力あるまちでした。今、それこそ冷え切った寂れたまちです。ゆめタウン中津があそこにできたからといって、イオン三光があります。そこも行きました。イオン三光は、市内から安い料金でバスを走らせています。したがって、市内が冷え込むということで、ゆめタウン中津を市民挙げてあそこに、市有地に誘致したわけですが、では、それが地域の活性化につながっているかどうか。もちろん市の形態も違います。

それでは、ここに、市長、「ゆめタウン別府」ができたときに、どのように回遊をするのか、駅前がどのように活性化するのか。市長の口からぜひ説明をしていただきたい。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

楠港の開発を私が手がけたといいますか、十一年間この埋め立て、県が二十億そして別府市が九億三百万、三十億近い投資、この有効な別府の貴重な財産ですね、これをこのまま放置してはいけません。楠港だけの開発であってはいけない、楠港を核として駅前通りや南部や中心商店街の活性化に結びつくために、人々が集まる交流拠点施設にしたい、この思いで市民の議論の場に付したわけでございます。その中で賛成、反対、大いに結構です。議論をしていただくのも結構です。現段階で、今一社が選定をされました。これからは私の出番といいますか、別府市がどれだけ市民の思いを受けてそこに人が集まってくれるか、そしてその人々が魅力を感じて駅前にも行っていただけるか、商店街にも回ってもらえるか。これは人の首に縄をつけるわけにはいきません。それぞれの地域地域が努力をして集まった人たちをどうそこに引き寄せるか、努力をお互いが行政と一緒にやるとということが基本でなくてはならない。行政がすべてその人たちを巡回させるという能力はないのではないかと。その仕掛けは精いっぱい協力をしてやるという姿勢でございます。ただ、このまま放置をせよ、と言う方もあります。この楠港を放置して、では、人をどこに集めるのか、交流拠点施設はどこに持っていくのか、別府のへそはどこなのか。このことを考えたときに、別府のへそは楠港ではないと思います。楠港は、駅前と南部と中心商店街が中心となるへそになるかもわかりませんが、その楠港によって別府全体がどうこうということまでは、これは考えられないかもわかりません。しかし、駅前は近い。駅前はすたれては、別府のへそであると思っておりますが、かつてのにぎわいが今度の――余談になりますが――夏まつりで駅前通り、ワイワイ市で復活しました。浴衣がけで家族連れであれだけの方がにぎわったのに涙が出ました、私は。子どものころ、浴衣を着せていただいて、「別府に行く」。私は田舎子ですから、「別府に行く」ということが夢でした。「別府に行く」というのは「おまちに行く」、「お祭りに行く」という言葉なのです。そういう思いで別府の駅前がにぎわうということは、本当に私は感動でございました。

だから、別府駅前を衰退させないためにも、まず楠港開発をして、そこに人の交流拠点施設ができれば、駅前にも行ってみようという人々が、魅力あるまちづくりを駅前の皆さんと一緒にやっていきたい。そのためにはその土地を売却か賃貸かは決めておりませんが、将来、あの土地を放してしまいたくないという思いもあります。今、お金があれば、あえて民間活力で開発しなくて、別府のお金で開発すればいいわけですが、それができないわけでございます。そういう意味で、私は別府駅前についても人が行くとかいう約束はできませんが、魅力ある駅前通りにするために、商店街にするために、行政と一緒に協力をして、「協働のまちづくり」を挙げているのはそこでございます、協力して働く。官民一

体となって協働したまちづくりによって、別府に集まった交流する拠点の施設ができれば、そこから皆さんをその地域に引っ張ろうではないか。こういう頑張りをお互いにやっていきたいなという思いでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○二十五番（岩男三男君） これは市長の言われるとおり、商店街も駅前通りもトキハも自助努力、自分たちがしっかり努力しなければいけない。しからば、ここに「ゆめタウン別府」が出てきて、その客を引っ張り切らんのは、おまえたちの責任だと言わんばかりの市長の今の発言ですが、確かに立派な会社です。集客力もあります。中津のゆめタウンに行ってみました。しかし、そこから外に出る人はいませんでした。回遊、人々が歩くためにということで、別府市はトキハを誘致して、そしてそれは果たしたか、できたか。できない。

今、人々は多くの商店、これらの人たちは自分たちの生活を守るために必死です。最近、規制緩和なる酒、米、これが自由になりました。スーパーにほとんどが行くようになりました。私のすぐ近くに住む人も一生懸命酒、米を中心に商売をしていましたけれども、ある日突然電話がありまして、「岩男さん、あそこの酒屋さんに電話しても出ない。どうなっているか、調べてくれんか」。夫婦、子どもで、親子で、近所の人に聞くと夜逃げをした。

市長、これが成功すれば、あなたの……、道路側の埋立地にできても不思議ではない。しかし、もし失敗したときは、市民がこの埋立地に特に食料品関係に集中したときは、市内でどれだけ苦しむ人が出るかわかりません。こういう人を一人も出してはならん。まだ後、質問者がありますので、私はあえて市長、観光課長の答弁のためではありませんけれども、ここに九月二日の今日新聞があります。「イズミ会長が市長訪問。楠港埋立地選定企業お礼のあいさつと事業説明」。あえて読ませていただきますけれども、「別府市楠港埋立地誘致企業選定委員会から誘致企業に選ばれたイズミ本社」云々とありますけれども、

「山西義政会長が、一日、浜田博・別府市長を表敬訪問し、選定されたことに対するお礼のあいさつと説明を行った。別府市側は、大塚利男助役ほか池部収入役、東観光経済部長、中野商工課長が同席した。面談は、午後三時から約一時間に及んだ。終了後、大塚助役の話によると、イズミ側から楠港埋立地におけるプロジェクトを何とか実現したいとの意思表示と事業概要の説明があった。同社の長崎市、呉市、下関市などにおける店舗展開状況について説明があった。今後、双方の担当者と話し合っていくことになったという。別府市側の話によると、浜田市長が山西会長と面談したのは、昨年十月三十一日以来二回目という。一回目の面談には、野口哲男別府市議（当時副議長、自民党清新会）が同席し、同社役員を浜田市長に紹介していた。今日新聞は、六月二十二日付記事で、特定の企業を友達の会社として市長や清成宣明市議会議長に売り込んだ野口氏の行為に批判の声があることを報道した。イズミが別府市に提出した会社概要によると、同社の代表者は山西泰明代

表取締役社長。事業の内容は」云々と、このようにありますけれども、市長あなたは、当時の副議長である議員と三人で市長室でどういうお話をされたかわかりませんが、こうした議員に縁がない他の四社、この四社と比べたら差別ではないですか。こういうことというのはあっていいのですか。

別府市議会議員の政治倫理に対する条例というのがあります。この中には、全部時間の関係で読めませんが、「市が行う許可、認可または請負、その他の契約に関し、特定の企業、団体等のため有利な取り計らいをしないこと」、「議員は、市民の代表者として議会に与えられた権能と責務を深く自覚するとともに、その品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、地方自治の本旨にのっとり、その使命の達成に努めなければならない」、こうあります。この政治倫理から見ても、ポートピアにしても議員の名前がちらほら出てくる。しかも市長、我々は議員ですから、あつせんすることはあります。しかし、今回、あなたが一社だけに会う。これは市民の目から見たら、まさに最初に株式会社イズミありという声が強くある。これらに対して、市民に対して納得できる答弁をしてください。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

公募前の問題ですね。（発言する者あり）これは、明らかに公募も決まっています。私が就任して一カ月後から一社、二社、楠港を開発したいという企業が参りました。そのときに私は飛びついて、もう随契でやりましょうと、やる方法があったと思います。しかし、私は、市民の目線で、これでたくさん来るかもしれないなという思いで全国に公募した。そして十八社の皆さんが説明会に来たではありませんか。それ以降、公募前に会ったのは、もちろん先ほどお名前が出て本当に御迷惑だなと思いますが、野口議員さんは善意で、お友達が野球部の後輩だったと思いますが、その人から頼まれて「会ってください」ということでしたから、とにかく会うのは私一人ではありません、三役ちゃんと全部そろってお会いしました。一社だけではありません。それぞれ議員さん方が一生懸命お世話していただいていますから、紹介いただいた方とか会って、そこですぐ契約なり、そこに行ったらとすれば、野口さんに失礼にもなるし、私は、その問題は一紹介者という気持ちでお会いしただけでございますから。しかし、そこに私は、これはたくさんの企業が来るぞ、それから公募に踏み切る決断をしたわけです。公募以降は、どの会社ともどの人とも面談もお断りしていますし、業者関係を含めて楠港に関連する業者とは一切お会いしていません。うわさではいろいろ、長崎で会ったとか、とんでもないお話が出たりビラが出たりしました。しかし、私は何ら業者、市役所でも市外でも県外でも会っておりませんし、公募以降は選定委員の会長にも選定を急ぐ話をしたこともありませんし、どこに決めなさいという「できレース」をつくった覚えも一切ありませんので、私は純粹に選定されるまでどこが選ばれるかわからない。その中では何もイズミに対して言っていない。

先日、先ほどお話がありましたイズミの会長さんが、選定が決まって報告を受けて一週間後でした、九月一日に来ていただけるというから、それはお会いしましょう。ただ、私も一人で会うというよりも、きちっとこれからしっかりお願いをしていかないといけない立場ですから、三役と担当者と一緒に会いましょうということでお会いして、説明を聞いた。全国のイズミの……

○議長（清成宣明君） 市長、時間です。

○市長（浜田 博君） いろんな状況を聞かせていただきました。その中でこれから私は、いろんなイズミに対して、先ほど岩男議員は……

○議長（清成宣明君） 簡潔にお願いします。

○市長（浜田 博君） 「ゆめタウン別府」という名前をもう固定化したようにありますが、私は、よそにあるような――逆に言いますと、ここまで言っていていいかわかりませんが――「ゆめタウン」をそのままぼんと持ってこられたのでは困るよという話は、これからやっていきます。とにかくいろんな意味で私は市民の思いを……

○議長（清成宣明君） 時間です。

○市長（浜田 博君） しっかりこれからぶっつけていきたいという思いでございますから、公明正大に正々堂々とこれから皆さんの声を聞いてやっていくということですので、事前の話とか公募前の業者の紹介とか、そういった問題については、そういう意味で明らかにしておきたいと思います。

○二十四番（泉 武弘君） 最初に議長に、議会として対応していただく事項をお願いいたしておきたいと思います。

二十七日に楠港の埋立地の企業誘致に対する全員協議会が開かれました。この中で松川議員が、謄本をもとに選定委員の中に、近隣に土地取得をしている人があるということ、謄本を示しながら全員協議会で説明しました。これに対して津末会頭が、ある新聞社の取材にこのように談話を出しています。「こういうプライバシーのことを問題にしたのは全く不本意であり、笑止千万」――私が問題にしておりますのは、次の言葉でございます――「げすの勘ぐりだと反論」、このように報道されております。この「げすの勘ぐり」という言葉ですが、私はこの新聞記事を見た段階から大変大きな問題だなと実は認識をいたしております。「げす」というのは、「品性が下劣なこと、またそのような人のさま」。いわゆる松川議員を指して品性の下劣なこと、またそのような人なのだと。二番目に「身分の低い者、素性の卑しい者、下賤な者」、こういうことを「げす」というふうに国語辞典では出ています。「勘ぐり」という言葉でございますが、これは、「品性の卑しい者はひがみっぽくて、物事を悪く考えがちである。また、その邪推」、こういうふうに辞典ではなっています。

今、議場で笑われた方は、どういう意味で笑われたのか知りませんが、私は、この商工

団体の代表を束ねる会頭が、卑しくも全員協議会の議場で、しかも副議長が謄本を示して発言したことに對して「げすの勘ぐり」、このような発言をしたことを看過することはできません。これは議会としてこの言葉の撤回並びに謝罪、これを議長として取りまとめしていただくように最初をお願いをして、一般質問に入りたいと思います。

さて市長、楠港の跡地利用で大変混乱をしていることは、もう市長御存じのとおりですね。市長として、この混乱の原因、これをどのように把握しておられるのか。そして、市長としての責任はどのように感じておられるのか、簡潔に御答弁をいただきたいと思います。きょう、楠港問題だけで質問点を見ますと三十二回ぐらい質問させていただきますので、要点のみ回答願いたいと思います。

○観光経済部長（東 昇司君） 楠港につきまして、大変混乱していると承知をしております。（発言する者あり）

○議長（清成宣明君） 余り簡潔過ぎるのではないか。

○観光経済部長（東 昇司君） 企業誘致の公募につきましては、五社の企業の立地プラン等の著作権等もありまして、企業側の了解等が得られませんでしたので、市民の皆様方に十分お知らせすることができなかつたのが、原因の一つでもあろうかと思っております。今後は、市のホームページ等を通じまして、選定された企業の立地プランの詳細等について、市民の皆様方に広報して、少しでも御理解いただきたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 皆さん方の前にメモ紙があると思いますので、私が質問をしたことをメモして答弁してください。私が今申し上げたのは、大変混乱をしているけれども、この混乱の原因は那邊にあるのか、それで、その責任はどう感じているのかということをお聞きしたわけです。今の御答弁を聞いていまして、どうもこの混乱の原因は行政側にあるという認識は持っておられないのではないかと、このように感じます。これは皆さんがどういう答弁をされようと、皆さんの自由なのです。ただ、わかりやすい答弁をお願いしたい。

それから、ことわっておきますけれども、今回、株式会社イズミの楠港進出問題で「イズミ、イズミ」というふうに皆さんは言われますけれども、実は市民の皆さんの中に、この株式会社イズミと私・泉を結びつけて誤解されている方が随分いらっしゃるようです。お電話も随分いただきましたし、私の方に直接確かめにお越しになった方もおられます。株式会社イズミという会社は、私も調査をさせていただきましたが、大変立派な会社ですが、私とは一切かかわりありませんので、議場で御答弁をいただくときは、私との違いを明確にするために「株式会社イズミ」というふうに答弁をしていただくようお願いをしておきます。

さて、私は、言いかえると今回応募した五社の皆さんは、大変今迷惑をしているのではないだろうか、こういう気がしてならない。なぜかといいますと、別府市が示しました楠

港埋立地活性化プロジェクトの募集要項の中で「募集に関する基本的事項」というのがあります。ここの不明確さが今日の混乱の原因になっているのではないかと、こういう気がしてならないのです。この募集要項では五点にわたって基本的な考えを示している。しかし、この基本的事項の中で示してないばかりに、今回混乱をしているという点が次の問題であろうと思いますので、私が今から申し上げることについて、混乱の原因というふうに認識されるのかどうか、後ほど見解を求めます。

市長は、物販比率が八〇、九〇になれば私は同意をしないというような趣旨の発言をされたやに私も記憶いたしております。しかし、今回、物販比率約七〇%なのですね。この募集要綱の中に年間売り上げに占める物販部門の比率の設定をしてない。したがって、こういう七〇という数字が出てきているのではないかと。この設定のなさ。

それから、十号線から海を見渡すときの景観保全の問題。建築物の高さ設定をしていない。

それから、売却か賃貸かの明示がされていません。しかも、売却、賃貸のときの価格設定方法が明示されていません。

さらには、優先交渉権の順序設定等がされていません。

さらには、選定委員会の規則ですね。この傍聴規則とか審査結果の報告書の公表とか議事録の公表、ヒアリングの公開、委員会の公開、このような委員会の規則等について諮問した行政側が設定をしていない。

さらには、流川また十号線から見る海の景観保全の問題を設定していない。

さらには、市民の意見の反映方法。要するにパブリックコメント、パブリックにコメントを求める。このやり方等が、応募要綱、募集要項等で明示されていない。このことによって、ただ募集要項五点のみに従って企業がプロポーザルしてきた。このことが今日の混乱の原因になっているのではないかとというふうに、私・泉武弘は考えますけれども、行政の見解を求めます。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

物販面積等、また高さ、また賃貸か売却か、そういう細かいことにつきまして明示しないことが混乱の原因だというような御指摘でございます。事務局といたしましては、進出する企業というものがホテルであるのかまた商業施設であるのか、またアミューズメント施設であるのかということ幅広く募集いたしておりますので、この点につきまして、それぞれの企業につきまして細かい設定というものはしておりません。それによりまして、企業の自由裁量、そういうものの幅を広く持ちたい、そういう趣旨でございましたので、御理解を賜りたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） それは課長、理解するかしないかというのではない。現在混乱をしている基本的なことは、別府市が基本事項を五項目だけ示して、細部にわたった募

集に対する基本的指針がなかったために、現在混乱しているのではないですか。その表題として、まちづくりを進めている皆さん方は、この建物が港文化の提唱から考えるとふさわしくないという指摘もされている。また昨日ですか、会長をされております林さんから提出された資料の中にも、やはりそういうことが指摘されている。やはりこの基本的事項のあいまいさが、今日の混乱を助長しているということは指摘しておきたいと思います。さて次に、この業者を選ぶ選定委員会の構成と進め方について、説明を求めます。

別府市は、この選定委員会設置また選定委員会委員について、次のように何回となく答弁をされています。「できるだけ多くの市民の方々の御意見を聞くために選定委員会を設置し、各界各層から十九名の方々に委員に就任をしていただきました」と答弁しています。しかしながら現実を見ますと、行政五名、議会三名、この立場の方々は、選定をお願いした行政側が五名、そして、この土地売却について審議し議決する側が三名、合わせると十九名中八名を占めています。さらに、学識経験者二名、経済団体代表六名、住民代表三名、このようになっていますが、この構成が、市の言うように各界各層からの選定委員会の構成と思っているのか、見解を求めます。

さらに、あわせて答弁をしてください。行政側からなぜ五名も選ばなければいけなかったのか。この理由を説明してください。

さらに、議員から三名の選定委員が出ていますけれども、この方々の立場は、議会の代表という形で選定委員をお願いしたのかどうか。この三点について明快に答弁を求めます。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

今回の楠港の埋立地の誘致企業選定委員会につきましては、中心市街地の活性化、それが主眼でありますので、この中心市街地活性化基本計画を平成十二年度に策定いたしております。そのときの委員の構成をほぼ踏襲いたしまして、そのときは中心市街地活性化の委員は二十名でございました。そのときに行政から五名という形の委員が選出されておりましたので、今回も五名というふうに踏襲いたした理由がございます。

また、市の職員につきましては、先ほど言いましたが、市の総合的な立場というところから助役、収入役、また総合計画や財政的な立場から企画財政部長、さらに別府市中心市街地活性化計画を策定した担当としまして観光経済部長、楠港埋立地を造成した立場から建設部長を委員に任命したという経緯があります。委員会を進行していく中で、これらの委員というものは必要であった、そういうふうに考えております。

また、議会にお願いしました三名につきましては、市としましては、議会代表ということをお願いしたというふうに考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 議会の代表という位置づけは、どういう形で議長にお願いしたのですか。議会の代表という形であれば、議員三名のうちに賛成、反対に分かれていますから、議会はもうそこで意思表示をしてしまった。議員という形であれば個々の資格で

すから、それぞれの賛否をしても、それは議会が問われるものではありません。議会代表ということになれば、これは形が変わってきますけれども、議会の代表という位置づけをどういうふうな形で委員に委嘱したのか、明快に教えてください。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

あくまでも議会の代表ということですので、三名ということでこちらの方からだれということとは指定いたしておりません。

○二十四番（泉 武弘君） 議長、今の商工課長の答弁は、これからの審議に大変大きな影響を及ぼします。議会の代表ということであれば、私どもは、その代表者となるべき協議をしていなければいけない。この前、全員協議会で私が申し上げましたように、議会からいわゆる審議委員が出ているということさえ知らなかったのです。この問題、時間をとって、本当に議会の代表であったのかどうか、執行部と協議をしてください。これは、その点が明確にならないと審議ができません。（発言する者あり）

○議長（清成宣明君） これは、次の審議に関係があるわけですか。（発言する者あり）
はい。では、暫時休憩をいたします。

午後二時 五十分 休憩

午後三時二十八分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○商工課長（中野義幸君） 発言の訂正をお願いしたいと思います。

先ほど私が、選定委員会の委員につきまして、「議会の代表として三人の委員をお願いしました」と申し上げましたけれども、正式には、「議会から三人の委員の選出をお願いします」というふうに訂正していただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○二十四番（泉 武弘君） 市長、前の議会で選定委員会の選定のあり方に、あなたの思いを加えて次のように、実は十五番議員の質問にあなたは答弁しています。「選定を多数決で決めて、一社これにしますという多数決で強行することは、私は望ましくないだろうという思いを持っています。私としては、評価をしていただいて点数をつけて順位をつけていただければ、一社か二社、一位、二位と順番に私は別府市の思いを伝えていきます」というふうに実はあなたは御答弁された。結果は、違う結果になったのですね。一社選定そして多数決という、あなたの思いとは全然違う形になりました。このことについてあなたがどう考えるのか、御答弁をお願いしたいと同時に、この今回の報告書を見まして、報告書のここが異常だという部分があるのですよ。この企業選定に対する報告ですね。選定理由も何も書いてないのです。審議経過も何もなし。五社選定のプロポーザルに付した五社についても、何らも触れてない。このことは、一社選定を手を挙げてわざわざ主張した選定委員で、今議場にいる観光経済部長、これについてあなたはどう考えるのか、御答弁

ください。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

選定企業の数につきまして、私ども別府市としての説明で、当初より一社を選定していただきたいとずっとお願いしておりました。その中で、十三回開かれる中に一位から五位までという形の話もありましたけれども、市としては、当初から一社で選定していただきたいということは、最初からお願いしておりました。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

選定のあり方ですね。このことについて、さきの議会で私の答弁が、評価の点数をつけていただいてどこがふさわしいのか、一位、二位、順序がつけばと、これは「仮に」という形で恐らく言ったと思います。ということは、私は選定委員会に対して、こういう形で選定をなさいとかが、強行して多数決で決めてしまう、何が何でもできレースだとか、そういう思いの声が出ていましたから、そういうことがあってはならん。反対の人も賛成の人も十分意見を聞いて、そして最終的に選定をしていただきたい。その段階では、これは選定の基準に合わないということで、これは五社ともだめですよという選定も選択肢でありますというような思いもありましたから、私は選定のあり方について一切口を挟まないという思いで、選定の結果が出るまでは選定の仕方について選定委員長にも選定の会長にもお願いした覚えもありませんし、一切会ってもおりません。そういう意味ですから、その順位をつけていただければいいな、強行すべきではないなという思いの中からそういう発言をしたというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（清成宣明君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○二十四番（泉 武弘君） 別府市のここがおかしいぞ、別府市のここが理解できないということを、実例をもって話をさせていただきます。

ここに各市・県、プロポーザルで選定作業、審議作業をやった実例を実は持ってきています。この中から岡山市の例を出してみますと、これはD小学校跡地整備事業というものをプロポーザルでやっています。これは私は、全国の範となるものではないかなという気がしている。これと比較して別府市がいかにおかしいかということをお考えいただければありがたい。

まず、プロポーザルというものに対する考え方ですね。これは計画、提案、申し込みであるというようなことから、事詳しくプロポーザルに対する考え方を岡山市は述べています。二点目に、手続き上の考慮すべき事項として、透明性、公正性、客観性、競争性ということを重要視しなければいけない、こうなっています。さらに、ここが別府市ともう基本的に違うのですよ。プロポーザルに必要な期間という定めがありまして、実施方針の公表から意見聴取の締め切り、募集要綱の公表、応募書類提出、最優秀案の提出、優先交渉

権の決定公表、本協定契約の締結まで、岡山市は何と四百二十日間かかった。もう基本的に違います。当市は、一月十九日でしたか、公募を開始して二月の二十何日、約一カ月間しかないのですね。

そして、あなた方は、くしくも先ほど、行政が入ったことは妥当性があるというふうに言われましたけれども、ここに岡山市がこのように触れています。これは岡山市の場合は、「審査委員」という表現を使っています。これは業者選定ですけれども、向こうの場合は「審査委員」。人数については、密度の濃い議論が可能な人数で、日程調整の容易さを考慮し七から十五名程度とし、事業ごとに検討する。原則として、このうち二〇％程度、公募委員として最低でも二名は確保すると、こうある。

その次なのです。「原則として審査委員は、岡山市の職員以外とするが、必要のある場合は、公募委員として同数以下の人数」。これだったらだれもが理解できると思うのですよ。そして、岡山市が審査委員として選んでいますのが計十名。このうち女性が四名、岡山市。一名もいません。

それから、この中で、なるほどな、こういうふうに行政というのは対応しなければいけないのだなということが、事細やかに書いてある。傍聴人の取り扱いですね。審査委員会の公開及び傍聴の許可。「審査委員会は、原則公開とする」。それで、さらにこの中で審議経過、ヒアリング、こういうものまで全部公開です。別府市がお願いした選定委員会は、全部秘密会、最初のうちは。資料提出もありません。いかにいびつな形で別府市の今回の楠港跡地の活用に対する選定委員会の審査が行われたか、このことを裏づける一つの論拠になろうと思います。

ではもう少し、口の重い私ですけれども、触れてみたいと思います。このD小学校跡地小学校整備事業に対して審査結果、私どものこの報告書とは全く異なります。まず、優先交渉権及び順位。この中に出ていますのは、優先交渉権者がAグループ、それで次が上位バス会社、大林組、ベネセスタイイルケア、こなみスポーツ株式会社、こういうふうになっています。このように審議経過が明確に出ています。そして、この中で当市と違うのは、優先交渉権の順位が示されています。このようにして私が調べました一時間の関係ですべては申し上げませんが一一六件調べさせていただきました。すべてのところで報告書の中にはなぜその業者を選んだのか、そして、その業者と何を交渉してほしいのか、何が問題点なのか、こういうことを審査公表の中で触れています。そして、次に交渉すべき業者の名前を列記して、その業者と何を交渉すべきかを審査委員会は述べています。

それで、私が一番なぞだناと思ったのは、ある市で十社でプロポーザルをしている。第一次審査で全部得点をつけられています。五百分の三百六十五、五百分の三百二十、五百分の三百、その理由を全部、個人、プロポーザルをした会社の審査表に全部書き込みをしています。そして、補足資料を求めて第二次審査、いわゆる最終審査ですね、そこで五百

分の何点ということをごだれでもわかるように、審査結果がわかるように公表しています。今回のこの別府市の選定委員会が答申しました選定について、多数決で決めることができるのかどうか。これについてどうお考えですか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

審査につきましては、この中でいろんな応募要綱にある四項目と、さらに各項目を加えまして六項目を審査項目といたしております。そして、これをもとに企業のプレゼンテーションを受けるという形になっております。そしてプレゼンテーションを三回受けましたけれども、その採点表につきましては、十点満点にするとか五点満点にするということとは決めておりません。その中で皆さんがおのこの採点した中で、最終的にどれがいいのか。一社に決めた方がいいのではないかとということで委員会で決まり、一人の委員が一社を選ぶという形を多数決で決めたという状況でございます。

○二十四番（泉 武弘君） それだったら、五社がどの部分で――五項目ありますね、基本的事項――どの部分で評価を受けたのか、だれが判断するのですか。審査項目があるのでしょうか。審査項目プラス応募要綱の中で、募集要綱の中で一番大事なものは、質疑書ですね、これがプロジェクト募集要綱に対する質疑書ですけれども、質疑書の中でこういう部分があるのでしょうか、「事業の基本方針など各種方針等の関連性や対象者の立地特性、または社会基盤整備による今後の可能性等を踏まえながら、集客の対象者、エリア、目標数、アクセス等々について記入してください」、この質疑にあなた方は答弁している。

そしてもう一つ。僕はこれをどうしても見たい。集客見込み、雇用計画表、全面開業後の新規雇用者。こういうものが全部この中にあるわけでしょう。それを参酌しながらあなた方は、五社に対して五項目から得点を与えていくわけでしょう。その最高得点社がいわゆる一位になるのではないのですか。それを多数決で決めた場合に、ここにいる三十一名の議員は、なぜ一位なのか、市民は、何をもって一位というふうに判断するのですか。二番もなければ三番もない、四番もなければ五番もない。ただ一社だけ。その一社についてもあなた方は選定理由さえ述べてないではないですか。他の四社との比較検討の理由書もないではないですか。どこをもって一社が正しいと言えるのですか。具体的に教えてください。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

評価項目につきましては、募集要綱には四項目でございましたけれども、途中の委員会の中で二項目ふえまして、評価項目は六項目という形で決まりました。その中で、採点表も渡しまして、個々に採点をつけていただいて、そのうちに点をつけて出すか出さないか、いろいろ議論がありました。そういう中で、最近お渡ししてきたのですけれども、最終的には一社を名前を書いて出すということで委員会で決まりましたので、議員さんがおっしゃるように点数とかそういう内容は持っておりません。

○二十四番（泉 武弘君） その発議したのが、行政側から選ばれたあなたなのでしょう。一社に絞ってほしいと言ったのは、あなたでしょう。そこには客観性が生まれてこないでしょうが。先ほどから言っているように、一社だけを選んで、選定理由も何もない。他社との比較表もない。今あなたが言われたように二項目追加して六項目と言われましたね。六項目で、一番目、二番目、三番目、四番目、五番目がどういう得点を各項目別にとったのか。どこを見て我々は判断をするのですか。市民は、なるほどな、一社に選ばれた人は六項目すべてで得点が高かった、だからこれは選ばれて当然だという客観的な資料というのはどこにあるのですか。私が一番心配しているのは、このような答申が、本当に答申として意味があるのかという点を一番考えています。その点どうですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この企業選定の際の得点のつけ方並びに順位等、いろいろ選定委員会の中で審議した経緯がございます。先ほど部長が申しましたように、選定の審査項目として六項目が決まって、それぞれがプレゼンテーションを聞きながら、また質疑応答を聞きながら、個人で得点をつけていただいたところでございます。その中で業者を何社選ぶかというようなことから入っていったわけでございますが、この中で市の方としては一社ということをお答えいたしました。二社を希望する方もおられまして、最終的に一社か二社かというような決を取ったこともございました。また、順位につきましても、いろいろな観点がございまして、最終的に私どもが一社ということをお願いしておいた関係もございまして、業者といたしましても、一位から五位、これで五位になったところ、一位になったところ、二位、三位、四位、これを表に公表することはいかなものか、業者の名誉にもかかわるのではないかと、一社選ばれた以外のところには非常にそういった問題もあるのではないかと、このようなことから、選定企業以外の分についての公表は、この中に述べておりません。これはつける前にそのようになったわけでございますが、そういった方向性を当時選定委員会の中で議論いたしまして、最終的に一社ということを決をとって一社ということになりましたので、それぞれの委員が採点をいたしておりましたので、その採点表の一位のところをそれぞれが企業に示して投票をされて、その結果、株式会社イズミが一位ということで、投票の数の結果でございますので、御理解のほどをお願いいたします。

○二十四番（泉 武弘君） その採点表は、開示できるのですか。あなたは、企業に迷惑がかかると言いましたが、ここに豊明市。これはこういうふうに出点の一覧表があって、次にその企業ごとの得点表が項目別にこのように出ています。全部の企業が出ています。これだけではありません。山田村の中学校ですね。ここでもここに選定理由が明確になっている。最優秀社と次の企画書一、二位が決められておる。三沢漁港についても同じです。推薦で全部出る、得点も。さらには高知医療センター、これについても同じです。さらには広重美術館、これについても同じようです。何をあなた方はおもんばかっているのです

か。別府市の六千坪の用地の中で商業活性化をやりたい。こういう方々が自信を持ってプロポーザルした企業の名前をなぜ出してはいけないのですか。情報公開、情報公開といって、市民はどういう会社が応募したのかわからないままに、しかも議会に資料を出さないとあなたは言明したのでしょうか。では、市民はどこでこの判断をするのですか。どういう会社がどういう企画書を出して、なぜイズミがいいのか――泉は私、株式会社イズミがいいのか（笑声）――その企画検討すべき客観的な資料というのは、いつ、どういう形で出すのですか、出すのか出さないのか、答弁してください。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この件については、確かに選定委員会の中で議論をさせていただきました。当初、プロポーザルの応募があった企業と話した結果、当初は企業の方が、企業秘密に属するので、プレゼンテーションについては非公開にさせていただきたいという要望もございました。そういった中で、やはりこれは公開すべきではないか、そういった意見もございまして、できるものから公開をさせていただいたところがございます。鳥瞰図や企業の各項目ごとのものについては、ある程度の企業の上承を得ましたので、仕様等、またホームページにも掲載して、できる範囲の分についてプロジェクトの概要としてお知らせしたところがございます。それから、なおかつまだ委員さんの中で次々に議論が高まってまいりまして、企業の名前を公開すべきではないか。そういったことから企業の公開もいたしました。企業名も出してあります。また、それから、もう一度これは公開の上、マスコミが入った上で公開のプレゼンテーション、質疑応答もさせていただいて、報道関係からもこういった内容についても報道をいただいております。当初のあり方からは、公開の方にできるだけ切りかえていって、公開できる分については公開をしたいという選定委員会の方針に沿って行われたものと私どもは思っております。

○二十四番（泉 武弘君） あなた方と僕とは、基本的に立場が違いますけれども、百歩譲ってこの選定結果報告書を読ませていただいても、選定の作業が私は正常であったとは、私の考える範囲では思えません。したがって、この報告書そのものが私は意味を持たないというふうに考えていることをこの機会に申し上げておきたいと思っております。

さて、時間が下がりましたので、基本的な部分に入ります。

今回、株式会社イズミを誘致することで、市内の小売業者の経営がどう数字的に動くというふうにお考えなのか、御答弁ください。

○商工課長（中野義幸君） 現在、JR別府駅にはヤマダ電機の出店も計画されておまして、また今回、楠港に出たらどうなるかという御質問と思いますが、現在、その具体的な調査というものにつきましては今はまだいたしておりませんが、影響がないということにはならないかと思っております。しかし、現在、消費額がずっと下がっておりますが、この分につきましては、やっぱり郊外の大型店舗への吸引力というものがあるのではないかと

います。やはり今後は中心市街地とデパート、またスーパー等が結束していく中で郊外の大規模店舗に対抗していくという考えも必要ではないかと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） トキハを誘致する際に、同じことを何度も何度も、耳にたこができるほど聞きました。結果は、近鉄の撤退ということになりました。長崎のゆめサイト、これは同じ株式会社イズミがやっているのですね。あなたが今言われたことが実際に長崎で出ているかどうかというのを述べてみたいと思います。

「県都の流通戦争激化、大型施設相次ぎ開業。年末回顧長崎二〇〇〇年。ゆめサイトによると、四月から十一月期の八カ月間に来客者六百二十四万人、売上高は百三十六億円。業績はおおむね順調と支配人は言う。この中で、ゆめサイトが出てきたことによって長崎商工会議所が実施している調査では、商店街のお客通行量は、平日、日曜とも前年比で一割以上も減少した。そして、長崎市内十三商店街の二百五十四店のうち六五%が来店客数、売り上げともに減少した。倒産件数については、前年比に比べて五件ふえた。それから、この大型店誘致のときに福岡に買い物が出るとはならないか、それを阻止できるということであったけれども、一向に福岡への消費の流出は終わらない」、こういうふうに出ています。

大型店を楠港に誘致する、楠港の埋立地。そして、それが回遊する。僕はそんな空理空論みたいなことを言ってほしくない。お互いに販売のしのぎを削る中で、自分のところは生き残りをかけていくのです。そういう中で、株式会社イズミが来たことによって楠銀天街、やよい銀座、駅前、これに回遊性ができるというふうなことは、根拠としてあり得ません。

それでは、もうちょっと実数で見てみます。別府市の統計書。統計書によるところの事業所の増減ですね、事業所の増減を見ますと、これは小売業の事業所ですが、三年から八年で……、数字を申し上げますと、平成三年に九千四十二事業所がありました。八年には八千五百四十九、十三年には七千六百六十五。事業所の従業員は、三年五万八千九十二人、八年五万八千四百六十二人、十三年五万五千七百八十八人。これを数字で増減で見ますと、事業所では三年から八年にかけて四百九十三事業所減少しています。八年から十三年では八百八十四の事業所が減少しています。三年から十三年を見ますと一千三百七十七の事業所が減少しておりますと同時に、従業員の数では、三年から十三年にかけて二千三百八十四人が減少しています。

問題の売上高を見てみます。売上高の中で、今回株式会社イズミが扱うであろうというもので、この統計書の中で自動車、自転車が出るとはならないか、これを除いた金額でいきますと、平成六年一千三百八十二億六千九百三十六万円、九年が一千三百二十四億五千三百三十三万円、十一年が一千二百十三億六千五百万円、十四年一千三百一十一億二千三百九万円。平成六年から十四年にかけて二百五十一億四千六百二十万円の小

売業の販売額が減少しています。ここに新たにヤマダ電機、年間売り上げ予測三十億、そして株式会社イズミ百二十億、これが新たに加わったときに小売業はどうなるというふうに数字的に予測しているのか、具体的に答弁してください。

○商工課長（中野義幸君） 具体的に先ほど申しましたが、八月二十四日に答申を受けた状況でございますので、具体的にそういう調査というものはいたしておりません。しかしながら、市の考え方としましては、パイがそのままであるというふうには考えておりません。やはりここに新たに魅力のある施設を誘致することによって消費額というパイはふえるというふうに考えております。

○二十四番（泉 武弘君） それは、実数に基づいた説明ではないんです。では私が、あなたが言っていることがいかにおかしいか、この場で明確にしておきます。

ここにゆめタウン中津ですか、平成八年に株式会社イズミが地元説明会を行ったのがあります。このときの売り上げが百五十八億円なのです。中津で販売売り上げが百五十八億円。この中で私が特に着目したのは、商圈として国東まで組んでいる。ここに商圈の圏域の分布図がある。それが、先ほど言われましたように、今は百億を辛うじて超しているということでしょう。先ほどあなたの口から答弁がありましたね。この流通業界の戦争、さらに厳しさを増してきます。宇佐にイオンが進出というのが、ここに新聞報道であります。これも大型量販店。杵築にも同じように現在、人口は急勾配しています、これは。杵築で同じように用地交渉しています。今回のイズミが国東沿線まで、消費人口圏域外二十八万というふうに想定しています。もう商圈がダブってしまっているのではないですか。あなたが言われるように地区外流入の消費力ということは、論拠がないということがおわかりになるでしょう。すでに商圈がダブってしまっている。

今私が実数として申し上げたのは、市内の小売商の販売額がいかに厳しくなっているか。この中で大型量販店を誘致し過当の競争を強いる。これは市内の小売業者はたまったものではありません。それでもなおかつ市有地を売却してここに百二十億円もの量販店を誘致することが、本当に市民のために必要だというふうにはあなたはお考えですか。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

ただいま、大型商業施設が全国的に郊外に展開されているのは、もうごらんのとおりであります。今、議員さんが言われましたように、宇佐、杵築、日出、また大分にもまだ大きいのができるのではないかという話も聞いております。郊外にできるのは地価が安いので土地が広く取れまして、駐車場、売り場面積も広いでしょう。今度別府の場合は、中心市街地です。駅から歩いてでも行けます。そういう形ですよその市を聞いてみますと、核店舗になります大きな施設と商店街、そういう方たちが一緒になって郊外の大型商業施設と競い合っているというのが現状で、今はもう日出にもできるという話の中で、ここに核店舗をつくって、商店街一緒になって、トキハ、マルショク含んで一緒になって進めていき

たいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 平成十年にトキ八にお願いして専門店棟を二十六億で買い取ってもらいました。これは商業観光開発公社も倒産状態になった。それで、トキ八さんに無理にお願いをして買い取ってもらった。そして、時移って六年。わずか数百メートル先に市有地を売って競争相手を誘致する、こういうことが私は許されるのだろうか。今、大型の量販店というのは満杯状態なのですね。恐らくトキ八が八十億前後でしょう、マルシヨクが八十億前後、トキ八インダストリーが五十億前後。この中に大型店を持ってきて別府市の駅前の中心街ということでトキ八を誘致して、今度は競争相手を市有地を売ってつくる。しかも小売業界に多大な影響を与える、こういうことを行政がしていいというふうにあなた方はお考えですか。今、消費を喚起する施設、消費を呼び込めるような、消費を醸成できるような施設、これが楠港の跡地利用としては一番求められている。

市長、時間がなくなりました。これはあなたですね、あなたですね、あなたの紙、前の選挙のときに公約した。あなたがこの中で楠港をくしくもこんなふうに約束していますね。ちょっと説明してください。「楠港跡地を人の集う緑豊かな野外イベント広場として活用します」と、あなたはここに公約書になっている。（笑声）これとの関連はどうなるのですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

先ほどからいろいろな御心配をいただいていることについては、大変感謝を申し上げます。今、私の選挙公約の問題でございます。「野外イベントとして」というのは、これまで十一年間放置されてきた、進出企業がない、しかし何とか、これはこのままではいけない。進出企業が決まるまでは、私はそこに野外イベント広場として何とか整理ができないのかな、そういう思いで公約に上げて選挙を戦いました。そこだけでいいですか。

○二十四番（泉 武弘君） この公約を見て、「あ、楠港というのは野外イベント広場として活用されるのだな」、こういう思いであなたに投票した方もいらっしゃると思う。あなたは言を左右して、いや、それは跡地の活用までの間と言うかもしれないけれども、それにはここに一行たりとも触れていません。やはり公約というものは、政治を信頼できるかどうかの一番重要な点なのですね。やはりこのことをあなたが釈明するのであれば、まずあなたを支持した方に、自分の思いはこうだったということをやはり明らかにすべきだと思います。

さて、きょうの質疑、時間が余りありませんでしたから、まとめさせていただきますと、どんな角度から見ても、今、大型の物販を中心とする量販店を楠港の埋立地に誘致するということには、私はならないだろうと思っています。かといって、あなたを評価してないわけではありません。今まで手つかずの状態であった楠港の活用に一石を投じたという面では評価していいと思うのです。しかし、その活用の方法が、今、市民との間に大きな乖

離を生んでいます。このことも謙虚に認めていただきたいと思います。

きのうですか、市長の方に林さんが要望書を出していました。私も、それを新聞で拝見して、今朝、実はいただきました。林さんの指摘は、今、消費を醸成できる、消費を惹起できるような施設をあの地につくってほしいというのが私らの願いですと、こう書いていました。私もまさにそのとおりであろうと思うのですね。

これは大胆な提言かもしれませんが、市長、一たん仕切り直しをしてみてもいいですか。そして市長ね、（拍手）すみません、ごめんなさい、質疑中は賛否は言えないようになっていきますから。一たん仕切り直しをしていただいて、この活用を本当に広く市民の皆さんに問いかけるのも、今大事ではないかなという気がするのですよ。これは可能かどうかわかりませんが、もう一回プレゼンテーションをやってもらって、観光客を誘致できる企業であれば、使用料の減免もあるのですよ、いわゆる楠港六千坪について使用料はひよっとしたら別府市としていただかないこともあるのですよ、そのかわり年間百万人の観光客を担保してください。そういうふうな活用方法も私はあるのではないかと、こういう感じがしている。今、何としても欲しいのは観光客です。そして商業、観光、経済を持ち上げる。このことが、今、市有地の活用方法として一番私は求められているのではないかな、こういう感じがしてならない。今、百二十億の株式会社イズミ、そして三十億のヤマダ電機。この二つについて、消費者の皆さんは選択肢が広がるということで歓迎している人もいますけれども、また反面、市有地を売却してそのようなことをしていいのかという議論があることも確かなのです。

市長ね、これは政治ですから、行き過ぎたり足らざることもあります。しかし、もう一度白紙に戻して検討し直すだけのあなたに気持ちはありませんか。お尋ねします。

○市長（浜田 博君） 今、現時点で、今までやったのはうそでした、はい、白紙に戻します、私は一政治家としてこれは今できません。しかし、今選定された企業に対して、これからです。すべて情報公開をしながら、こういう遊びの空間も含めて入れていただきました、こういう思いも、市民の思い、反対者の意見も大事です。そういう意見をしっかりと踏まえて、こういう部分ができたら反対者が理解してくれるのではないですか、こういった部分をこれから株式会社イズミとしっかり私は戦っていきたいと思います。その中で最終的に決断、白紙に戻せ、だめだという決断をしていただくのは、議会ではありませんか。議会が市民の代表として、見識ある皆さんがしっかり市民の声を聞いて、その中で、これは市長だめだ、白紙撤回せよという決議をいただければ、私は強行するつもりはありません。そういうことです。

○二十四番（泉 武弘君） それは市長、責任を議会に振らないでください。選定をお願いしたのは行政なのです。議会は何も選定とかそういうことをお願いしているのではない。プレゼンテーションをやったのはあなたの方だ。あなたは、業者といろいろな要望の実現

について具体的に協議していくと言ったけれども、これが果たしてできるのかどうか、基本的事項の欄を見てください。あなた方がプロポーザルの基準を示して、それに基づいて業者は出したのでしょうか。なおかつ別府市の要望を受け入れなかったら、それは進出だめですよと言うのなら、これは契約違反になるのではないですか。議会が決定するのは、市有地を売却するかどうかということでしょうが。議会に責任を振らないでください。

私は、もう一度だけ言わせていただきます。市民の声に謙虚に耳を傾けて、今、市民が何を求めているのか、もう一度再考してほしい。このことを強く要望しておきます。（発言する者あり）

○議長（清成宣明君） 傍聴席は、静粛に願います。

○十六番（田中祐二君） 質問事項をちょっとかえさせて、教育行政の小・中学校給食の関係については最後に持っていきたいと思いますけれども、いいですか、議長。いいですか。

○議長（清成宣明君） はい、どうぞ。

○十六番（田中祐二君） それでは、質問事項に沿って質問してまいりたいと思います。まず、住民基本カードの普及と不正取得防止についてということであります。

住民基本台帳ネットワークシステムというサービスができておるわけでありまして、まずそのサービスについて御説明をお願いいたします。

○市民課長（板井要治君） お答えいたします。

住民基本台帳ネットワークシステム、通称住基ネットでございますが、改正住民基本台帳法の施行日によりまして、二回に分けてサービスが開始されております。一次サービスが平成十四年八月五日から、二次サービスが昨年平成十五年八月二十五日から運用開始されております。

一次サービスでございますが、市民の方々にとっては各種行政手続きでパスポート申請などの際の住民票の写しの添付や共済年金などの現況届の提出が不要となるサービスでございます。次に二次サービスでございますが、住民基本台帳カードの交付並びに住民票の写しの広域交付、転入・転出の特例処理のサービスが開始されております。この中の住民基本台帳カード、通称住基カードの概略を御説明いたします。

この住基カードにつきましては、ＩＣチップ内蔵のカードでありまして、ＩＣチップの容量の許容範囲内で目的ごとに複数の独立した領域が設定できます。個人情報保護の観点から、それぞれの独立した領域へはお互い侵入ができない仕組みとなっております。住基カードでは、現在三種類の領域で利用が可能となっております。一つ目は、先ほど申し上げました住民票の写しの広域交付、転入・転出の特例処理に利用する領域でございます。二つ目でございます。本年一月、行政手続きオンライン化関係の三つの法律が施行されまして、自宅などのパソコンから行政機関への届け出・申請・税の申告などが可能となりま

す公的個人認証サービスに利用できる領域でございます。三つ目でございます。地方自治体が独自に条例制定した上、各種行政サービスに利用できる領域でございます。行政サービスの例といたしましては、住民票の写しや印鑑登録証明書などの自動交付サービス、行政機関への申請書自動作成サービス、成人保健サービス、救急活動支援サービス、避難者情報サービス、公共施設予約サービスなどの各サービスや、さらにはその他市民生活に密着した医療・福祉・地域の商業活動などのサービスのシステムの開発が可能となっております。

なお、このカードは、市町村が発行する顔写真つき住基カード、運転免許証などの公的身分証明書をお持ちでない市民の方が、行政手続きや金融機関、また最近、携帯電話の購入などの手続きの際の本人確認用の公的身分証明書としても利用できるようになっております。

○十六番（田中祐二君） いろいろなサービスが受けられるということで、今述べていただいたわけですが、実際、私もこの交付をしていただいて、どのようなことでどうなるのかということで、きょう質問したわけですが、実際、サービスの考え方はわかるのですが、ただ具体的にまだ使ってないものですからね、なかなか難しい面もありますけれども、ただ、こういうシステムができて、多大な金をかけてつくっているわけですね。実際、昨年八月の住民基本台帳ネットワークシステムは、本格稼働に伴って交付が始まった住民基本台帳カードの初年度の発行枚数は、この前新聞でも載っておりますけれども、全国で約二十五万枚ですか、普及率は〇・二%にとどまっているということが明らかになっております。総務省の当初の見込みでは約三百万のということで、それからすれば一割にしか到達をしてないわけで、大分県でも二千五百五十五枚、別府市でも四百八十枚程度が交付をされているということでありまして、将来に向かって住基ネット、電子自治体の基礎と位置づけ、そのサービスを受けるためには欠かせない住基カードであるわけですが、その普及の、今言っていますように普及がなされていないという原因がどこにあるのか。さらには、先ほど申しましたように、多大なお金をかけてシステムをつくっているわけですから、ぜひともその普及に向けて普及率を向上しなければ、何のためのシステムかわからないということになるわけでありまして、この二点について答弁をお願いします。

○市民課長（板井要治君） お答えいたします。

まず、現在の全国の取り組み状況を申し上げます。国では、住基カードの独自利用を地方自治体へ勧めているところでございますが、現在、全国約三千二百の市町村のうち、平成十六年八月現在で三十余りの自治体でカードの独自利用をしているということで、そのような状態でございます。

住基カードの普及しない理由といたしましては、現在の住基カードに搭載されているサ

ービスの内容、先ほどの住民票の写しの広域交付などや公的個人認証サービスだけでは、カードの交付を受ける必要性がまだ余り感じられてないということが考えられます。

そこで、本市でのカードの普及対策の取り組みについてでございます。第二次別府市行政改革大綱の七項目の重要課題の一つに、ITを活用した市民サービスの向上がありまして、その中にICカードの利用拡大がございます。この取り組みにつきましては、今後、取りまとめになる部署を中心に検討委員会のようなものを立ち上げ、全庁業務や庁外での利用できるサービスにつきまして十分協議し、住民にとって実用性のある、またいかに必要性を感じていただけるICカードにしていくかを重点に、高額なシステム導入費用でもありますので、費用対効果等も勘案しながらシステムを構築していくことが必要であると市民課では思っております。

○十六番（田中祐二君） ぜひ構築をしていただいて、市民が利用しやすいような形での構築をぜひお願いしたいと思います。まだ、先ほど言われているように立ち上げたばかりで、これからどうするかということもありますけれども、ぜひよろしくお願いをいたします。

それから、カードの不正取得が実際行われております。その対策として、別府もきちっとした対策をとっているというふうには考えておりますけれども、事件が発生をしておるわけですね。平成十五年九月十一日に、これは佐賀県の鳥栖なのですけれども、五十歳の男性が、市民課窓口で住基カードの交付を申請、申請時に免許証などの公的機関が発行した身分証明書がなかったため、本人を確認するための照会書を郵送した。同年九月十六日に本人を名のる男性が回答書を持参したため、同書の記載内容を確認し、市民課でカード、顔写真つきを交付。平成十六年二月二日に福岡県志免町役場から、住基カードの落とし物があるとの連絡があった。市民課職員が本人に連絡し、面接をした結果、別人がカードを申請し取得したということが判明をしております。市では、虚偽の交付申請による交付と考え、警察署に通報したという事件が佐賀県で行われております。

ですから、別府市でもこういう事件が起こらない対応策としてどのような対応をしているか、お伺いをいたします。

○市民課長（板井要治君） お答えいたします。

別府市では、昨年八月の住民基本台帳カードの交付開始当初から、成り済ましによるカード不正取得防止のため、まずカード交付申請に来られた際に運転免許証など本人を確認できる顔写真つき公的身分証明書の提示を求めて、申請者の本人確認を実施しております。さらに、市民課の中で写真を撮影いたしまして、その写真を申請書に添付することも後々に取りに見えるときの確認にも使っております。

また、申請者が顔写真つき公的身分証明書を持参していない場合がございますが、その場合は照会回答書を申請者の住所地に郵送いたしまして、申請者はその回答書を持参した

ことで本人確認ができたものとみなします。窓口で住基カードを受け取るわけですが、その際も回答書の提出と同時に健康保険証や年金証書などの提示を求め、場合によっては家族構成や家族の生年月日等、本人しか知り得ない情報をお聞きいたしまして、本人確認をしております。

また、その照会回答書の郵送方法といたしまして、申請者本人が直接受け取れるように配達記録郵便により郵送しております。

なお、従来の住民基本台帳法の施行規則及び同法の事務処理要領では、照会回答方式によるカード交付時の本人確認は、回答書のみであったものを、国が今回の事件を契機に本年三月八日付で健康保険証等の提示もあわせて義務づけるとともに、必要に応じて口頭で本人しか知り得ない情報の質問を補足するよう定めたところでございます。

○十六番（田中祐二君） 事故を起こさないためにそういう配達記録郵便、そういうものを取り入れたということでもありますので、ぜひこれからも事故のないように、事故があったわけではありませんけれども、未然に防いでいただくようお願いを申し上げまして、次に入りたいと思います。

次に、環境行政ということで上げております。

私は、ごみ問題を環境問題、資源・エネルギー問題の一環として廃棄物による環境への負荷をできる限り軽減するために、廃棄物の発生を抑制するとともに、徹底した分別を図り再利用を推進することで、限りある資源・エネルギーの消費の節減と循環的な利用を促進し、市民、事業者、行政が共同し、一体となって環境型社会の実現を目指していることが重要であると考えております。

そこで、循環型社会を目指すための一つの方策としての質問をしてまいりたいというふうに考えているところであります。先般、私もちょっと視察に行かせていただいたわけなのでございますけれども、その中で、どうごみをなくすかということで基本計画というものをつくっておるわけですが、その市は。私は基本計画というのを見たことないので、「これは何ですか」ということであって、法律に基づいてということであったわけですが、とりあえず帰って質問してまいりたいと思ったのは、そういうきっかけであります。

そこで、別府市では一般廃棄物処理基本計画を策定しているかどうか、まずお聞きをしたいと思います。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

基本計画につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の規定に基づき、平成十四年三月に策定いたしております。

なお、今後につきましては、社会情勢の変化及び関連法案の制定や改廃等を勘案し、おおむね五年ごとに見直しをする予定でございますが、見直しの際には清掃問題懇話会など

の意見を賜りながら作成していきたい、こういうぐあいに考えております。

○十六番（田中祐二君） それで、先ほども言いましたように、この基本計画をつくらなければならないという法律が、これは私が調べたのですけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ということで昭和二十九年に制定をされまして、昭和四十五年に改正をされているわけでありまして。早くても二十九年、遅くても四十五年に改正をされておりますので、それからすると随分たっている。その中で、今答えがあったように平成十四年三月につくっている。その間どうしたのかという話になるわけですね。ですから、私も視察に行ったときにそういうものを聞かされて、「ええっ」という話になるわけですね。その点について、平成十四年三月に最初につくったということでありまして。ほかの都市ではすでにもうこういうものができて、そしていかにごみを減量していこうかという努力をしているわけですが、何でこの法律に基づいてできなかったのか。理由があればお聞かせ願いたいと思います。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

平成三年に廃棄物処理法の改正で一般廃棄物処理計画で定める事項が規定され、一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項を盛り込まなければならなくなりました。平成三年当時は可燃物、不燃物の分別収集のみの実施であり、策定が困難な状態であったろうと考えられますが、策定がおくれたことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

○十六番（田中祐二君） それからもう一つは、この法律の中に第六条の五にこう書かれているのですね。「市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、またはこれを変更したときには、賃貸など、これを公表しなければならない」ということであるわけです。ですから、私の手元に、次長がこうやって「一般廃棄物処理基本計画」を渡していただきましたけれども、当然これもつくった時点で各議員なりほかの行政機関に配布すべき、そういう情報公開が全くなされてないということも問題になるわけですね。先ほどもおおむね五年を経過してこれをつくり直したいと言いますけれども、これも基本計画も中身として、これは清掃課だけでつくったというのは、後ろを見たらわかります。ここに最終的に発行年月日で平成十四年三月、編集・発行、別府市生活環境部清掃課ということで、清掃課自身がこれをつくったわけですね。ですから、先ほどの、これから先は懇話会で作っていききたいということもありますけれども、ぜひ一つは、こういう情報発信をするべきだというふうに考えますし、その基本計画についても時代の中で、これは中身を見ますと、具体的に何もごみ処理についてどう減らすとか、市としてはどうするとか住民にはどう求めていくとか、具体的なものがないのですね。私が視察に行ったところは、やはりごみをいかに何年度、例えば平成十年をめどにして、そこから三〇%減らそう、そのために具体的にはどうするかということ、この基本計画に載せているわけです。実際、この基本計画の中身を

見ますと、全く具体的なものがないというような状況で、別府市のごみ問題を含めてどのように考えているのかと少し疑問に思いますので、ぜひこの基本計画をきちっとしたものにして、そして皆さん方に情報公開として出すべきだというふうに考えますけれども、その点はどうですか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

確かに手づくりであったがために、ただ項目だけを載せているような計画書でございますが、今後の次回の見直しの際には、排出抑制のための方策等、関係の項目を盛り込みまして、新しいものを作成したい、このように思っております。

それから、また関係機関の配布や公表につきましては、認識不足で大変申しわけなく思っております。遅くなりましたけれども、十四年三月作成の分につきましては、直ちに配布させていただき、見直し策定の際にはこのようなことが二度とないよう十分配慮していきたいと考えております。どうも大変申しわけございませんでした。

○十六番（田中祐二君） それでは最後に要望ですけれども、先ほども言いましたように、おおむねこれは、ほかのところも五年ということで、ほかの都市も五年で改定をしたいと書いておりますけれども、先ほど言いましたように、いろんな面で時代の変化が起こっておりますので、五年と言わず早目にできればしてほしいなということを要望して、次にまいりたいと思います。

市内の集積場所において分別排出された有価物であるアルミ缶が、行政回収する前に持ち去られるというような状況が散見をされております。これもある都市では、そういうごみの有価物については、市の物であるということで、条例でこれを決めているところもあるし、大分のように、今後問題があれば条例化をしたいというような考え方もあります。条例化するかどうかはいろんな角度で検討してみなければわからないわけですが、現状としてはそういう条例化をしているところ、さらには今からしようかというようなことであるわけです。

そこで、そういう集積場所に集められたアルミ缶等について抜き取りがされようとする中で何か対策があれば、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

ごみ集積場からアルミ缶が抜かれていることについては事実であり、対応に苦慮しているのが現状であります。資源物の抜き取りを発見した場合には、職員が本市のリサイクルの趣旨を説明して理解をしてもらっているわけですが、この抜き取りにつきましては、近年全国的な問題になっているものであります。

問題の一つに、ごみ集積場に排出された資源物が無私物となるために、だれの物になるかというのが、ちょっと問題になっているところでございます。また、法解釈にも統一されていない状況でございます。取り締まりには条例の制定等が必要になると考えています

が、慎重に対応していかなければならない問題だと認識いたしており、現在、関係課と協議をしているところでございます。

○十六番（田中祐二君） 本当にだれの物かわからない中で、条例制定するのかどうか、いいかどうかは今から課題として協議をしていくということでもありますので、ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

不法投棄ということでも上げております。これはごみの減量を対象にして、できるだけごみを減量するためには対策が必要だろうということで、不法投棄の防止対策として、現在郵便局と提携を図って情報を得ているようなことを聞いております。今度、新たにまた、別府は観光都市ということでタクシー会社がたくさんあるわけですね。なかなか当局としては目につかない分をどこでサポートしていただくかということになるかと思っておりますので、そういう別府の特性を生かして、タクシー協会等と連携を図って、この不法投棄防止に向けて取り組みをしたらいかがかなというふうに考えておりますけれども、それはどうですか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

不法投棄対策としましては、その現場や不審車両を発見することが最も効果的であります。郵便局との連携、巡回パトロールの強化等を実施しておりますが、決定的な対策がないのが現状であります。御指摘いただきました連携の強化につきましては、現在の連携のあり方を含め見直していかなければならない、このように考えております。

○十六番（田中祐二君） 次に、清掃業務員の関係は後にして、もう一つ、ごみをなくすために分別収集することによってたくさんのごみを、いわば資源ごみにしたりいろいろな形にできるわけであります。私も視察した中で、分別七品目から十分別、十五に拡大をしてやっているところとか、それから徳島県のこれは上勝町といいますか、これは三十四種類の分別をやっているということで、これは新聞報道でも載っておりました。「究極の分別」だということで紹介をされております。別府もまた、そういうごみを減らすためには、やはり分別収集の品目をふやす必要があるのではないかと。そういう計画があるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

本年の四月より、缶・瓶・ペットボトルの指定袋を導入し、収集量が増加いたしておりますが、今後の問題でございますけれども、容器包装リサイクル法の未実施部分であります。その他プラスチック包装容器と紙製包装容器の分別収集の実施をしたいと考えておりますが、現段階では市内外に選別・梱包等の中間処理をする施設がないため、実施が困難な状況であります。しかしながら、県北で廃プラスチックなどを原料とする固形燃料のRDF製造施設が稼働するという事も聞いておりますので、そういうリサイクル事業の推移を見ながら、本市の実情に合った方法で分別収集を推進していきたいと考えております。

○十六番（田中祐二君） 実際できないということの答えですけれども、私も広域圏の関係で清掃工場を視察したときに、ただそこで燃やすだけではなくて資源ごみとしてリサイクルに向けてのいわば中間施設を処理施設と一緒につくっているところもあると聞いておりますし、実際見ております。別府市も今、焼却場があるのですけれども、広域圏でやっていますけれども、そういうことが古くなれば当然そういう中間施設みたいなことを一緒につくっておけば、こういうことについてもできるのではないかというふうに考えておりますので、これは要望として上げておきます。

それから次に、これも一つはごみを少なくするためにどうですかということなのですが、別府はアジア太平洋大学の学生が二千三百名おられるということで、あの袋の中には何か書いてあります。ちょっと私もどう書いてあるかわかりませんが、やっぱりきちっと外国人向けにごみの資源の分け方、出し方ということで、きちっとしたもののパンフレットをつくるべきではないか。たくさんの留学生がおる中でそういうことをすれば、やっぱり年々学生も入れかわりするけれども、一定程度の学生というのはおるわけで、いわば人口比率からすると東京都に次いで別府は高いということでもありますので、そういうことについて、私が視察したところは六カ国語できちっと袋に書いてあります。ごみの資源の分け方、出し方ということで中国語を初めとして韓国語、スペイン語、ポルトガル語とか六カ国あるのですけれども、そういう考えがあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

毎年四月に大学の要請を受けまして、留学生用にごみと資源の分け方、出し方などのパンフを配布しているところでございます。また、本市のホームページに英語、中国語、韓国語などのごみと資源の分け方、出し方を掲載しておりますが、今後さらに言語を対象にしたパンフをつくれれば効果が上がるのではないかと、関係課とも協議をしているところでございます。

○十六番（田中祐二君） そんなにお金もかからない事項だと思いますので、国際文化都市でもありますので、きちっとしたものをつくっていただくように要望しておきたいと思っております。

そしてもう一つは、清掃業務の職員についてです。

清掃課の業務員の方は、毎日数十台の収集車でごみを収集しているわけでありまして、毎日地域の中に入って市民生活に密着をしているわけでありまして。その中でごみ収集業務の特性を生かして、ごみ収集職員等が市民の生活のために、安心して暮らせるように、いわば救急救命技術を習得をして、そういう場に遇ったときにそういう措置ができるのではないかというふうに考えております。その点についてはどうでしょうか。

○清掃課長（伊南忠一君） お答えいたします。

貴重な御意見をいただき、まことにありがとうございます。実は職員からも救急救命講習を受けたらどうかという提案もございました。清掃課の業務内容を考えると、職員のためにも非常に役立つ技術だと認識いたしております。早い時期に受講できるよう、関係機関と協議してまいりたい、このように思っております。

○十六番（田中祐二君） それで、消防の方にお聞きをします。この救急救命士の関係について、この前も新聞でも載っていたわけなのですが、一般の方でも気楽に受けられるということで、四時間なり八時間の講習があるということでもありますけれども、そういう内容について少し御説明願えますか。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

講習時間等内容については、市報九月号にも掲載しておりますが、その講習内容及び講習時間数により区別をいたしております。三時間未満の一般講習、三時間の普通救命講習、八時間の上級救命講習、二十四時間の応急普及員講習、四十時間の応急手当指導員研修、以上の五種類がございます。なお、毎月第二日曜日には、消防本部四階におきまして、三時間の普通救命講習を定期に実施いたしております。

○十六番（田中祐二君） 先ほども、職員からの要望もあるということでもありますので、ぜひ関係機関と協議していただいて、いい方向に向かうようお願いをして、次にまいりたいと思います。

次に上げております、公用車の関係であります。

三菱自動車製の公用車の現状と今後ということで上げておりますけれども、皆さんも新聞報道で御存じかと思っておりますけれども、整備不良が原因と、大型車のタイヤの脱落事故の責任を回避してきた三菱ふそうトラックバスは、構造上の欠陥を認め、リコールを届けたと。同社の母体である三菱自動車は、四年前にもリコールにつながるクレーム情報の隠ぺい事件を起こしております。大型車のタイヤの脱落が初めて確認されたのが、一九九二年と言われております。一九九九年には広島県内で高速バスのタイヤが脱落をした、そして二〇〇二年一月には横浜市でトレーラーのタイヤが脱落して、歩行中の母子が直撃を受けまして、三人が死傷するという惨事が起こっております。会社側は、対応は、事故直後にタイヤと車軸を結ぶハブの有償交換を発表しておりますけれども、二月には一部の無償交換、十一月には七万台を超す無償交換に変わったということで、そのものが原因ではなかろうかということであったわけでありまして。そういうことからして、このハブの設計に問題があるという可能性を示すものが、社内の調査でも把握をされておりますし、技術者もハブの破損と整備不良との関係は薄いとの報告書をまとめていたにもかかわらず、表向きには整備不良に起因するという主張で、責任をユーザーや整備業者に転嫁するような説明を繰り返しておるわけでありまして。しかし、脱輪事故が起きて十二年、母子死傷事故から二年、リコールの届けが遅過ぎる。少なくとも社内調査で構造上の欠陥を把握した時点で

届け出るべきだというような批判が起こっております。また、その会社に関係する者が強制捜査を受けまして、そして国土交通省に虚偽の報告をしたということで起訴もされております。

このような中で、三菱自動車の公用車が別府市にもあると思います。そのものについてまず現状についてお答えをしていただきたいと思います。

○総務課長（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

別府市が保有しています車両台数は、九月一日現在で二百八台となっております。御指摘の三菱自動車につきましては、総数が三十台で全体の一四・四％となっております。この内訳を申し上げますと、軽四貨物、ワゴン、バンでございますが十七台、じんかい車、パッカー車になりますが五台、消防自動車四台、小型貨物四台、計三十台となっております。

○十六番（田中祐二君） それで、その三十台につきましては、全部点検がなされているのかどうか、その点についてお尋ねします。

○総務課長（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

このたびの三菱自動車のリコール隠しの問題に関しましては、別府市は全車点検を行っております。その結果、問題の発生はありませんでした。リコール問題に起因する事故は未然に防止できていますが、安全性の信頼を損なったものと考えております。

○十六番（田中祐二君） 今後の対応について、お答えをしてください。

○総務課長（三ヶ尻栄志君） お答えいたします。

三菱自動車、三菱ふそうトラックバスのリコール隠しの問題につきましては、別府市では、六月十七日、当分の間指名しない方針を決定いたしております。

○十六番（田中祐二君） 十分に対応していただきまして、ありがとうございました。早速事故が、いろんな問題が起こったときに対応を行政側がしているということでもありますので、安心をしております。

次にまいります。次に、障害者の雇用についてということで上げております。

最近の失業の状況を見ますと、健常者の皆さんでも完全失業率が高い中で、さらに厳しい中であるわけです。障害者の方の雇用についても公共職業安定所に求職登録する障害者数は約十三万二千と、過去最高となっております。また障害者の解雇届け数も高水準であり、二千五百十七名が解雇されているというような状況もあっております。

障害者の雇用については、民間企業の障害者の法定障害者の促進に関する法律で、常用労働者がおおむね五十六人以上の企業は、常用労働者数の一・八％に当たる身体的障害者を雇用しなければならないという定めがあります。そういう厳しい中で、現在障害者の皆さんの雇用促進については、別府市としてはどのように進められているか、お尋ねをいたします。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

現在、障害者の方より就労について相談があった場合ですが、就労相談などの専門機関でありますハローワーク別府それから大分障害者職業センター、これは法に基づいて設置されました独立行政法人となっております。これが各都道府県に一カ所設置されるようになっておりますが、大分県の場合は別府市に設置されております。この業務につきましては、障害者に対する職業指導、講習、それから訓練や事業主への助言・指導などが行われておりますので、相談者へ紹介するとともに、ハローワーク別府が行います障害者の就職面接会、これに障害福祉課の職員、これは手話通訳者になるのですが、これを派遣し、就労への支援を行っております。また、ハローワークや障害者団体などで組織いたします障害者雇用連絡会議、それから養護学校などの教育関係機関、それから障害者を受け入れている事業所などで組織いたします別府地区障害者進路支援地域推進協議会に参加しまして、情報交換などを行っております。そういうことで、障害者の雇用の促進を図っているところであります。

○十六番（田中祐二君） 現状は確かに理解をしております。できるだけ障害者の皆さんの雇用の促進を図るために各方面にぜひ働きかけを、これ以外に働く場があるところがあればよろしくお願いをしたいと思います。

そこでもう一つは、市役所の障害者の採用について、若干私も疑問にあるところがありますので、お尋ねをしたいと思います。

先ほども申しましたように、障害者の皆さんは法律によって雇用が何%だということを決められておるわけでありまして。官公庁の障害者の雇用率と、それから別府市職員での過去五年の法定雇用率及び算定方法をお伺いしたいと思います。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、官公庁の法定雇用率でございますが、二・一%でございます。それから、過去五年間の別府市の法定雇用率でございます。平成十二年度が二・一七%、十三年度二・一二%、十四年度二・三三%、十五年度二・三五%、今年度におきましては二・一八%と、いずれも法定雇用率は上回っております。

また、雇用率の算定方法でございますが、まず身体障害者の数を常勤職員の数から除外職員の数を差し引きまして出た数で割ったものが雇用率ということになっております。

○十六番（田中祐二君） 最近、退職者も多いわけでありましてね。そういう障害の方もやめていっているということで、そのことがどういうことになっているか。いわば法定雇用率の低下につながっているのではないかとお聞きをしたわけですがけれども、大方二・一%を守っているようでありましてけれども、そこで、雇用率の算出で除外職員ということは今申されましたけれども、どのような職種を指すか、お尋ねをしたいと思います。また、過去五年間の障害者の職員採用の状況をお尋ねいたします。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、除外職員でございますが、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令、この中で消防吏員ということになっております。

なお、昨年までは特別職それから保健師、看護師、保育士、教員、こういう職種が除外職員ということになっておりましたが、今年度の法律の一部改正によりまして、除外職員扱いではなくなったということでございます。

それから、過去五年間の身体障害者の採用状況ということでございますが、今年度、身体障害者枠で採用試験を行っております。十三年度、十四年度に一名ずつの身体障害者の採用を行っているというのが現状でございます。

○十六番（田中祐二君） その前にちょっと、採用について今お伺いしましたけれども、この市報を見ますと、別府市職員を募集するということで、上級職員については、「身体に障害を持つ人も受験ができ、運転免許は問いません」ということが書かれております。しかし初級者については、これは書かれてないのですね。今、どなたでも受けてもいいのですよということから、こういう募集の中でも身障の方にも受けてくださいということでもありますけれども、それがなぜかしらん、初級者のときには抜けているのですけれども、これはどこか理由があるのですか。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今年度の採用の募集、手法につきましては、上級それから初級、中級は身体障害者等も受けられますという形で掲載をさせていただいております。これまで十六年度、十五年度、こういう部分につきましては、上級職の部分については市報で掲載をされております。ただ、初級、中級職については、これはスペースの関係、ちょっと私ども、わかりませんが、大変啓発をしなければならぬときにこういう部分が載ってなかったということ、詳細等につきましては、職員課の方という話――問い合わせ先等は――ということで書かせていただいておりますので、今後こういうことのないように気をつけたいと思います。

○十六番（田中祐二君） ぜひ上級だけではなくて、そういうことが起こるといのは、どうしても私には納得できないのですけれども、とりあえず今後も気をつけていただいて、必ず載せていただきたいと思います。

そこで、先ほどの問題に入ります。採用枠については、先ほどの答えで平成十三年と十四年で一名ずつ採用しております。それで、特別枠で例えば採用するときに、常時の採用をするときは、先ほども言われているように市報で身体障害者の方も受けられますよということが記載をされております。そのことからすれば、そのときに特別枠がないときは、実際採用されてないのですね。ですから、平成十二年と十五年は採用されてない。それで、特別枠という形でこれが市報に載ったときには、これは特別枠ですから、必ず採用するのだらうということでもあります。ですから、若干名ということで昭和五十一年四月二日以降

生まれで身体障害者手帳の交付を受けていて介護の必要なく、事務能力を有し、最終学歴が高等学校以上を卒業または卒業見込みの人という特別枠を設けているわけですね。ですから、採用するかせんかはそっちの考えですけれども、常時募集をしたときに、「受けてくださいよ」と。受けたけれども、結果的には採用がなければ、今の記述からすれば採用がないのですね。特別枠のときはあるということからあれば、どういう言い方をすればいいか、例えば特別枠のときは必ず採用する。ですから、特別枠がないときは、例えば市報の書き方として、今回は採用がありませんといえば、受けても採用はありませんという。表現は別ですけれども。ですから、ちょっとそういうことからすれば、受けたわ、特別枠がなければ通らないということになれば、ちょっとどうかなと私は考えておるのですけれども、それらは、ちょっとほかの都市なんかのを見ないとわからないのですけれども、今の時点でちょっと疑問に考えておりますので、そのところをお尋ねしたいのですけれども、どうでしょうか。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、採用の試験におきましては、一部の職種を除きまして身体に障害を持つ方、広くやはり受験をしていただきたいということから、私どもも募集要項の中で募っております。実態として採用されなかったと、これは結果でございます。ですから、一般の方と障害のある方、それぞれを平等に私どもは受験をしていただく。そういう中では同じような、平等にまた試験の採点をするというところで、結果としてこういう結果があらわれているということになっているのが現状でございます。

○十六番（田中祐二君） ですから、結果的にはそういうことなのですけれども、市報の載せ方としてどういうのが一番いいのかなと考えるのですね。それで、最初に市報に載せてくれということは、一般質問で私は言いまして、ちょっと責任を感じているところもあるのですけれども、それでやっていただいたのですけれども、結果的には上級だけであることが、今初めてわかったのですけれども、受験はしたわ、採用枠がなかったら、結局落ちるわけですね。成績次第によっては、現実に平成十二年、十五年で特別枠がなくて応募して、結果的には優秀ではなかったから落ちたのだろうとは思いますが、その時点で障害者の方が受けたかどうかというのは、わかるのですかね。その点はどうなのですか。

○職員課長（阿南俊晴君） 募集につきましては、健常者と同じような扱いになっておりますので、特に身体でもいろんな、車いすに乗っているとか腕が悪いとか、いろいろなそういう部分で私どもで判断がつく部分であればわかるわけですが、実態としては障害者が受けたかどうかというところは、まだ承知をしておりません。

○十六番（田中祐二君） 延々と議論するつもりはありませんので、できるだけ特別枠ということで採用していただくのは大変結構ですし、また法定雇用率をきちっと守っているということは、退職者が出た中でもやはり雇用率が下がる下がるは別にして、別府市の

姿勢としてやっぱり雇用率を守っていこうということで、こうやって平成十三年、十四年の特別枠で採用しているということは評価するのですね、そういう意味では。ですけれども、その採用の申し込みのあり方として、結局今言ったような、少し私自身も矛盾を感じております。受けたわ、結果的にはだめったというのは、特別枠以外はだめではないかというような懸念を持っていますので、何か少し職員課も調べていただいて、ほかのところでどういう形で障害者の皆さんに接しているか、その検討をしていただけないでしょうか。どうですか。

○職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今後につきましても、法を遵守する立場から、また雇用の促進を図るというためにも、さらに周知の見直し、こういう部分をしたいと考えております。また、障害者の方が受験しやすい環境整備、そしてまた試験制度についても、そういう環境整備と障害者が受験しやすい制度に努めてまいりたいというふうに考えております。

○十六番（田中祐二君） ちょっと私も考え方が自分が正しいとは思っておりませんので、ぜひ今の回答で検討していただくようお願いしたいと思います。

あと、五分ちょっと残して、次に移るわけにいきませんので、また次にして、きょうは終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後五時 六分 休憩

午後五時二十四分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○十二番（池田康雄君） どうも皆さん、お疲れでございます。あと六十分でありますので、何とかよろしくお願ひします。質問項目の順に沿って進めていきたいと思ひます。

まず、一番最初の「いつわり温泉」という、この数カ月前から日本全国の著名な温泉地における問題につきましては、昨日の一般質問で触れられた問題でありますので、私は一点だけ。とにかく、「別府、おまえもか」というようなことにならないための対応は、温泉課としてとれる対応をしておるのか。ときにこの問題は県の云々というような言い方を行政はするのでありますが、別府の温泉課長さんに限ってはそういうことを言わずに、しっかりと対応ができておるといふふうに確認をしたいのでありますが、それでいいですか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

まことに申しわけない、言いわけになるかもわかりませんが、温泉法に基づきまして、温泉に対する指導と同項の権限は、県条例で定められております。県と協力しながらの対応になるかと思ひますが、その点は御理解をいただきたいと思ひます。

○十二番（池田康雄君） いつも逃げる用意をして行政をしても、やっぱりいい話にはならん。だから、それはそれで、しかし別府の領域の中でいわゆる民間との連携もとりなが

ら、できる範囲で一生懸命しているというふうに言っていたら、私は、もうそれ以上のことはできない。できないことを求めてないので、そこだけね。もう答弁は要りませんけれども、気をつけてください。いつも何か、責任逃れをするようなことだけをとりあえずは言っておこうというような形では困る。

それから、二点目であります。浜田温泉の復元については、この後すぐ触れますが、とにかく浜田温泉と竹瓦温泉の老朽化に伴う耐震度等の心配がありました。ゆえに、大分大学の工学部の教授に調査を依頼した。その報告書が、平成十三年二月でしたかね、竹瓦・浜田温泉建物耐久度等測定調査研究報告書というのがありますね。あの報告書の中身は、市長が当選される前のことであつたわけですが、温泉課としては、そういう報告書に基づいて市長に報告すべきことは報告しておるのですか。

といいますのは、浜田温泉はあしたにも倒れる、このままでは近隣住民に迷惑をかけかねんというようなことがあつて、慌てて倒したということがあつたわけでありまして。ところが、あの報告書を読めば、明らかに地震に対しての危険度は、ともに危険であるというふうになっておるわけですね。そして、ただ浜田の場合と竹瓦が違うのは、浜田の場合には、その補強をするときにはかなりの経費も時間もかかる。しかし、竹瓦についてはこう書いておつたでしょう。「比較的簡単な工事で耐震・安全性の確保は十分可能である」、こういう報告書をもつておる。これが十三年二月ですよ。何年経過しておるのですか。そして、その報告書をよく読んでごらんくださいよ。そうしたら、時間がたてばたつほど経費もかかりますし工事の時間もかかるから、速やかに対応するのが望ましいですよ。この竹瓦についての補強等の計画さえできてないなんという状況ではないでしょうね。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

平成十三年二月に報告書が提出されて以降、屋根がわらの補修等部分的な工事はさせていただいております。御指摘の件につきましては、対応がおくれている状況でございます。まことに申しわけないのですが、つい先日には、文化庁より登録有形文化財の認定もいただきました。報告書をもとにした年次計画、これはおくれればせながら早急に立てまして、必要なところから対応させていただくような形になろうかと思ひます。

○十二番（池田康雄君） 市長、やっぱり危険ですよと言われておる。それを、やれ屋根がわらをよくしたとか、砂湯を保健衛生上のためにかえたとか、そういうようなこちょこちょやつておるようですが、やっぱり早急にやらなければいかんことは何なのかということ踏まえて、速やかに対応すること。それがやっぱり文化財まで指定を求めた市の責任であるというように思ひますので、計画等がおくれているということではありますが、速やかに対応してほしいと思ひます。

次、続いていきたいと思ひます。楠港の跡地の利用問題であります。

私は、さきの議会で、わかりやすい政治を追求されている浜田市政の楠港問題においては、

わかりにくい政治が行われているという指摘で幾つかの項目を取り上げてみました。きょうも前半はそのような視点から、また後半は、ただわかりにくくだけではない新たな要素もちらほら見え始めたという内容を盛り込めて、市長に一考も二考もしていただきたいというふうに思うわけでありますが、まずその前に、別府市行政がこれまで長い間海や山、温泉、何と別府は豊かな自然に恵まれた土地ですよということを一つの観光アドバルーンにしながら生きてきたわけですね。私の幼少期、昭和二十年の後半から三十年代にかけて、別府市、関の江から両郡橋までありますが、いわゆる亀川の駅前から別大電車が走っていました。いわゆる亀川駅から両郡橋にずっと電車に乗っていきますと、そのほとんどの車窓から海岸線が見渡せておる。波打ち際まで車窓から見ることもできた海岸線を持っておったわけでありますね。それが、ごくわずかといったら語弊がありますが、昭和の四十年代のいわゆる高度成長期に、いろいろな時代の流れや時代の要請だというようなこともあるのかもしれませんが、一つは防災のための護岸というような兼ね合い、もう一つはいわゆる観光港を中心とした港湾整備というような名目から、だんだん美しい自然の海浜が姿を消してきたわけであります。

遠い昔の話をしみますと、三十年代ぐらいまではいわゆる別府の縦通り、永石通りを下っても、秋葉通りを下っても、流川を下っても、富士見通りを下っても、すぐ目の前には海が広がっておった。それが今は、もうほとんどの場所では海に向かって縦通りを歩いていても、海の見えない場所になってきた。これで観光都市別府のいわゆる海と山とに恵まれたというようなことが言える行政の進め方になっておるのかというのを、私は議員になってもいたく疑問に感じておりましたし、そういう意味で前市長時代に京町の一等地に留学生会館を建てたことに対して、私は個人的に大いに反発を感じました。その当時は、市長は市長になる以前でありましたが、その京町の海岸線を大きくふさぐあの建物を建てるというような市政への憤りを、市長、私とあなたは共有していたと思うのです。そのあなたが、流川をおりた海岸線に五階建ての壁をつくるということに力を注ぐというのは、私にはわかりにくいのです。私の知っておる浜田博とは思えないほどに、わかりづらい感じがする。やっぱり、今でこそ少なくなったがゆえに守らなければならない海岸線を守りながら、観光を再生するという意欲を持った市長を私は心から支援したいと思っておりますし、支援していきたいと考えておるわけでありまして、観光再生を何によるのかということころあたりが、ぼやけていくような気がしてならんわけであります。

このような運びが、やっぱり楠港の問題だけではなくて、浜田温泉の復元に対しても見られるわけでありますが、先に楠港を進めて、後でもう一回浜田温泉の復元に戻りたいのでありますが、幾つかわかりやすい政治を標榜されている別府市政、浜田市政が、私から見るとわかりにくいところに歩を進めていっておる。その具体的な事例を六月に挙げたわけで、六月に挙げてない部分からきょう見ていきたいと思うのでありますが、今言いまし

たね、海岸線。あの京町の海岸をふさいだ。あの通りの私の憤りをあなたは抱くようにして、ああ、そうだ、おまえの感性は悪くないというふうにしてやっぱり支えてくれ、励ましてくれたそのところの流れが、今そのまま継続しているのかな。そのところをもう一回、機会があれば冷静に立ちどまってほしいなというふうに思いますね。

それから、きのう市長さんが答弁の中で言われたことで、私は人の答弁ではありましたが、ぼっと引っかかったことがあるのですよ。これは今までの私の知っておる浜田発言ではないなと思ったのは、白紙撤回問題です。こうおっしゃいました。選定委員会の中では白紙撤回もあり得る。私はそのとおりだと思うのですね。選定委員会というのが、応募要綱に沿い、選定基準に沿ってそれぞれ相対評価、お互い元教員ですから、相対評価とか絶対評価という用語がストレートにつながると思うのですが、相対評価や絶対評価を加えて、そうして平成十二年の中心市街地活性化基本計画や楠港埋立地の理念とのそういう整合性を考えて、総合的に絶対的に評価したときにどうなるのかというような視点が持てるような委員会であれば、私は白紙撤回もあり得る健全な選定委員会たり得たと思うのですね。

ところが、一方ではそのように選定委員会では白紙もあり得ると言いながら、よく見ると、そのプロセスの中で白紙撤回がないように持っていつてしまっておるという側面が見えるのですよ。それは一つ何かというと、その中に入った行政の代表が、「一社選んでください」と言って叫んだという話だとか、それから市長が若草で市政懇談会ですか、やったときに、次の日の六月十二日の新聞を見ましたら、一、二社に選定委員会が決めてくれたら、その後は私が云々というような、いわゆる選定委員会があつておる最中に、選定委員会に対してそのような間接的な発言をしていますし、それから、さきの議会でも出しましたが、楠港埋立地に対する別府市の考え方。これは八月二十四日以降に出たものではありませんからね、選定委員会があつておる八月二十四日以前に出たものであります。前の六月議会だったと思うのですからね。この六ページにどう書いておるかということ、こう書いておるのですね。「この委員会は、応募企業のうち最も中心市街地を活性化すると考える企業一社を選定していただき、それを市長に報告していただくことを目的としています」。つまり白紙はないのだというに等しい表現を、いわゆる別府市の考え方として入れてしまつておる。

だから私は、本来的には市長さんは、選定委員会に純粹に、とにかくいろんな意見があるはずですから、いろんな意見を討議して論議してください。そして、場合によっては相対的に順位をつけて考え、またその中で絶対的評価を加えながら、それが本当に今の楠港の跡地に来る企業としてふさわしいのかどうか、絶対的にも評価してください。そして、もし十分今のいろいろな別府市のこれまでの経緯に矛盾しない企業であれば、私に答申してくださいというのが、僕は、その選定委員会をおつくりになろうとしたその時点での市長さんの思いだったのだらうと思うのですね。それが、市長さんの思いのほかに幾つか展

開があったりして、いろんなところでいろんな発言が加わってね。一議員の発言であれば、本会議でしゃべって議事録に残るぐらいがせいぜいで、余り活字になって残らんわけでありましたが、市長さんの立場になりますと、あそこでどう言われた、こっちでどう言われた、こっちでああ言われたというのが活字になって私の手元に届いてしまう。皆さん議員のところに届いてしまうわけですよ。だから、その辺にそこがあると、やっぱり非常に後からいろいろな問題を生じてくるので、絶えず言っておることとの間に整合性はあるのか、矛盾はないのか。あればあったで、速やかにどちらかを訂正するというような、僕はそういう誠実な歩み方をしてほしいと思っております。

あと、幾つもあるわけでありましたが、これはちょっと市長さん、違うのではないのというふうに思えてならんところがあるので、まあ、聞いてください。

選定委員会から答申が出ました。その答申では、さっき、先輩議員が鋭く指摘をなされておりましたが、あの答申書では、選定された企業が他の企業よりもどういう点ですぐれて、どういう面で劣っているのかというのが、全く理解できません。不明瞭ですね。また、その選定された企業が、選定基準や応募要綱の各項目においてどのような評価を受けたがゆえに選定されてきたのかという、そのプロセスも全く理解できませんね。また、あの報告書では、選定委員会が、選定された企業の事業計画のどの部分が中心市街地を活性させるというふうに判断をしてその会社を選んだのかということもわかりませんし、例えば交通アクセス一つとっても、他の企業よりもどの部分がすぐれているのかというようなことも全く見えない。だから、そういう答申を受けた市長さんは、困ったなと思われるのが当然という認識が、僕の認識なのですよ。とりあえず、どういうことで選んだのかな、どういうことでここがいいというふうにこの人たちは選んだのかなということをつかれないものをいただいて、ところが市長さん、市長さんは困っているように僕には見受けられんですよ。というのは、「ここからが私の出番だ」みたいな、そういう発言をあなたはなさる。そういう意見を聞いて、そこから私たちが議員の皆さんや市民の意見を聞いて、ここからが私の出番だみたいに発言されると、市長さん、これはちょっと違うのではないか。ちょっと冷静になって、もうちょっと状況分析してほしいなというふうに強く思っています。だから市長さんは、むしろ困っておる状態ではないのかなと思うのですが、何か余り困っておるふうにも見受けられるので、僕が困っています。（笑声）

そうして、これもちょっとどなたかが触れたのですがね、昨日来の助役の答弁それから市長さんの答弁の中で、こういうことが出てくるのですね。「いや、それはこれから詰めていくのです」、助役さんはこうおっしゃっている。そして助役さんは、また、「いや、今お答えできる状況にはないのです」、こういうふうにおっしゃるのですね。それで市長さんは、「これからしっかり議論をしていきたい」とか、「案をしっかりと整理していただいて、そしてこれから詰めていくのです」みたいな、「これからなのです、これからなの

です」。本当ですか。

いいですか。ちょっとそれなら、質問ですから、僕がしゃべっても、これはちょっと話が違ふぞということになる。これから議論して、これから詰めて、それなら、どのぐらいには詰まるのですか。どなたか教えてください。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

きのうも答弁をさせていただきました。企業の選定報告をいただいて、私どもはこれから協議をしていきたいということを確認にお答えしております。いつまでかということですが、私どもは、この協議が整うのはいつという限定はいたしておりません。企業と十分話を詰めて、成立すれば議会の方に御提案させていただきたい。そういった思いでお答えをさせていただいたところでございます。

○十二番（池田康雄君） 期限がつけられない、決まらないのではない。できないのです。（発言する者あり）いいですか。なぜ。それは選定委員会が株式会社イズミがいいのではないですかとは選定したけれども、まだ決定したわけではないのですよ。決定したわけではない企業は、決定したわけではないのですから、次の動きはできないのですよ。つまり企業自体も、次の動きの詰めができないのです。できない段階の株式会社イズミに対して、この話はどうなるのか、この話はだめだ、もうちょっと詰めてくれなければ、私らは市民に説明できん、議員に説明できんといったって、決まってない企業が次の手を打てないわけですから、決まらないですよ。そういう決まらないものと詰めていく、詰めていくって、何か時間さえくれたら詰まるみたいな言い方をするのですが、間違いはないですか。僕の言うことがおかしいですか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

私どもは、今回の選定委員会からの選定につきましては、企業のプレゼンテーションによるところでございまして、この具体化というのが、非常にまだ詰まっておりません。企業のやはり詰めた計画について話を詰めていきたい。まだ煮詰まってないところが多くあるかと思っておりますので。

○十二番（池田康雄君） いいですか、助役さん。詰まっていない、詰まっていないみたいにして、何か何日かたったら、あるいは何週間かたったら詰まるみたいな言い方をされますが、本当に何週間か何カ月かたったら詰まるのですか。詰まらんのではないですか。煮詰まらんのではないです、煮詰まりようがない。例えば八十社ぐらいのテナントを入れるのでしょ、予定としては。どういうテナントが入るのですかなんかいう話は、決まってから募集するのですが、イズミも。私のところは別府に出ますよ、出ることになりました。あなたに来てくれませんか。出そうなのですが、あなた方来んかみたいな、そんな話にはならんでしょ。そういうようなところをもうちょっと整理しながら行政も進んでいかないと、僕は元国語の教員ですよ。その国語の教員でさえ、何かこう商売とか何と

かいう流れが全くわからないながらも、今みたいな行政の進め方では、やっぱり素直に、真摯に市民から預かった土地を有効に最大限利用していく誠実な行政の進め方をしようというふうに認識できんのですよ。だから、もうちょっとその辺は、煮詰まらんことをあたかも煮詰まるかのように錯覚しておる。そして、もし信じ込んでおるのだったら、虚偽の答弁になっていくことにもなりかねんですからね。その辺、僕が何を言っておるのか。ちょっと僕は、今血が上がってきましたが、冷静にぜひ考え直してみてください。

それから、昨日、市長さんはこうおっしゃいました。市長さんはずっとこういう思いでおられる。そして、私はそのことを疑ってないのですが、だけれども市長さん、もうちょっと順序よく考えたら、こういう発言というのは、今できないのですよ。市長さんはこうおっしゃった。私の思いは、皆さん方と変わらんですよ。これほど今沈滞したように見えている中心市街地を何とかしたいのですよ。見てごらんなさいよ。シャッターが閉まるころもふえておるではないですか。私は、このシャッターを開きたいのですよと。

開きたい思いでやったことが、おりるシャッターがふえるという危険性があるから、多くの人たちが心配しておるのですよ。だから、そういう心配しておる人たちに、こうこうだから大丈夫なのですよ、あるいは、こうこうこういうふうにしてというような、いわゆるわかりやすい行政の立場としての思いをぶつけて理解をいただきながら行政というのを進めてほしいのですよ。ただ「私の思い」で閉まったシャッターを開きたいのだと。わかる、気持ちは。それは僕も手伝えるのなら、行って開けるよ。だけれども、結果として今よりもシャッターがぼんぼんおりるといふことがあるからこそ、反対しておる人たちもまた多いのだという、何も難しくないそういう事実をやっぱり冷静に受けとめて、そういう方たちに一緒に本当にシャッターを上げようではないかと呼びかけて、一緒に本当、上げさせてくださいというような流れにこれまで持ってくる努力がどれだけなされたかということですよ。そこらあたりがやっぱり飛んだまま、行政の長としてこの「思い」だけを述べながら行政を進めても、反対者の数は減らない。

だから、やっぱり反対の人たちの理解を得るためにはどうしなければいかなのかということ、やっぱり市長の周りには何人もおるわけですから、あなたたちはもうちょっと知恵が出ないのですかね。僕は、もうちょっと、それこそ優秀な方たち――ちょっと私も入っていますが（笑声）――そういう方たちが周りにおるのですからね、やっぱりしっかりね。物事というのは、やっぱり順序があるのだということ、そしてその順序どおりについておるかということ。逸脱した部分があったら、それをどうやれば修正できるのかというようなことなどをやっぱり研究しながら進めんと、ただ猪突猛進のように突っ込め、突っ込め、突っ込め、突っ込むことが市長のためだというふうにして、何かおかしいところに市長のみこしを引っ張り込むような気がして僕はならんのです。僕にはもう本当、本当にまともに王道を歩いておるようにはとても思えません。と、僕はなかなか市長とゆっく

りお話しする機会がないので、こういう場を借りて僕の思いをぶつけておりますけれども……。

ちょっと細かく……、十二、三分は浜田温泉でとっておきますのでね、それまで。先ほども何人かの方が八百万という問題に触れました。集客予定八百万というのですよ。八百万というのを僕は計算機でたたいてみました。三百六十五日で割ったら二・二万人ですよ、一日。ところが一週間、月曜日と日曜日も含めてなべてみて二万人なんというそんなことは考えられんわけです、平日と土日とは違うわけでしょうから。そうすると、この数でいくと平均、三百六十五で割ったら二・二というときには、平日はどのくらい、土日はどのくらいと見るのが、いわゆるプロフェッショナルの見方なのですか。ちょっとどなたか……。

○商工課長（中野義幸君） この割合でございますが、これはイズミにちょっと聞いたところでございますけれども、（「株式会社イズミ」と呼ぶ者あり）平日につきましては、大体一対四ぐらいの割合で、四ぐらいが結局週末ということで、週の中につきましては一ぐらいの数字だというふうに聞いております。（「前置きはいいから、だからどうなったら、どうなの」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○助役（大塚利男君） 八万百人の推定については、イズミの方には、どういったことから八百万人という数字を割り出したのかということでお聞きしましたが、その中で、中津市が別府市と比べて五百万人、その五百万人についての数字の出し方について聞いておりますので、（「助役、ちょっと違う。そんなことは聞いてない。議長」と呼ぶ者あり）

○十二番（池田康雄君） 聞いてないよ。八百万はうそと言わんのだ今、僕は。とりあえず株式会社イズミさんが八百万と言っておるときに、それを三百六十五日で割ったら二・二万人になる。しかし、ウイークデーと週末とがある。そのときにはウイークデーにはどのぐらいで週末にはどのぐらいと見るのが、通常のベースなのですか。それを国語の教員でわからんから聞いておる。だけれども、乱暴に二・二万人の平均を勝手に、僕の、何の根拠もない、勝手に。根拠のないのはあなた方が得意だけれども、（笑声）僕も根拠のない、平日一万とやったときに、週末は五・二万人ぐらいになるのです、五・二万人ぐらい。八百万ということベースにして考えたときよ。そうすると千六百台の収容があるのです、駐車場。そうすると、そこで五万何人が来たときに五万何台の乗用車にならんから、どのぐらいで乗用車は計算するのですか。僕のこれまた根拠なく、乱暴に。電車で来る人、バスで来る人もひっくるめて四で割って見たら一・三ぐらいになった。つまり一万三千台になった。まあ、それが一万でもいいわ。一万三千台になったときに駐車場が八回転するのです。一万人のとき六回転以上するのです。そうすると、流川から直進してきた一信号のときに何台入るのか、右折した車が入るときには一回の信号で何台入るのか、右折のとき、左折のとき。そんなことはその気になって調べれば大体わかる。そうすると千六百人がと

りあえず入るときには、どこからどこまで並ぶのか。そうしたら、週末の一万三千来たとき、あるいは一万来たとき、八千来たときにはどうなるなのか、今の道路事情のときに。そういうのをやっぱり真剣になって考える時期ですよ、もう。北浜のところに立ってカウントして、信号が一回のときに自動車は何台通ったとって、こうやってやれば済むことだ。だけれども、とてつもない渋滞という状況が浮かぶのだが、その対応はちょっとやそとでできんですよ。

まあ、いいです、きょうはその辺がメインではない。とにかく幾つかの事業計画があるけれども、それは株式会社イズミが言っていることです。それはそうです、イズミはイズミとして進出しようとしてこのように。何の根拠もないわけにいかんから、ある程度の根拠を持ちながら言っておる。

はい、聞かせてください。市外観光客三百五十万。その内訳を聞いたら、こう答弁しました。観光客が別府市に一万一千人来た。その一五%が観光客として来るのではないかと。いうところで百六十五万、それを百六十万と想定しています。その他が百九十万想定しておる、別府市以外、観光客以外。その他が百九十万というのは何ですか、その他。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

八百万人の内訳でございますが、市内が四百五十万人、御指摘のように観光客が百六十万、そしてその他の別府以外の市町村から来別するのが百九十万というふうにイズミは想定いたしております。

○十二番（池田康雄君） いいかい、よく聞いておいてよ。よく聞いておいてくださいよ。ここにあなたたちが出した。これは大きなタイトルですよ、この間も言ったけれども。

「楠港埋立地に対する別府市の考え方」。その補助資料として、ここに平成十四年度の大分県が出した消費者動向調査があるね。いいですか。

○議長（清成宣明君） 十二番議員さん、十二番議員さん。少し南寄りに寄ってあげてくれませんか。十一番議員さんがちょっと迷惑しています。（笑声）

○十二番（池田康雄君） それで、私が大胆な拾い出しをしました。どういうことをしたかという、さっき僕が、杵築にもできる、宇佐にもできる。商圈がダブっておる。百九十万、三百五十万云々みたいなところは、もう状況が変わっておるのではないかといいましたが、まあ、僕はとにかく豊後高田、杵築、宇佐、大田村、真玉町、香々地、国見、姫島、国東、武蔵、安岐、日出、山香、湯布院、それらの大分に流れている客が、一〇〇%大分には行かんで別府に来た場合、それで何人ですか、商工課。僕は、それが当たるからとって、言っておるので計算してみましたか。

（答弁する者なし）

○十二番（池田康雄君） それで最寄り品、最寄り品で今の市郡市が大分に行くのが一〇〇%別府に来たときに、その人数は百五十一人。いいですか。買い回り品で大分に行く人

間が全部来たとき二千二百六十六人。つまり合わせて二千四百十七人。これに、まだ別府に今入り込んでおる人間が、みんなその某企業に行ったとしたときには、これの倍近く。それでも五千、六千。それが、また宇佐にでき、杵築にできた。減ることこそあれ、ふえることは難しい情勢の中で、あなたは今何と言った。百九十万が市外からの入り込み客。観光客でもない。僕は五千だ、一万だ。その一万が、減ることはあってはふえることはないというのだ。一万と一万三千とかいうのならわかるけれども、百九十万と一万の差はどうやって説明するのですか。（「助役、選定委員会で協議したのでしょうか。あなたが答弁しなければ……」と呼ぶ者あり）

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

選定委員会では、この件については議論は行っておりません。これは企業からの提案だけでございまして、これについての議論は、選定委員会では行っておりません。ただ、別府市の考え方については、別府市からそれぞれの立場から述べさせていただいた経緯がございます。

○十二番（池田康雄君） これは選定委員会で議論してないというのは、わかりました。議論をしているのが何かを言ってもらった方が早いぐらいでしょうからね。あれも議論してない、これも議論してないという話を今聞いてもしょうがありませんのでね。ただ、市長、僕がきょう言いたいのは、やっぱり選定委員会が、この企業はいいですよ、この企業にしなさいという以上は、この企業が提示しているところの問題点なりわからない、わかりにくい点なりをやっぱり精査しながら市長に勧めるというようなことがあってもいいのではないかな。そういうものも一切吹っ飛ばして市長がもらって、これからがおれの出番だというのは、やっぱりちょっと違うのではないですか。だから、市長は困ってください。困るのが市長の状況ではないかなということ、こういうような幾つかの相似というのは、非常に都合がいい。非常に大きな武器にもなるし、しかし使ったがゆえに、よくわかりもしないで使うと大きな落とし穴をかぶるということにもなる。これは何のことはない、別府市の考え方であなただけが出した資料です。あなたの方が出した資料をもとにして、僕は今しゃべっておる。僕が勝手に引っ張ってきたら、あなた方は持ってないけれども、あなたの方をつくった資料に基づいて僕がしゃべっておることに対して、何か二の句が継げんような状態というのは、やっぱりお粗末。

いいですか、もう一回言いますよ。あなたの方が出したものですよ、あなたの方が出した。これ見よとってつけた資料。いいですか。だから、そういうところでもうちょっと自分が出した資料は、本当は何のものなのか。そして、本当にこれで今これは出すべきなのか。これを楠港に添えて出すべき資料なのか。その辺の吟味も不足しておったのではないかな。ただ、やはり見てごらん、別府市はこれだけ落ち込んでよそに行っておるぞ、何とか別府に泊まるように何か物販が来る方がいいではないですかというために、これだったら利

用できるのではないかというような、何とかな、小売りの資料の使い方。本当に冷静に健全に議論を促進しようとして、そのために必要な資料だというふうにしてつけられた資料ではないように見受けられたので、私はちょっと意地悪かなと思ったけれども、この資料をもとにしてあなたらに話をかけてみたということであります。

そして、よくこの問題で同じパイを食う論争というのがありますね。そして市長さん、きのう、こうおっしゃったですね。競合は、私もTという会社はそれはそれで心配していますよ、私は、Mという会社はそれはそれで気になっていますよ、そういうようなこと、なるべく市内の業者とは競合しないようなというようにもお話しなさいますが、考えてみてください。数字の中身は別にして、言っておくことは八百万のうちの三百五十万は市外の観光客ということは、裏を返せば四百五十万は別府市の客だということをおっしゃるのですよ。そういうことを言っておくのですよ。ということは、市内で四百五十万人の客を集客するということは、一年間に市民一人が年間三十六回行くということの意味なのです。もうじいちゃんもばあちゃんも、みいちゃんもあちゃんも、みんな連れて三十六回全員が訪れた数が四百五十万という数ですよ、十二万五千として割ったときに、それで競合しないというようなやっぱり状況をつくるのは、私は極めて難しいのではないかなと思っています。だから、そこのもぜひお考えになっていただきたいというふうに思っております。

それから最後、最後ですね。跡地を売却するか賃貸にするかをまだ決めていないということ、何かこう、おれはまだジョーカーを持っておるみたいな雰囲気でおっしゃられるのが、私にはちょっと理解できにくいのですよ、市長。というのは、今回、楠港の埋立地でいわゆる市民の皆さんの財産であるものを、選定企業等を委員会を通してやる時に、諸情勢からやっぱり売りたいのだから貸したいなというようなことは、僕は比較的早い段階でおっしゃるべき中身ではないのかなと思えるのですよ。それを、ある企業とのやり取りの中で売るか貸すかというようなところの中身ではない。私は、今のいろんな別府市の情勢、今後の展望等々を含めて、何かその辺は比較的早い段階でいわゆる幹部等が話し合って、こうしたい、ああしたいと言うべき中身なのではないかなというふうに思えますので、その辺もまた一遍立ちどまって考えてください。

何を思ったか、竹瓦温泉の耐震度の後に、私は浜田温泉の復元問題に行くつもりが、気持ちがかっちこっちに入っておったもので、楠港に来ましたが、議長すみません、もう一回浜田温泉の復元について戻させてください。

四月に六千五百万もの篤志家からの寄附をいただいて、六月議会でこうしたいというような市の一応意向を出して、常任委員会で附帯事項がつけられて、住民代表の方や自治会等のお話を重ねながら経過しているわけではありますが、その中で私、二度ほど住民の方たちとの話と市の話に立ち会う機会があって聞かせていただいているのですが、この市の対

応というのが何かこう、こうと決めたらでこでも動かん。話し合う原点をこの人たちは理解しておるのかなというように思えてしょうがなかったのですが、何でそうなるのかな、何でそうなるのかなということを一生涯懸命寝ながら考えてみました。そうすると、浜田温泉というもの、旧浜田温泉館という建物の価値観というものに、やっぱり住民の方と市の行政の方とに共通認識が持ててないがゆえに、その対応にかなり隔たりが出てくるのかなというふうに考えてみたのでありますが、温泉課でも観光課でも生涯学習課でもいいですが、私は、浜田温泉館という一層建ての温泉家屋というのは、日本に有数の誇れる歴史的温泉家屋であるという認識をしておるのですが、そういう建物が九州にどのくらいあって、西日本にどのくらいあって、全国的に見たらどのくらいあって、私の思うような存在なのかどうか、その辺はどう認識しておるのですか。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

今、議員さんが御指摘の分については、調査して、私どもは把握はしておりません。ただ、旧浜田温泉は、平成……（発言する者あり）よろしいですか。

○十二番（池田康雄君） 「私どもは調査してない」というのは、あなたの「ども」には、温泉課も観光課も入っておると理解していいのですか。

あのね市長、そういうようなところで浜田温泉の復元をどうするかということの真剣な迫り方というのは、まず難しいだろうなと思うのですよ。だって、価値観がわからんものな。何ほでもあるのだというふうに思っただけで対応するのと、日本にはもう数少ない有数のものなのだというふうにして対応するのと、そこにおのずから体温差が出てくる。当たり前ですよ。そして、前回の会議で私と助役さんがくしくも一致したのですよ。浜田温泉の浜田温泉たるゆえんはどこにあるのか。これはもうわけはない、湯舟から天井まで八メートルもなんなんとするあのぜいたくな空間にこそ浜田温泉の命があるのだと、こう。そうしたら市長、復元というのは、昭和十年に建てられた姿に戻すのが復元なのです。それで少なくとも昭和四十一年にその中段を遮って公民館をつくった以前の姿に戻すのが、私は復元の最低限度のことだと思っております。その復元をしないで、何かこう、ああする、こうするみたいなところに行っておる。

限りある時間ですから、ここから先、僕の思いを伝えますので、ぜひ市長、真摯に受けとめて早急に対応・検討してほしいのです。

こういう篤志家が六千五百万円もの気持ちで浜田温泉の復元ということで寄贈していただいた。気持ちよく復元をすべきです。昭和四十一年以前の姿に復元してお湯を張るので。そして、やれ県条例だ、やれバリアフリーだ、やれ湯の量が少ないと言うのなら、百日限定、二百日限定でいい。そして湯の量が少ないのだったら、浜田温泉を一遍とめてもらって――理解をもらって――そして、昭和十年の温泉に戻して、別府市民の皆さんに無料で入っていただくのです。もう百日限定、二百日限定、もう譲れないならそれでいいの

です。そうしたらどういう効果が生まれるか、どういう状況がつかれるか。私は、私の知っておる浜田博市長ならば、そうするのがむしろ自然なのではないかと思える、私の今言うようなことが。そうすると、やっぱり別府市民の皆様が、亀川に浜田温泉というのがあるのは聞いたことがある、騒いであったから聞いたことがある。こんな温泉だったのか。これは何とすごい温泉だな、何と昔の人はぜいたくをしておるのだなというようなことの浜田温泉というものの存在の認識をしていただけますし、そういう歴史的なもの、あるいは温泉家屋という文化的なものを大事にしておるのだという別府市政の思いも、多くの市民の皆さんには伝わるのだと思うのです。

まだ、これだけではありません。そうすると、また一方では、市長がよくおっしゃいます。別府八湯、それぞれの特性を生かしたまちづくり。今、別府八湯・亀川温泉なんか言っても、ほとんど実態がないような状態なのであります。それが、そういう百日限定、二百日限定であっても、そういうものができることによって、あるいは浜田温泉が復元されたということによってやっぱり亀川、「別府八湯に亀川温泉あり」というようなやっぱり一つの、それ以後は市の言うように片一方は床を張ったりするようなことになるのかもしれませんが、とにかくそういうような動きの中で、私は亀川温泉というようなものが、やっぱり浜田温泉を機軸にして存在することを別府市民にも知っていただくことができるいい機会ではないかなと思っておりますし、また、別府市制八十周年、そして浜田温泉というのは、いわゆる別府市が、亀川、石垣、朝日、一町二村ですか、それを合併して、そして大温泉都市別府というものになったときの記念碑的存在でありますので、やっぱり別府市制八十周年というものと呼応して、やっぱり浜田・新市政が観光再生に立ち上がったシンボリックな存在として強く市民にアピールすることもできるだろうと思っておりますし、また、こういうような限定でいわゆる昭和十年の温泉家屋が復元するばかりか、温泉までも楽しめるというようなことを全国に発信すれば、やっぱり別府市観光再生で老舗の温泉都市別府が何か新しい前向きな行動を、動き出したな、始め出したなというようなそういう動きを知らしめることもできるし、もう一石五鳥、六鳥のそういうチャンスはどうしてただ復元という名の、昭和十年に建てられたという建物を建てることだけで、何か満足するかのような扱いでこの問題を済ませようとしておるのかな、私はその辺がもう全く理解できません。

こんな大きな、それもいわゆる篤志家の思いを一心に受けとめて、それを最大限に利用させていただくにはどうすればいいのかという当然の帰結が、今僕が言ったようなことも検討しながらできんのかというようなことをぜひ考えて、前向きにこの浜田温泉の問題で対応していただきたいなというふうに思っています。もう必ずや今のような流れで処理するよりも、数段市民にも篤志家にも喜んでいただけるし、観光都市の再生のきっかけにもなり得るし、観光都市、温泉の貴重な観光資源としての認識を強く市内外に認識すること

ができる、そういうふうに思っております。バリアフリー法とか、やれ県条例とか、やれ湯の量が少ないというようなことだけで、何かこう後ろ向きで、本当にこの浜田温泉の価値が理解できているのだろうかということが随所に疑われるような行政の今の進め方に、憤りを越えて悲しささえ感じておるといふ私の心情をお伝えして、私の質問を終わります。

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時二十四分 散会